建設工事における労働災害防止対策

令和２年10月

死亡災害発生状況の推移

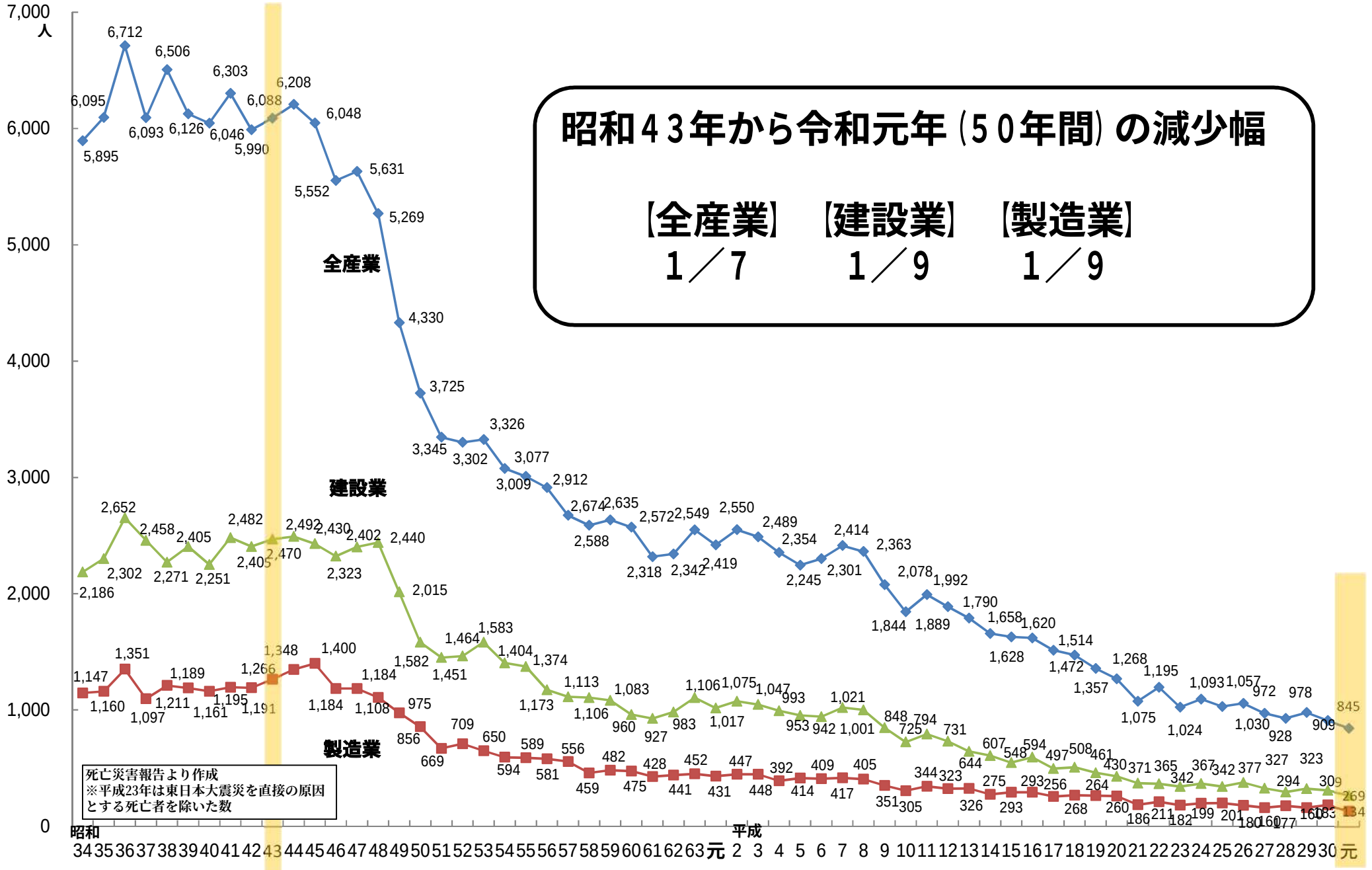

死傷災害発生状況の推移

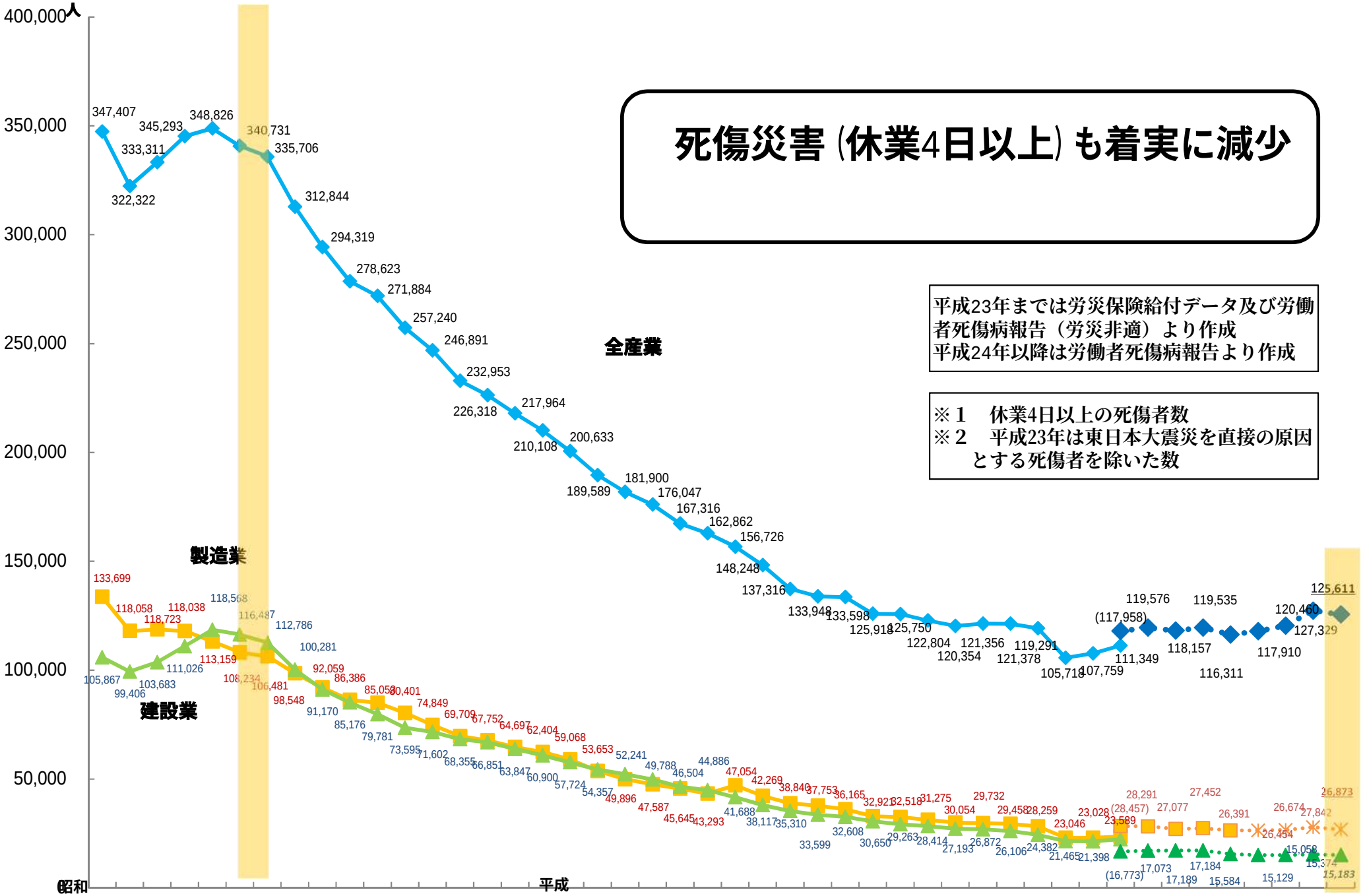

死傷災害（休業4日以上）も着実に減少

平成23年までは労災保険給付データ及び労働者死傷病報告（労災非適）より作成
平成24年以降は労働者死傷病報告より作成

※１　休業4日以上の死傷者数
※２　平成23年は東日本大震災を直接の原因とする死傷者を除いた数

平成31年/令和元年　業種別労働災害発生状況（確定値）

※ 平成31年１月１日から令和元年12月31日までに発生した労働災害について、令和２年４月７日までに報告があったものを集計したもの

死亡災害

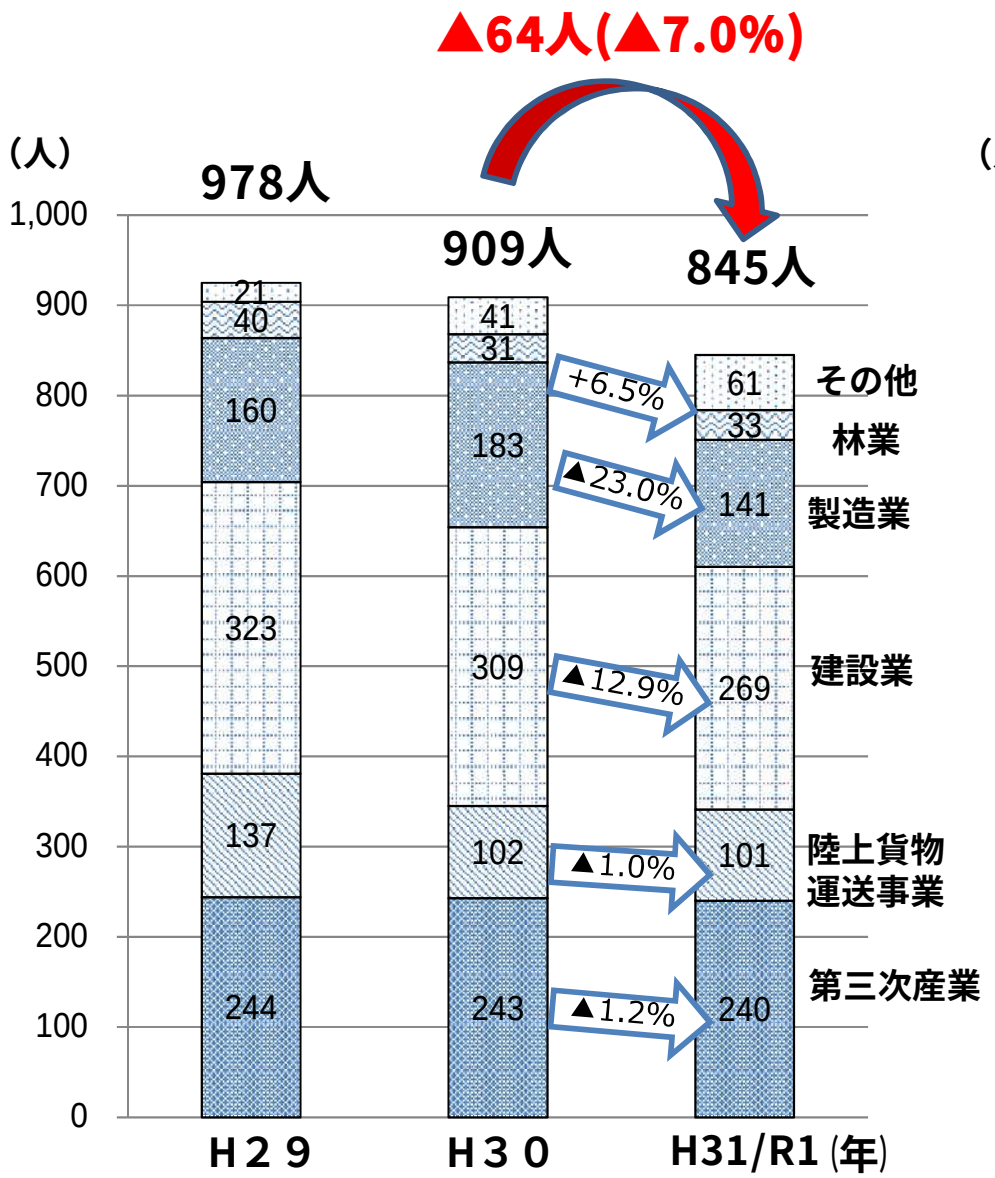

出典：死亡災害報告

休業４日以上の死傷災害

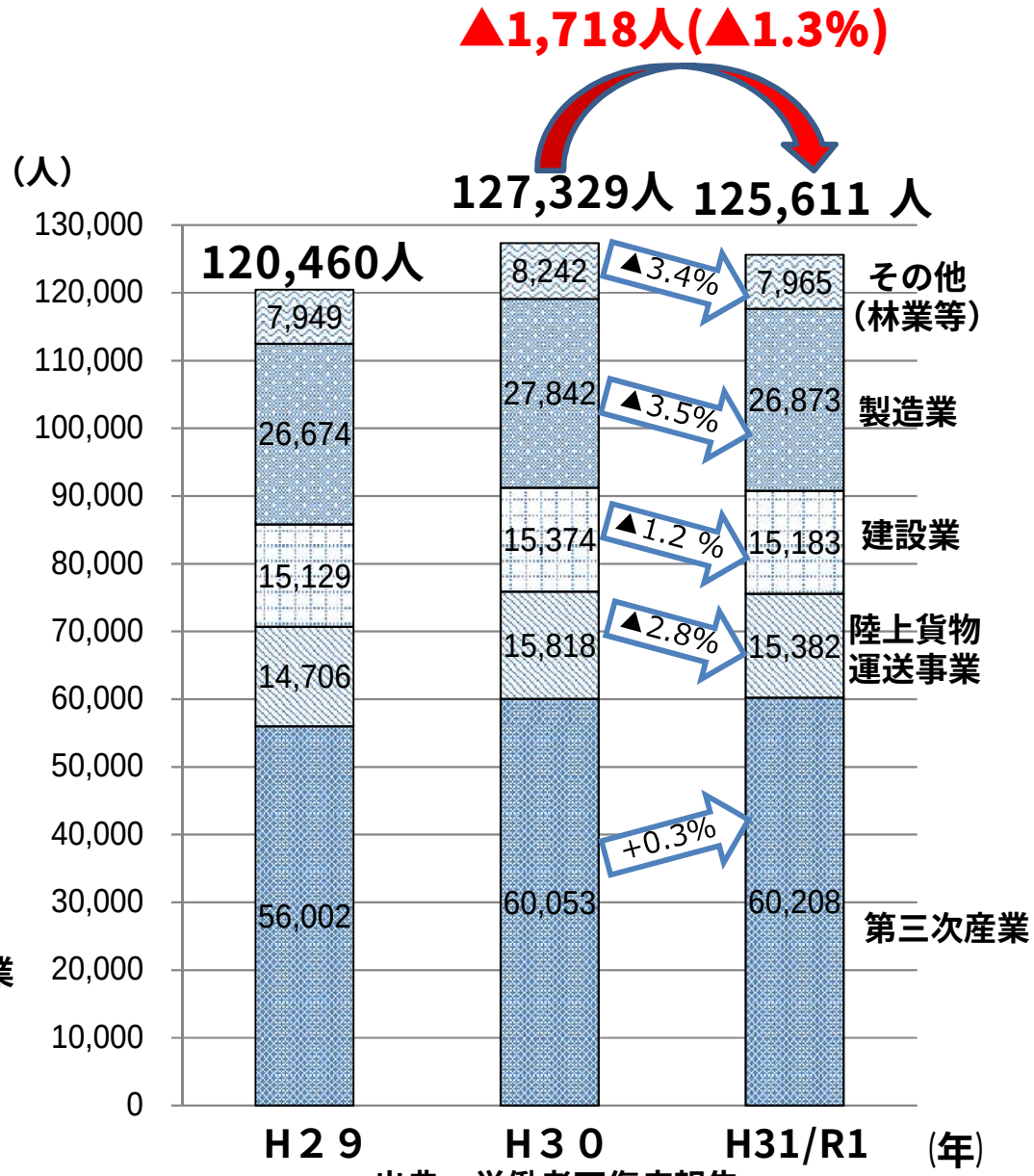

出典：労働者死傷病報告

平成31年/令和元年　事故の型別労働災害発生状況（確定値）

死亡災害

845人 (前年比▲7.0%)

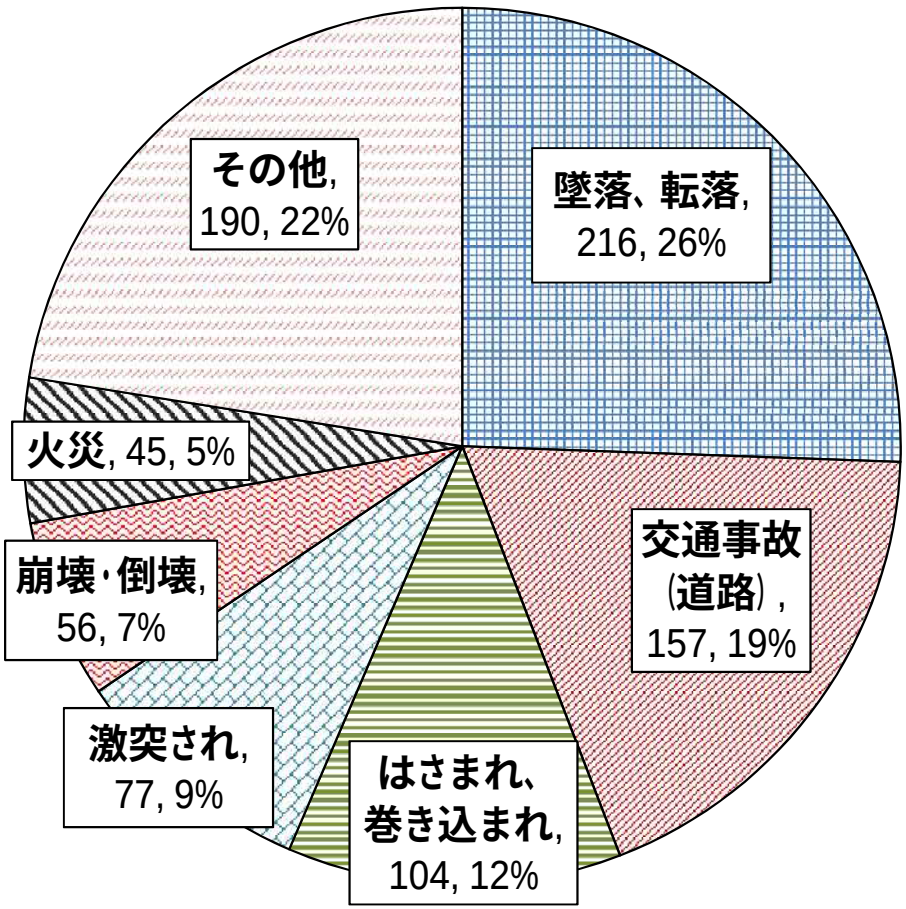

出典：死亡災害報告

休業４日以上の死傷災害

125,611人 (前年比▲ 1.3%)

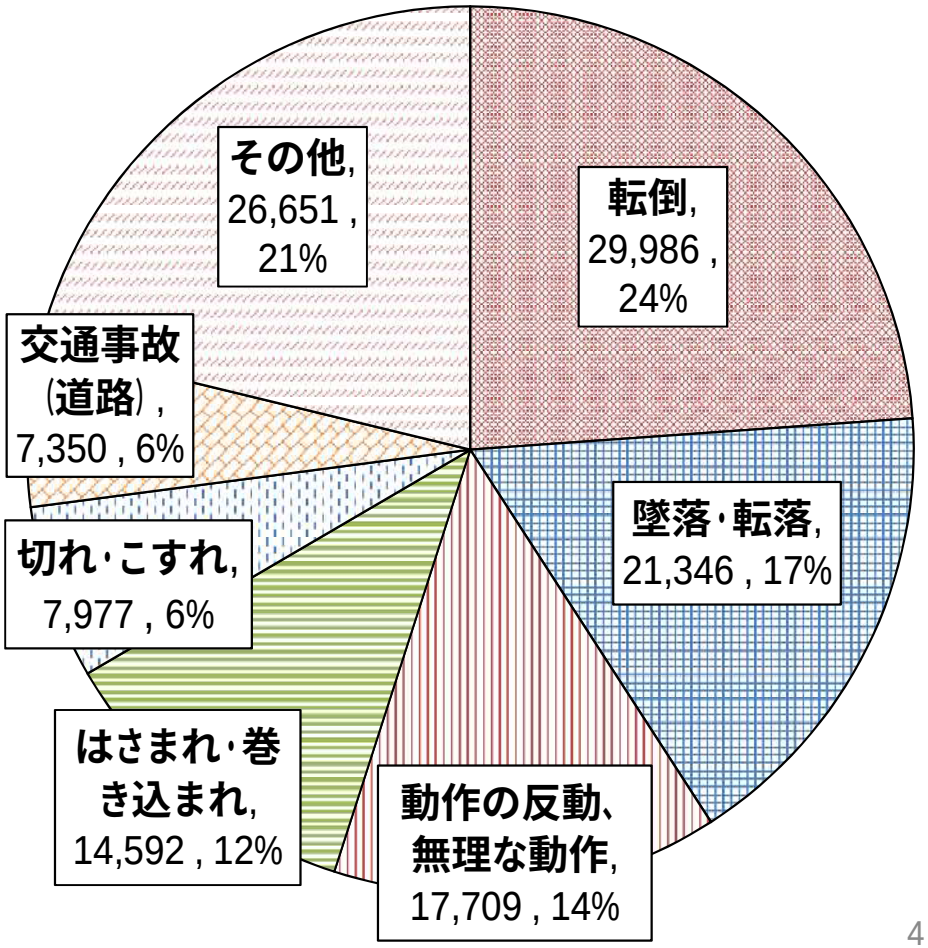

出典：労働者死傷病報告

建設業における労働災害の発生状況

建設業における墜落・転落災害防止については、災害防止計画(注1)の最重点対策として、取り組んでいる。

建設業における死亡災害数、そのうち墜落・転落災害による死亡災害数　　（資料出所：死亡災害報告(厚生労働省)）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	前年比
死亡災害	430	371	365	342	367	342	377	327	294	323	309	269	▲40人 12.9%減少
墜落・転落災害	172	147	159	154	157	160	148	128	134	135	136	110	▲26人 19.1%減少

死亡災害の業種別内訳（平成31/令和元年）

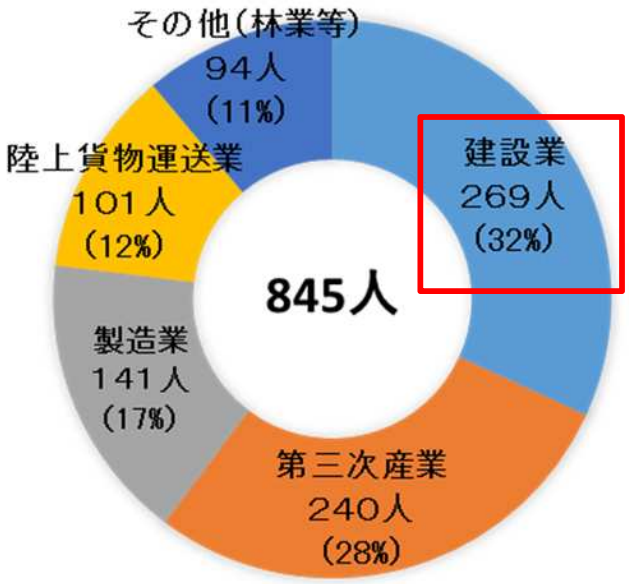

建設業の死亡災害の事故の型別内訳（平成31/令和元年）

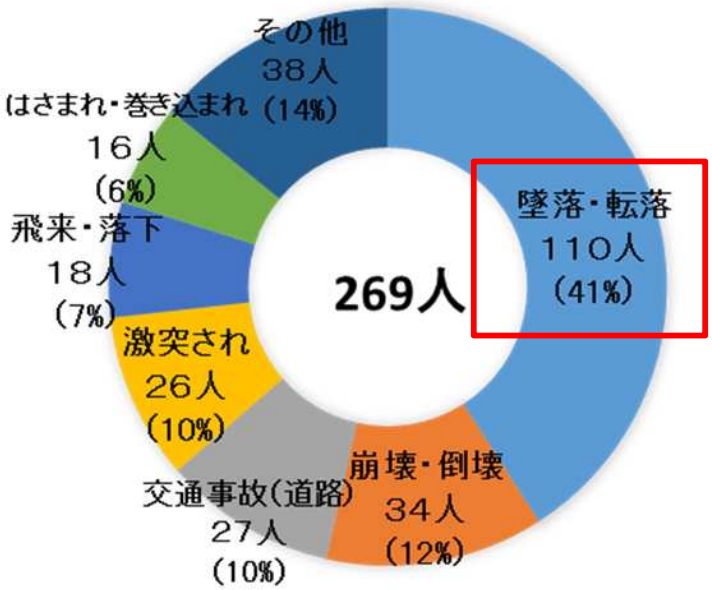

※一人親方等の災害については、上記集計対象になっておらず、別途把握している。
平成31年/令和元年 建設業における一人親方等の死亡災害：92人（対前年比4人減）

(注1) 労働安全衛生法に基づく「第13次労働災害防止計画」(平成30年度～令和4年度) において、計画の重点事項の一丁目一番地に「建設業における墜落・転落災害等の防止」を位置づけている。

平成31年/令和元年一人親方等の死亡災害発生状況概要

一人親方とは、労働者を使用しないで土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊もしくは、解体またはその準備の事業（大工、左官、とび職人など）等の事業を行うことを常態とする方であり、一人親方等とは、これに加えて中小事業主、役員、家族従事者を含みます。

このため、一人親方等は労働者ではありませんので、労働災害統計の「死亡災害発生状況」には含まれません。

表１．工事の種類別　災害発生状況

	一人親方等	
		一人親方
土木工事	14 (16)	7 (4)
建築工事	56 (62)	38 (41)
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	8 (15)	6 (9)
木造家屋建築工事	24 (29)	19 (19)
その他の建築工事	24 (18)	13 (13)
その他の建設工事	15 (11)	14 (7)
分類不能・不明	7 (7)	1 (3)
総計	92 (96)	60 (55)

表２．事故の型別／起因物別　災害発生状況

	一人親方等	
		一人親方
墜落、転落	58 (53)	40 (32)
屋根、はり、もや、けた、合掌	21 (24)	14 (16)
足場	15 (6)	11 (4)
はしご等	7 (7)	6 (3)
建築物、構築物等	3 (6)	2 (2)
開口部	3 (2)	3 (2)
掘削用機械	3 (0)	1 (0)
はさまれ、巻き込まれ	6 (5)	5 (1)
高温・低温の物との接触	6 (2)	5 (2)
崩壊、倒壊	4 (2)	1 (0)
飛来、落下	3 (2)	1 (1)
その他	15 (32)	8 (19)
合計	92 (96)	60 (55)

※表2の「墜落・転落」の起因物は、主なもの。

＊厚生労働省調べ（都道府県労働局・労働基準監督署が把握したものを集計）
＊「一人親方等」の「等」は、中小事業主（27名）、役員（2名）、家族従事者（2名）、不明（1名）である。
＊死亡者数。（　）内は平成30年数値。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の概要

1．目的

○ 労働災害防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保することを目的とする。

2．事業者、労働者の責務

○ 最低基準の遵守のみならず、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保することを事業者の責務として規定。

○ 労働災害防止のための必要な事項を守ること等を労働者の責務として規定。

○ 建設工事の請負契約の注文者等が、施行方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を附さないように配慮することを規定。

3．労働災害防止計画

○ 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見を聴いて、労働災害防止のための主要な対策に関する事項等を定めた計画を策定しなければならない。

4．安全衛生管理体制

○ 安全衛生管理のため、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医等の選任や安全委員会･衛生委員会等の設置を義務付け。

5．事業者等の講ずべき措置

○ 労働災害を防止するために事業者が講ずべき具体的措置（※）として、以下を規定。

- 危険防止措置や健康障害防止措置
- 健康保持増進措置
- リスクアセスメント（危険性･有害性等の調査等） 等

※ 詳細な内容については、法律に基づき、労働安全衛生規則等において網羅的に規定。

○ 元方事業者等による関係請負人の労働者の労働災害防止のための措置

○ 危険な機械等や危険･有害な化学物質に関する規制

6．その他

○ 労働基準監督官等による監督等

建設業における安全対策の概要

労働安全衛生法での建設業の安全対策

労働安全衛生法

発注者	施工方法、工期等について、労働安全衛生を損なうおそれのある条件を附さないよう配慮等
元請事業者	元請・下請事業者の労働者の混在作業による労働災害を防止するための連絡調整、指導、設備・機械等の安全確保
事業者（下請事業者）	有資格者・作業主任者※1の配置（就業制限等） 特別教育※2等安全教育 高所作業の安全対策 建設機械等の安全対策 掘削作業等の安全対策 工事用仮設物の安全対策 工事の計画の届出
国	労働基準監督官等による監督等

※１　移動式クレーン運転士免許、足場の組立等作業主任者　等
※２　ずい道等の掘削、覆工等の業務に係る特別教育　等

第１３次労働災害防止計画※3での重点対策

- **墜落・転落災害防止対策**　墜落転落災害防止対策の充実強化、フルハーネス型等、適切な墜落制止用器具の使用の徹底
- **オリパラ施設工事における対策**　安全衛生対策協議会を通じた労働災害防止対策の徹底
- **解体工事対策**　解体工事の安全対策、アスベスト暴露防止対策
- **建設職人基本法に基づく対策**　一人親方等に対する安全衛生教育の実施、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上支援等

※３　労働安全衛生法第６条に基づき、厚生労働大臣が定める５カ年計画。第13次の計画は平成30年度から平成34年度まで

労働安全衛生法における
下請け事業者、元請事業者、発注者の労働災害防止に関する義務

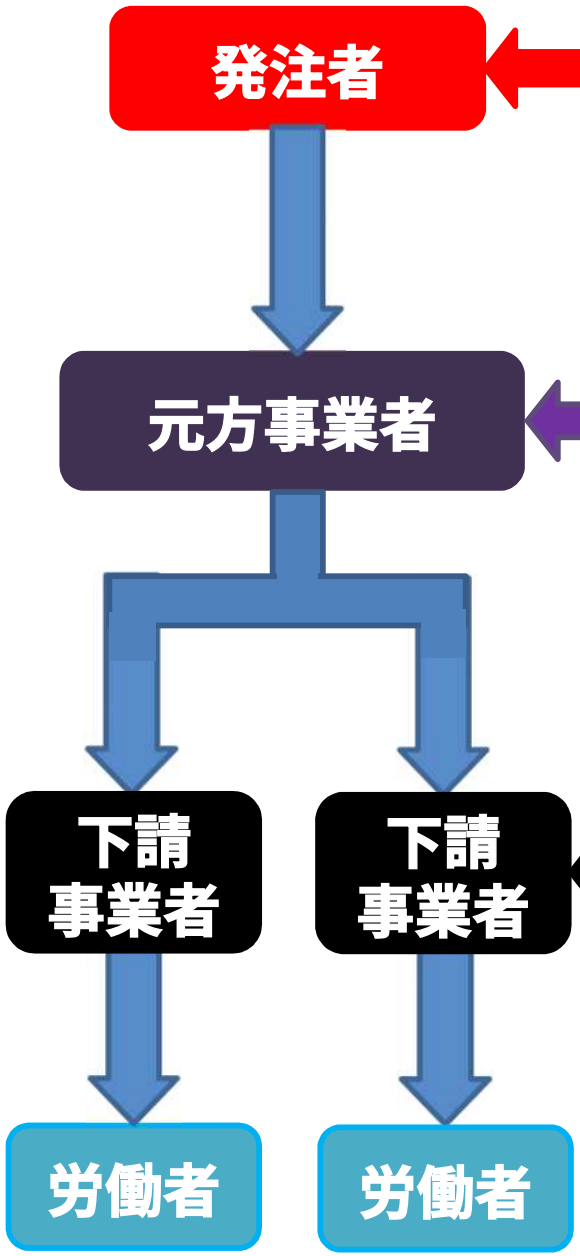

発注者の義務

①施工方法、工期等について、労働安全衛生を損なうおそれのある条件を附さないよう配慮（法第３条第３項）
②一の場所で、二以上の元請事業者に請け負わせている場合、元請事業者のうちから、統括安全衛生管理を講ずべき者を指名（法第３０条第２項）

元方事業者等の義務

○関係請負人が労働安全衛生法令に違反しないよう指導（法第29条）
○元請・下請の労働者の混在作業によって生ずる労働災害防止のため、
- 協議組織の設置・運営、作業間の連絡・調整、作業場所の巡視
- 関係請負人が行う安全衛生教育に対する指導・援助等の実施（法第30条）

○（請負人の労働者に使用させる場合の）足場、クレーン等の安全確保（法第31条）

労働者を雇う事業者の義務

○機械等の安全対策
（クレーン、玉掛け、車両系建設機械、車両系荷役運搬機械など）
○足場、通路、作業構台などの安全対策（墜落・転落防止対策など）
○危険・有害物による危険・健康障害防止対策（化学物質の管理、曝露防止など）
○リスクアセスメントの実施
○労働者への安全衛生教育（雇入れ時教育、特別教育など）
○作業環境測定
○健康診断の実施（一般健康診断、特殊健康診断など）

労災保険の特別加入制度について

1．趣旨

労災保険は、労働基準法に基づく事業主の災害補償責任を担保することを基本とする制度である。労働基準法上の労働者でない者については対象外とされているが、特別加入とは、業務の実態、災害の発生状況等からみて労働者に準じて保護することが適当である者について労働者とみなし、業務災害及び通勤災害について保険給付等を行う制度。

2．特別加入の対象者

① 中小事業主及びその者が行う事業に従事する者

② 労働者を使用しないで次の事業を行う一人親方その他自営業者及びその者が行う事業に従事する者

○個人タクシー業者、個人貨物運送業者　○大工、左官、とび、石工等の建設業の一人親方　○漁船による水産動植物の採補の事業に従事する者　○植林、伐採、木炭製造等を行う林業の一人親方　○医薬品の配置販売業者　○廃品回収業、くず鉄業と呼ばれる事業を行う再生資源取扱業者　○船員法第1条に規定する船員が行う事業に従事する者

③特定作業従事者

○特定の危険有害な農作業に従事する者　○特定の農業機械を用いて農作業を行う者　○国、地方公共団体が直接、または、事業主団体に委託して実施する職場適応訓練として行われる作業に従事する者　○危険有害な作業に従事する家内労働者　○労働組合等常勤役員　○介護作業従事者

④海外派遣者

3．保険給付

原則として、労働者の場合と同様の給付（二次健康診断等給付を除く）

＊　②、③の一部については、通勤災害に関して給付が行われない。

4．保険料率

①　　：当該事業に適用される労災保険率と同一の率

②～④　：事業又は作業の種類毎の特別加入者の災害率等を考慮して定める率

5．給付基礎日額

3,500円～25,000円までの16段階のうち希望額を徴し、都道府県労働局長が決定した額

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の概要

建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注・民間発注を問わず、労災保険料を含む安全衛生経費の確保や一人親方問題への対処等がなされるよう、特別に手厚い対策を国及び都道府県等に求めるもの

＜目的、基本理念＞

目的、基本理念

＜目的＞　（第１条関係）

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資する

＜基本理念＞　（第３条関係）

- 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
- 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
- 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

＜国等の責務、法制上の措置等＞

国等の責務、法制上の措置等

＜国等の責務＞　（第４条から第６条まで関係）

- 国は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定、実施する
- 都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該区域の実情に応じた施策を策定、実施する
- 建設業者等は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずる

＜法制上の措置等＞　（第７条関係）

- 政府は、施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない

＜基本計画等、基本的施策＞

基本計画等　（第８条・第９条関係）

- 政府は、建設工事従事者の安全及び健康に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定しなければならない
- 都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める

基本的施策　（第１０条から第１４条まで関係）

①建設工事の請負契約における経費（労災保険料を含む）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進　②責任体制の明確化（下請関係の適正化の促進）　③建設工事の現場における措置の統一的な実施（労災保険関係の状況の把握の促進等）　④建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進　⑤建設工事従事者の安全に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配意した材料・資機材・施工方法の開発・普及の促進　⑥建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

＜推進会議の設置＞

建設工事従事者安全健康確保推進会議　（第１５条関係）

関係行政機関相互の調整を行うことにより、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を図るため、「建設工事従事者安全健康確保推進会議」及び専門的知識を有する者によって構成する「建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議」を設ける

施行日：平成29年３月16日

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画　（平成29年６月９日　閣議決定）

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成29年3月16日施行）に基づくもの

はじめに　現状と課題

・建設工事の現場での災害により、年間約400名もの尊い命がなくなっていることを重く受け止め、災害撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。
・一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、特段の対応が必要である。
・建設工事従事者の高齢化が進行している中、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

第１　基本的な方針

１．適正な請負代金の額、工期等の設定
２．設計、施工等の各段階における措置
３．安全及び健康に関する意識の向上
４．建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

第２　政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

１．建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
（１）安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等
・安全衛生経費については、実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施する。
（２）安全及び健康に配慮した工期の設定
・休日などの日数を確保するなど適切な工期が定められる等の環境を整備する。
・施工時期を平準化するなど、計画的な発注を実施する。
２．責任体制の明確化
３．建設工事の現場における措置の統一的な実施
（１）建設業者間の連携の促進
（２）一人親方等の安全及び健康の確保
・一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握する。
・一人親方等に対して、安全衛生に関する知識習得等を支援する。
（３）特別加入制度への加入促進等の徹底
・一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底する。
４．建設工事の現場の安全性の点検等
（１）建設業者等による自主的な取組の促進
（２）工法や資機材等の開発普及の促進
・i-Constructionを推進するとともに、生産性向上にも配意した安全な工法等の研究開発及び普及を推進する。
５．安全及び健康に関する意識啓発
（１）安全衛生教育の促進
（２）安全及び健康に関する意識啓発に係る自主的な取組の促進

第３　総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

１．建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策
（１）社会保険等の加入の徹底
・法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。
（２）建設キャリアアップシステムの活用推進
（３）「働き方改革」の推進
・適正な工期設定や週休二日の推進等の休日の確保、適切な賃金水準の確保など、建設業における働き方改革を進める。
２．墜落・転落災害の防止対策の充実強化
（１）労働安全衛生法令の遵守徹底等
・労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。
・労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずる。
（２）墜落・転落災害防止対策の充実強化
３．東京オリンピック・パラリンピック競技大会における先進的取組
４．基本計画の推進体制
（１）関係者における連携、協力体制の強化
（２）調査・研究の充実
５．施策の推進状況の点検と計画の見直し
・策定後２～３年で調査等を行った上で、本基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。

基本計画を踏まえ厚生労働省が実施する主な施策

第2　建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1．建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

□ 平成26年に国交省において「建設業法令遵守ガイドライン」が改訂され、労働災害防止対策の実施者とその経費の負担者などの明確化の手順などが示されたことを受け、平成27年度から国交省・厚労省で安全衛生経費の確保に関するリーフレットを作成し、関係業界団体等を通じ周知している。
（リーフレット　https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000209569.pdf）

2．責任体制の明確化

□ 中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向け、建設業労働災害防止協会において、中小専門工事業者を対象とした、集団指導・技術研修会、パトロール、個別指導等の事業（中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業）を実施（厚生労働省補助事業）。

3．建設工事の現場における措置の統一的な実施

□ 労働局・労働基準監督署において建設現場における統括安全衛生管理に係る指導（個別の現場に対する指導、集団指導等）を行っている。

□ 平成27年度から、一人親方等の業務中の死亡災害を分析し、公表している。
（労働災害統計　http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/tok/anst00.htm　の「その他」）

□ 一人親方等に特徴的な行動様式等を踏まえた安全衛生教育用テキスト等の作成、安全衛生教育等を実施（厚労省委託事業　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02437.html）。

□ 一人親方等の労災保険特別加入制度への加入促進、基本的な安全確保対策に係るリーフレットの作成・配布及び未加入者等に対する実態調査を実施中。
（リーフレット　https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000209888.pdf）

基本計画を踏まえ厚生労働省が実施する主な施策

4．建設工事の現場の安全性の点検等

- 厚生労働省のホームページにおいて、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例等を公開している。また、事業場等で実施されている安全活動の「見える化」の取組事例を「「見える」安全活動コンクール」として公開している。（職場のあんぜんサイト　http://anzeninfo.mhlw.go.jp/）
- 都道府県労働局、労働基準監督署において、国交省や地方公共団体等の発注機関と連携した建設現場安全パトロール等を実施している（建設工事関係者連絡会議としての取組）。
- 平成29年度、30年度において、施工時の安全に配慮した建築物等の設計に関する海外の制度や国内外の先進事例等についての調査を実施（厚労省委託事業）。（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00970.html）
- 令和元年度において、一人親方等が入場している建設している現場(木建工事等）に対する巡回指導を実施（厚生労働省委託事業）。

5．建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

- （再掲）中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向け、建設業労働災害防止協会において、中小専門工事業者を対象とした、集団指導･技術研修会、パトロール、個別指導等の事業（中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業）を実施（厚労省補助事業）。
- （再掲）厚生労働省のホームページにおいて、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例等を公開している。また、事業場等で実施されている安全活動の「見える化」の取組事例を「「見える」安全活動コンクール」として公開している。（職場のあんぜんサイト　http://anzeninfo.mhlw.go.jp/）
- 一定の技能と経験を有し、担当する現場又は部署が優良な安全成績をあげた職長等を顕彰する、安全優良職長厚生労働大臣顕彰を毎年度実施している。
- 建設現場におけるストレスチェックの集団分析結果を踏まえた職場環境改善手法に係る調査研究を建設業労働災害防止協会において実施（平成29年度は厚労省委託事業、平成30年度以降は建災防事業）。
（建災防ホームページ　https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/mental_health/index.html）
- 職場における熱中症対策として、毎年時期をとらえて関係事業場に対する周知･指導を実施している。
（厚労省ホームページ　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164083.html）

基本計画を踏まえ厚生労働省が実施する主な施策

第3　建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

2．墜落･転落災害の防止対策の充実強化

- 墜落･転落災害防止対策に係る措置については、労働安全衛生規則において規定しているほか、労働災害の一層の防止を図るため、「足場からの墜落･転落災害防止総合対策推進要綱」（通達）において、「安衛則の確実な実施に併せて実施することがより望ましい『より安全な措置』等」として、足場の組立･解体時の最上層からの墜落防止措置として効果が高い「手すり先行工法」等の設備的対策や足場の点検を位置づけている。
- 個別の現場に対する指導、集団指導等により法令（労働安全衛生規則）の遵守徹底を図るとともに「より安全な措置」等の普及を促進していく。
- 建設現場の足場の安全措置に係る診断･支援、研修会の事業を実施。（厚労省委託事業）
- ハーネス型安全帯の使用の原則化、特別教育の義務化等を内容とした労働安全衛生規則等の改正（平成30年6月公布、平成31年2月施行（一部経過措置あり））
  （改正内容等　https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212834.html　の別添、質疑応答集）
- 墜落･転落災害防止対策に関する充実強化について検討するため、「建設業における墜落･転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」を実施（平成30年5月から。今年度中に取りまとめ予定。）。
  （実務者会合に関する情報　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou_557645.html）

基本計画を踏まえ厚生労働省が実施する主な施策

3．2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた先進的取組

- 平成28年1月に、関係省庁、発注者、関係団体等を構成員とした「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会　大会施設工事安全衛生協議会」を立ち上げ、令和元年9月までに6回開催。
  （協議会に関する情報　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou_324808.html）
- 協議会として「大会施設工事における安全衛生対策の基本方針」を決定し、これに基づく発注者、建設業者の取組をフォローアップしており、その情報は厚生労働省ホームページ（上記）において公開している。

4．基本計画の推進体制

- 独立行政法人労働者健康安全機構　労働安全衛生総合研究所において、「風荷重に対する足場の倒壊防止に関する研究」（科研費、平成27～29年度）など、建設業における災害防止に関する調査研究を推進中。
  （独立行政法人労働者健康安全機構　労働安全衛生総合研究所ホームページ
  https://www.jniosh.johas.go.jp/　）

厚生労働省施策についてのお問い合わせ
厚生労働省：０３－５２５３－１１１１（代表）
（安全衛生関係）
労働基準局安全衛生部建設安全対策室（内線５４８６）
（一人親方の労災保険関係）
労働基準局労災管理課（内線５４３６）

以下、補足資料
【基本計画第２　３．関係】

一人親方に対する安全衛生に関する知識習得等の支援について

○「建設業の一人親方に対する安全衛生教育支援事業」（委託事業）の実施（平成30年度～）

・一人親方に対する安全衛生教育（研修会）の実施（平成30年度～）

平成31/令和元年度実績：全国で開催23回、受講者数659人

令和２年度（予定）：全国で開催18回、受講者数630人程度

・ 現場への巡回指導（令和元年度～）

平成31/令和元年度実績：1,942現場

令和２度（予定）：年間2,400人日（指導員の活動）

※上記に併せて、①一人親方に対する安全衛生教育用テキストの作成、②一人親方向けに、安全衛生対策のポイントをまとめたパンフレット（１０万部）の作成･配布

≪一人親方等の死亡災害発生状況≫

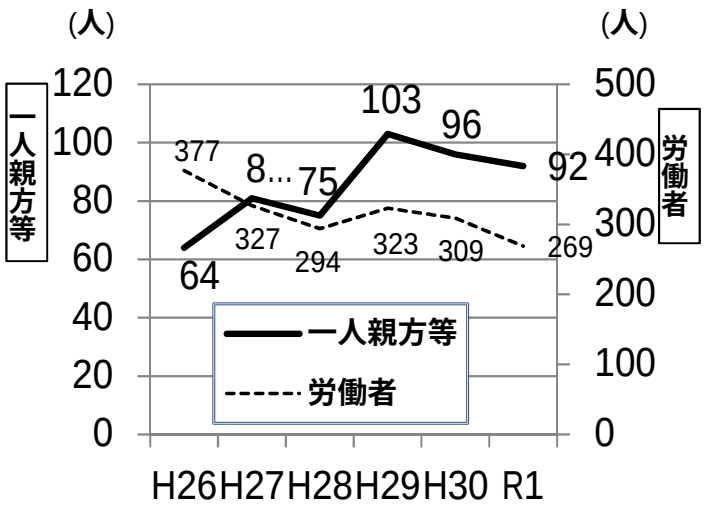

≪安全衛生教育用テキスト≫

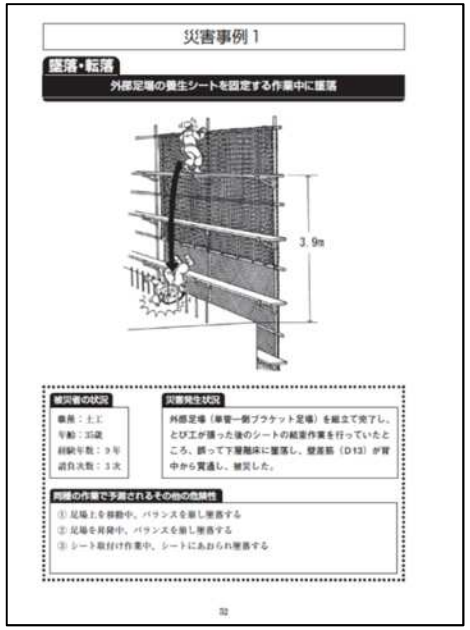

・ 一人親方に多い作業内容での安全のポイント
・ 一人親方が発生させる可能性が高い災害事例などを掲載

以下、補足資料
【基本計画第３．関係】

墜落・転落災害等防止対策について

・建設業では依然として墜落・転落災害が多発しており、災害による死亡者の約4割、死傷者の約3割を占めている。
・特に足場からの墜落・転落災害を防止するためには、労働安全衛生法令の遵守と併せて、墜落防止効果の高い手すり先行工法などの「より安全な措置」等（※）を一層普及していく必要がある。
・ また、現在、厚生労働省では、「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」を開催し、墜落・転落災害防止に係る実効性のある対策の検討を行っており、今後、検討結果等を踏まえ、墜落・転落災害防止に係る実効性のある対策について普及を図る必要がある。
・ なお、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づき、平成29年に閣議決定された「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」においても、災害の撲滅に向けて、一層、実効性のある対策を講ずることとされている。

（※）「より安全な措置」等は「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（安全衛生部長通達）で示している措置

建設業における死亡災害数及び墜落・転落災害の内数

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
死亡災害	430	371	365	342	367	342	377	327	294	323	309	269
墜落・転落災害	172	147	159	154	157	160	148	128	134	135	136	110

令和元年の建設業における事故の型別内訳（死亡）

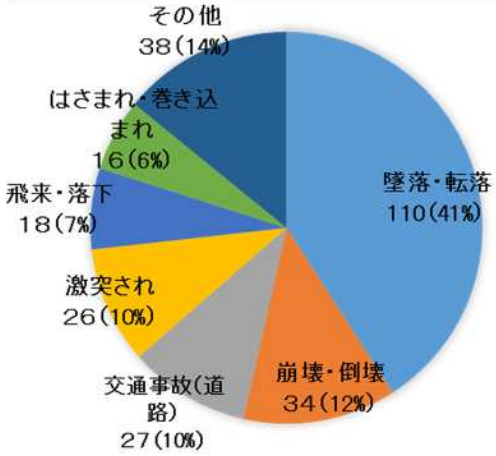

建設業の死亡災害のうち、墜落・転落災害は約4割を占めている。

（事業概要）

①現場の診断・支援
（全国400現場）

- 建設現場を訪問し、設置されている足場の安全措置について診断。
- 診断結果に基づき手すり先行工法等の「より安全な措置」等について技術的な助言・指導。
- 説明資料の周知

②研修会の開催
（全国47カ所）

- 手すり先行工法等の「より安全な措置」
- 足場の組立図の作成
- 足場点検の手法等を周知し、普及させるための研修会を開催。
- 説明資料の周知

安全な足場の普及により、足場からの墜落・転落災害が減少

（参考）手すり先行工法とは

手すり先行工法とは、足場の組立時に作業床に乗る前に適切な手すりを先に設置し、かつ、解体作業時にも作業床を取り外すまで手すりを残しておく工法。

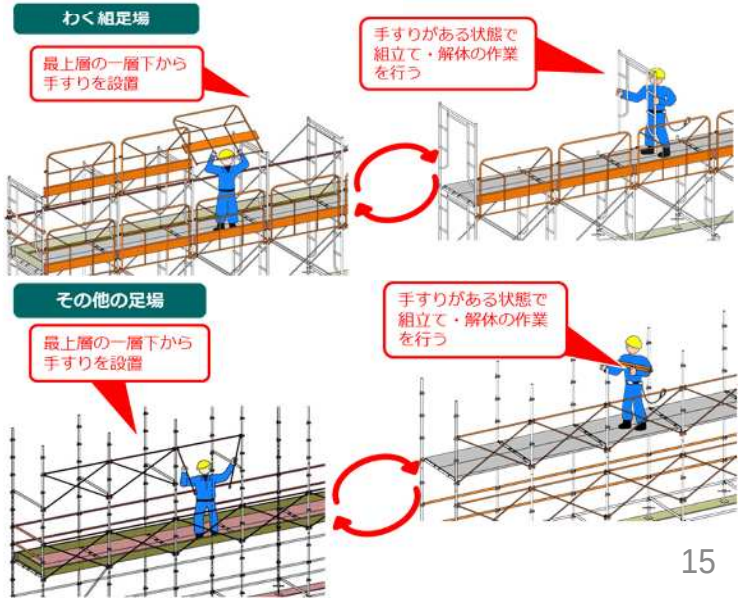

建設業一人親方への特別加入制度の加入促進等に係る取組について

【アンケート実施の経緯及びこれまでの取組】

○　平成29年3月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が施行され、同法による基本計画に基づき、一人親方に対する労災保険特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底することや、業務の特殊性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得の支援のための基礎資料として、一人親方の実態把握を目的としたアンケートを実施した。

○　建設業で働く一人親方に対し、「建設業一人親方の働く実態等に関するアンケート」を関係団体を経由して約25万7千部配布し、積極的な広報を徹底するとともに、特別加入していない一人親方の実態を把握するための実態調査を実施。
（平成30年12月31日までに42,384件のアンケート調査票を回収。）

○　年度更新(※)の手続の際に、労災特別加入制度の概要や作業時の安全確保に関する内容を記載したリーフレットを活用して広報周知を行うなど、労働局及び労働基準監督署において機会を捉えた加入促進を実施。

※　年度更新とは年1回の労働保険料の申告手続のこと

○　特別加入希望者が制度に係る情報を容易に収集できるよう、厚生労働省ホームページにおける、特別加入制度関係情報を充実。
＜新たな掲載内容＞
・全国の特別加入団体等の情報
・特別加入者の加入状況

一人親方向けリーフレット

（参考）建設業の一人親方等の加入状況の推移

（年度末）	H24	H25	H26	H27	H28	H29
特別加入者数（万人）	39.7	40.6	42.4	45.1	49.7	55.7

建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合について

○　趣　旨

　建設業における墜落・転落による死亡災害は長期的に減少傾向にあるが、建設工事の現場においては、今なお墜落・転落による死亡災害が最も多い。
　このため、建設業における墜落・転落災害の防止対策を一層充実強化していくために、労働安全衛生法令の改正も視野に必要な方策について検討することとする。

○　検討事項

（１）足場等からの墜落・転落防止対策（「より安全な措置」等を含む）のあり方について
（２）屋根等の端からの墜落・転落防止対策のあり方について
（３）その他

○　開催状況

第１回：平成30年５月　　第３回：平成30年10月
第２回：平成30年８月　　第４回：平成31年１月

○　実務者会合における主な論点

（１）屋根・屋上の端等からの墜落災害防止対策について（法令周知・教育等）
（２）足場の安全点検の強化について
（３）一側足場の取扱いについて
（４）手すり先行工法について

（参集者）

遠藤　雅一	日建リース工業(株)技術安全本部長
大幢　勝利	(独)労働者健康福祉機構労働安全衛生総合研究所 研究推進・国際情報センター長
小岸　昭義	(株)OGISHI代表取締役
蟹澤　宏剛	芝浦工業大学建築学部建築学科教授【座長】
岸田　敏弘	(株)岸田組代表取締役
込田　幸吉	全国中小建築工事業団体連合会副会長 (株)こみた建築代表取締役社長
杉森　岳夫	全国仮設安全事業協同組合安全監理部長
関根健太郎	関根建設(株)取締役部長
武石　和彦	(一社)仮設工業会技術部長
南雲　隆司	エスアールジータカミヤ(株)執行役員 開発本部長兼企画設計部長
本多　敦郎	日本建設業連合会安全委員会安全対策部会長 鹿島建設(株)安全環境部長
宗像　祐司	住宅生産団体連合会安全委員会副委員長 ミサワホーム(株) 設計施工統括部施工技術課参事
最川　隆由	全国建設業協会労働委員会委員 西松建設(株)安全環境品質本部安全部長
本山　謙治	建設業労働災害防止協会技術管理部長

（敬称略）

（オブザーバー）

国土交通省大臣官房技術調査課

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課

「墜落災害防止対策充実強化実務者会合」とりまとめの方向性（案）

平成27年･28年に発生した建設業の墜落災害（死亡災害262件）の内訳

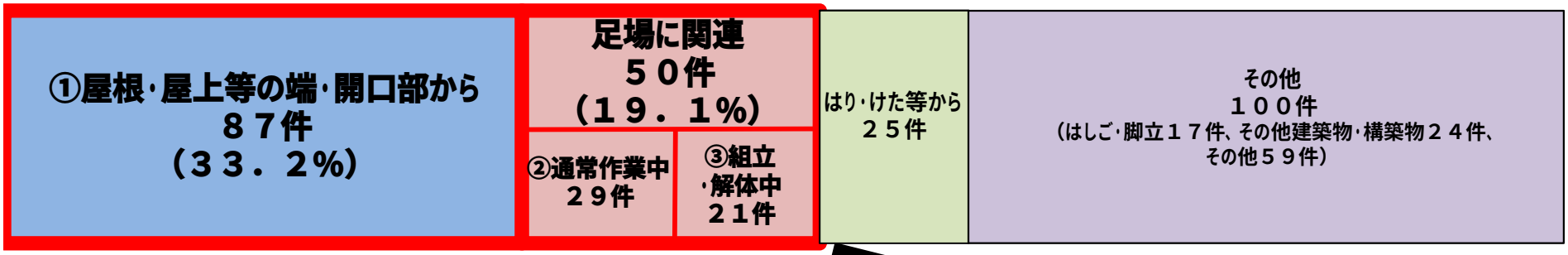

①屋根･屋上等の端･開口部から（８７件）

課題：法令上の最低限の墜落防止措置がなされていないケースが多い

災害の特徴
- 全件で安全帯が未使用（８７件）
- 改修工事が３９件
- 短期間で終わる工事（作業）が多い

→ **対応策**
1. **法令の遵守徹底**
2. **新たなマニュアルの作成･普及**

（**③安全帯に関する法令改正（フルハーネス型墜落制止用器具を原則）を平成31年２月に施行（令和4年1月1日まで経過措置）。墜落制止用器具購入の際の補助金制度を実施。**）

②足場での通常作業中（２９件）

課題：①手すり等がない場合が多い
②一側(ひとかわ）足場は手すり等の具体的な規定がない

災害の特徴
- 本足場･一側足場における通常作業時の墜落が１９件
  →このうち、手すり･中さんがないものが１５件
- 特に、一側足場における通常作業時の墜落が１０件

→ **対応策**
1. **足場の点検の強化（P）**
2. **一側足場を使用できる箇所を制限**

③足場の組立･解体中（２１件）

課題：法令上の最低限の墜落防止措置がなされていないケースが多い

災害の特徴
- 本足場の組立･解体中の災害が１０件
  →この全てで安全帯を未使用

→ **対応策**
1. **法令の遵守徹底**
2. **「手すり先行工法」の普及促進（P）**

墜落制止用器具に関する法令改正について

1. 安全帯の名称を「墜落制止用器具」に変更（政令改正）

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改め、
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおり。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型（一本つり）	○ →	胴ベルト型（一本つり）
②	胴ベルト型（U字つり）	× →	×
③	ハーネス型（一本つり）	○ →	ハーネス型（一本つり）

墜落制止用器具の構造規格については、
2019（平成31）年1月25日告示。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」の使用を原則とした（省令・告示改正）

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となるが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できる。

3. 特別教育の義務付け（省令・告示改正）

高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）を行う労働者について、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）の受講を義務付けた。

経過措置等（省令・告示）

現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(平成34)年1月1日まで。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日（1月2日～）
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能（2019(平成31)年2月1日～）												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間	使用可能（2022(平成34)年1月1日まで）																×
安全帯の規格改正（予定）					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能（2019(平成31)年2月1日～）												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能								販売可能								×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

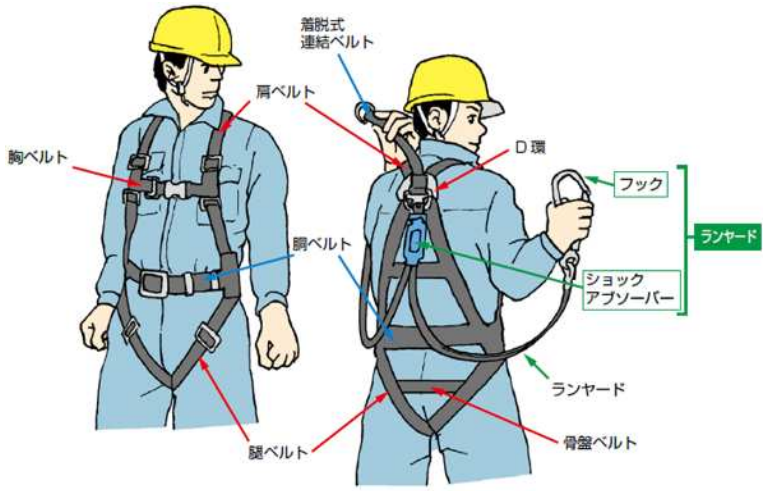

建設業における外国人労働者の安全衛生対策の確保

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた競技施設の建設や、首都圏を中心としたインフラ整備、再開発等の建設投資が増大。

○一方、新卒者は建設業にそれほど入職せず、若年労働者は減り続けている。

○この不足を補うために「外国人建設就労者」の就労が進んでいる。

○これに伴い、労働者死傷病報告で把握できた外国人労働者の労働災害は増加傾向。

○平成31年４月に、新たな在留資格（特定技能）が創設され、建設業を含む14分野（※）で外国人材の受入れが始まり、一層、外国人労働者の労働災害防止対策の推進が必要。

（※）介護業、ビルクリーニング業、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設業、造船・舶用工業、自動車整備業、航空業、宿泊業、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

外国人労働者が安全で安心して働く職場環境の整備が喫緊の課題
→　**外国人労働者に対して適切な安全衛生教育等が実施できるよう事業者に対する指導・支援が必要**

外国人労働者向け安全衛生教育用教材の作成

※令和元（平成３１）年度実施

リーフレット・視聴覚教材等の作成（建設業）

特定技能外国人労働者の受入れ**11業務に関連する主な作業（約50作業）**について、日本語のほか10言語でリーフレット・視聴覚教材を作成。

※　建設業では、①型枠施工業務、②左官業務及び内装仕上げ業務、③コンクリート圧送業務、④トンネル推進工業務、建設機械施工業務及び土工業務、⑤屋根ふき業務、⑥電気通信業務、⑦鉄筋施工業務及び鉄筋継手業務の7業務で教材を作成。
　各業務ごとにそれぞれの業務で実施される作業のテキスト（5作業程度）と共通テキスト（建設現場一般、メンタルヘルス対策、熱中症対策、電離放射線障害防止対策）を作成。

【言語】**10言語**
（英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、カンボジア語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語及びモンゴル語）

・建設業に従事する外国人労働者向け教材（厚生労働省ＨＰ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10973.html#JAPANISE

建設業における労働災害の発生状況

愛知労働局

死亡災害の推移

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
土木	5	3	3	8	6	3	2	6	5	3
建築	7	6	5	5	10	8	5	6	3	8
その他	4	4	4	3	3	7	0	4	3	5
合計	16	13	12	16	19	18	7	16	11	16

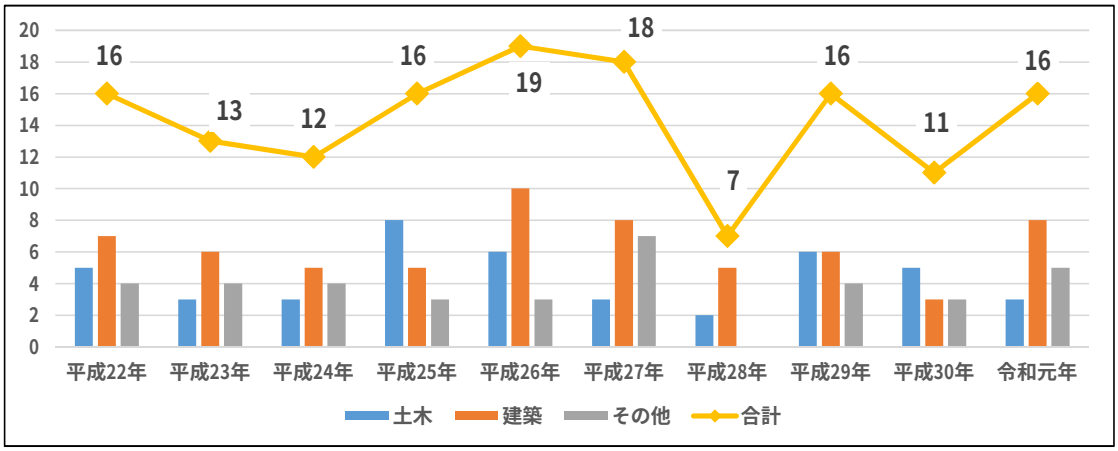

令和元年の死亡災害発生状況

事故の型別

墜落･転落	6
激突され	3
崩壊･倒壊	2
はさまれ･巻き込まれ	2
交通事故	2
その他	1

墜落･転落で亡くなった方は6名と全体の1/3強（37%）を占めており、2人の方が屋根を踏み抜いたものであり、2人の方が足場の開口部から墜落している。
また、移動式クレーンや高所作業車、不整地運搬車等が起因して、7人の方が亡くなっている。

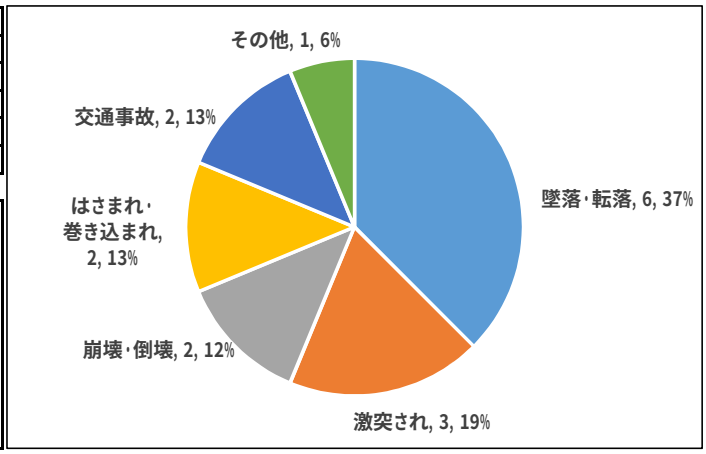

年齢別

20歳代	1
30歳代	1
40歳代	5
50歳代	2
60歳代	5
70歳代	2

40歳代の方と60歳代の方がそれぞれ5名と年代別では最多となっている。
また、50歳以上の中高年労働者の方が9人、57%を占めており、70歳代の方も2人亡くなっている。

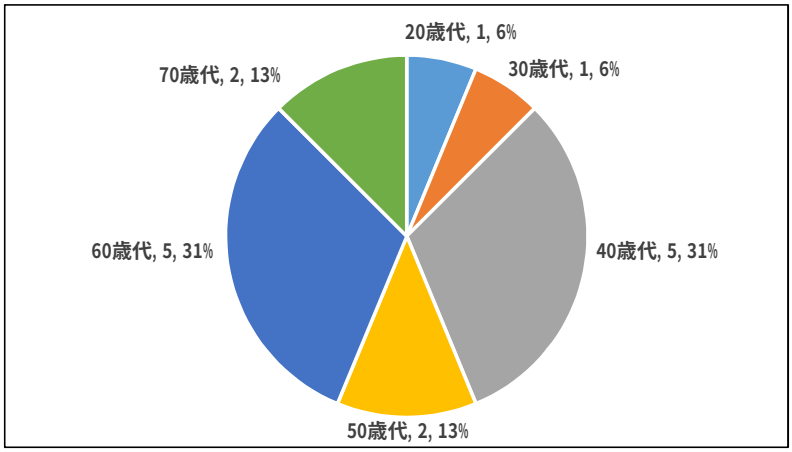

休業4日以上の死傷災害の推移

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
土木	180	146	150	147	163	142	128	146	144	124
建築	331	370	325	385	359	349	344	327	338	318
その他	150	172	140	163	171	159	164	186	180	187
合計	661	688	615	695	693	650	636	659	662	629

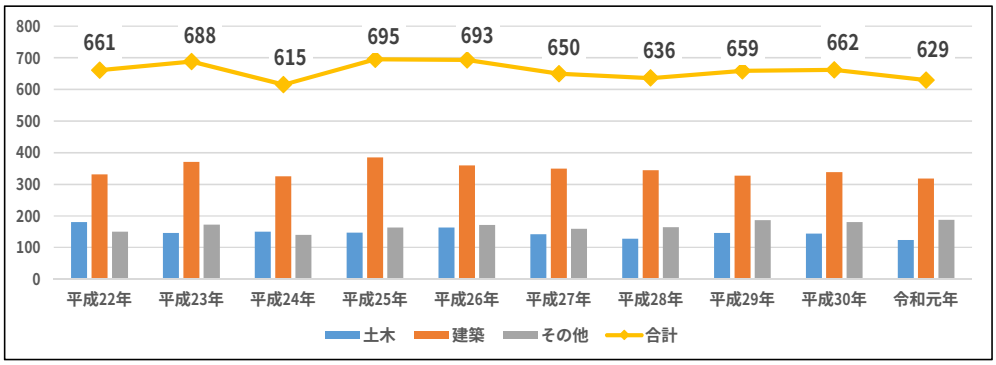

令和元年の休業4日以上の死傷災害発生状況

墜落・転落	はさまれ・巻き込まれ	転倒	飛来・落下	切れ・こすれ	激突	激突され	倒壊・崩壊	交通事故	動作の反動・無理な動作	高温低温の物との接触	その他
209	74	61	61	53	43	40	25	25	23	13	18
32%	11%	9%	9%	8%	7%	6%	4%	4%	4%	2%	3%

事故の型別

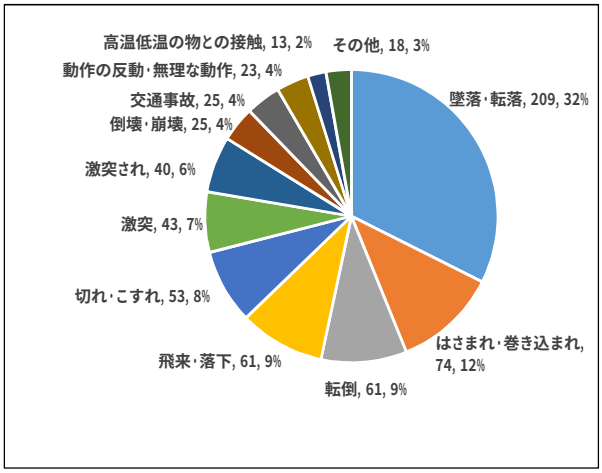

墜落・転落災害の推移

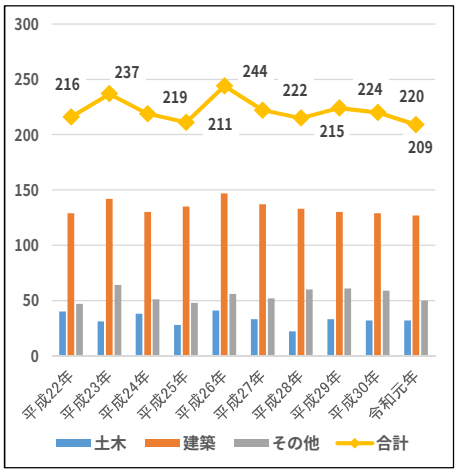

墜落・転落災害の推移

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
土木	40	31	38	28	41	33	22	33	32	32
建築	129	142	130	135	147	137	133	130	129	127
その他	47	64	51	48	56	52	60	61	59	50
合計	216	237	219	211	244	222	215	224	220	209

墜落・転落で4日以上の死傷災害となった方は、209人と全体の1/3（32%）を占めており、前年より11名減少し過去10年で最少となったものの、毎年200名以上の方が被災している。
また、発生の多い5つの事故の型（墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒、飛来・落下、切れ・こすれ）で、71%を占めている。

年齢別

10歳代	23
20歳代	112
30歳代	114
40歳代	130
50歳代	118
60歳以上	148

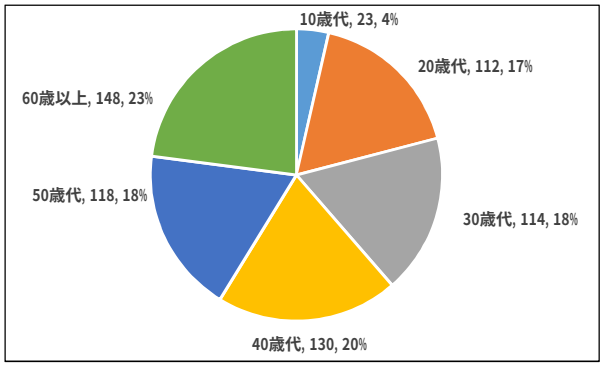

60歳代以上の高齢労働者方が年代別では最多となり、次に40歳代の方となっている。
また、50歳以上の中高年労働者の方が41%を占めている。

令和２年の休業4日以上の死傷災害発生状況

災害発生状況の推移

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
令和元年	18	60	112	149	208	263	316	364	422	489	537
令和２年	18	59	122	178	219	272	340	405	471	538	603
2年/元年	100.0%	98.3%	108.9%	119.5%	105.3%	103.4%	107.6%	111.3%	111.6%	110.0%	112.3%

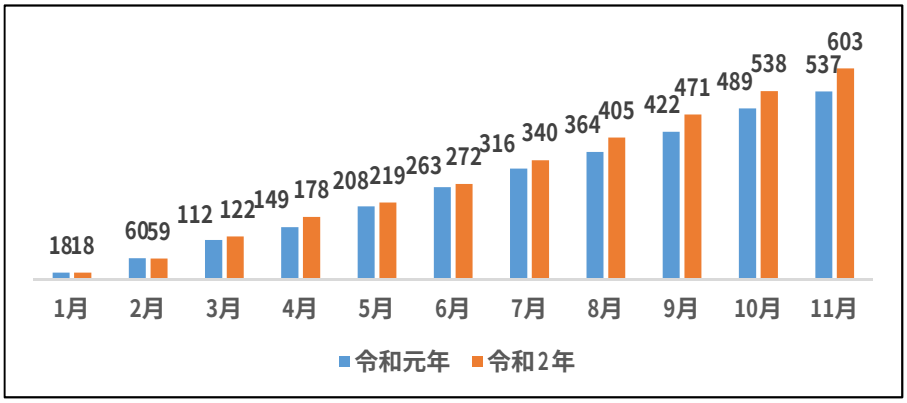

２月末は前年を下回ったものの、３月末以降は前年を常に上回っている。
５月末、６月末では増加が鈍化したものの、７月末以降増加傾向に歯止めがかかっておらず、８月以降は対前年比10%以上の増加となってしまい、11月末では、１２．３%の増加となっている。

事故の型別

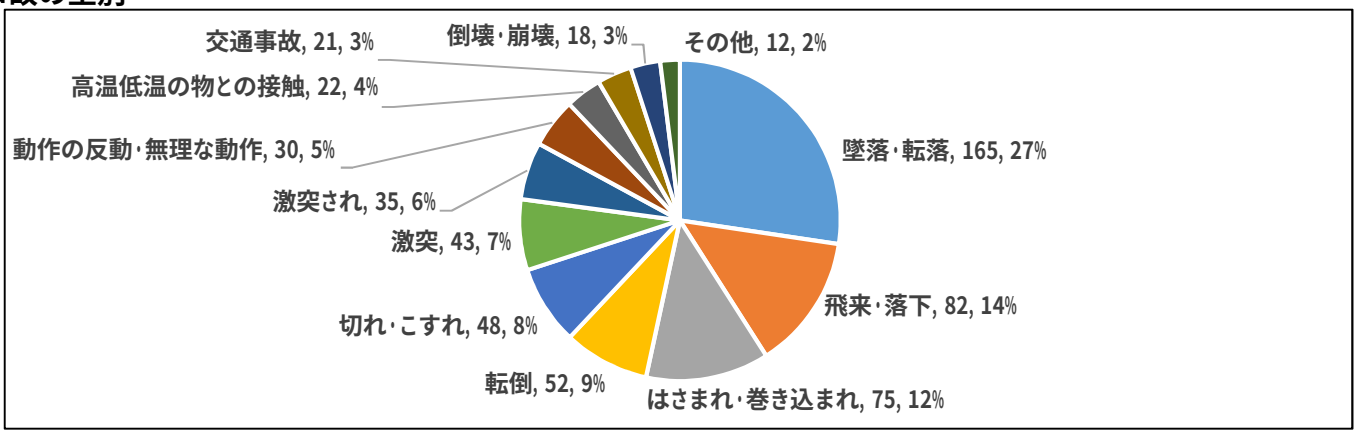

墜落･転落災害の推移

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
令和元年	5	17	36	54	77	98	117	126	144	168	177
令和２年	6	16	35	48	61	75	98	112	132	151	165
2年/元年	120.0%	94.1%	97.2%	88.9%	79.2%	76.5%	83.8%	88.9%	91.7%	89.9%	93.2%

10歳代	14
20歳代	129
30歳代	94
40歳代	132
50歳代	121
60歳以上	113

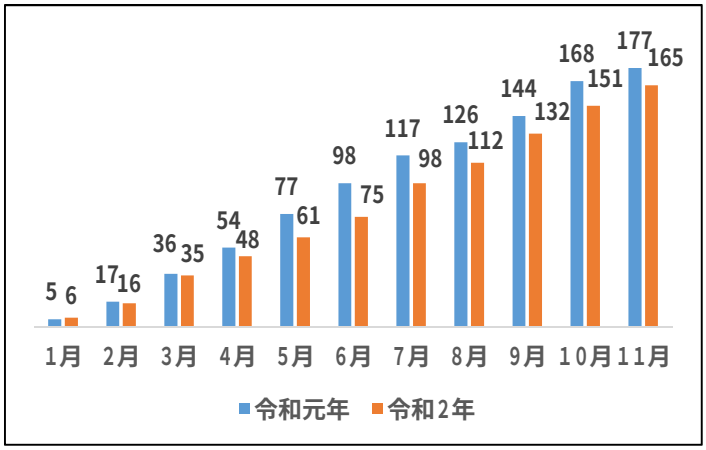

年齢別労働災害発生状況

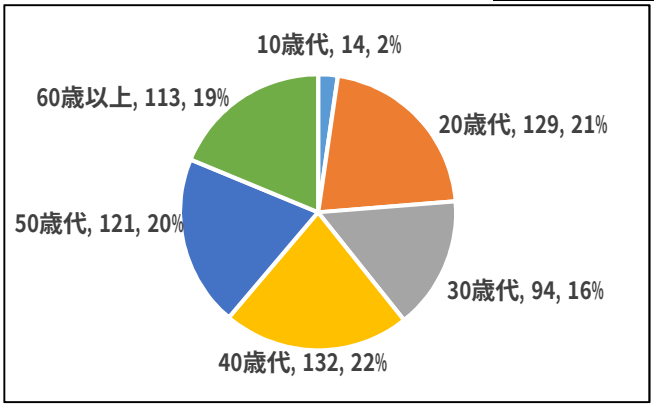

事故の型別では、上位４つの事故の型は変わっておらず、全体に占める割合も変わっていない。
前年と同様に墜落･転落災害が１６５人（２７%）と最多を占めているが、１月末は前年を上回ったものの、以降は対前年比で常に減少しており、６月末には、対前年比で２３．５%の減少となったものの、１１月末では１６５人と前年比で６．２%の減少となり、減少率が鈍化している
年齢別では、４０歳代が１３２人と最多となり、２０歳代が１２９人、５０歳代が１２１人、６０歳以上が１１３人となり、比較的若い世代と中高年齢世代の被災する割合が高くなっている。

令和2年の愛知県内における建設業での死亡災害一覧

愛知労働局

№	発生日時	事故の型	起因物	業種	年齢	職種	経験期間	災害発生状況
1	1月24日 10：00	交通事故	乗用車、バス、 バイク	土木工事業	40代	作業者	25年	被災者と交通誘導員の2人が、下水管清掃作業に従事し、作業終了後、被災者がマンホールから地上へ出ようとしたところ、頭部を一般車両に轢かれ、マンホール内へ墜落したもの。
2	2月17日 14：00	おぼれ	開口部	その他の建設業	50代	管理者	29年	浄化槽の制御部品取り換え作業中に、浄化槽のマンホールに墜落したもの。
3	2月17日 15：00	はさまれ、巻き込まれ	掘削用機械	建築工事業（木建以外）	40代	作業者	26年	杭打機のドリル先端を水で洗浄していたところ、旋回してきたドラグショベルのバケットと杭打機車体に頭部を挟まれたもの。
4	3月26日 11：50	崩壊、倒壊	地山、岩石	土木工事業	30代	現場代理人	19年	道路改良工事において、矢板を打ち込んでいたが石にあたったため、矢板の打ち込みができなくなり、石を確認するために矢板周辺の土砂をドラグ・ショベルで約３m掘削し、現場監督が写真撮影をするため掘削した穴に入ったところ、周辺の土砂が崩れ落ち、生き埋めになったもの。
5	7月 3日 10：42	崩壊、倒壊	その他の仮設物、建築物、構築物等	その他の建設業	40代	作業者	22年	地下変電所の変圧器搬出作業に使用するための門型仮設吊架台（電動チェーンブロックで吊り上げ、電動ローラーに載せて横引きする装置）の仮組工事において、組立て中の門型架台が倒壊し、合図や補助作業をしていた被災者が倒れてきた鋼材（架台の一部：5m、400kg）に腹部を強打されたもの。
6	8月 1日 9：45	はさまれ、巻き込まれ	トラック	建築工事業（木建以外）	30代	作業者	20年	道路の舗装作業中、ブラシ付き路面清掃車での清掃作業を行うにあたり、路面清掃車の右後方に別の工事車両があったため、いったん路面清掃車を左前方に寄せてから後進させたところ、後方で作業をしていた被災者が轢かれたもの。
7	8月 5日 15：00	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	土木工事業	40代	作業者	0年	道路掘削後の復旧のため、アスファルトによる舗装作業中、ふらつき始めたため、いったん日陰で休憩したものの、立てなくなるなど容態がさらに悪化したため病院に搬送され、熱中症と診断されたもの。
8	9月28日 11:10	墜落、転落	建築物、構築物	建築工事業（木建以外）	60代	配管工	48年	建屋の屋根の雨漏り補修工事の際、雨どいの取付作業をベランダの腰壁の上に立ち行っていたところ、墜落防止装置を講じておらず、雨どいごと約5m下へ墜落したもの。
9	10月14日 9：05	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	木造建築工事業	50代	大工	35年	地上からの高さ約３．６mの足場又は梁の上から墜落し，被災者の右脇腹に足場２層目の建地が突き刺さったもの。
10	11月16日 9：35	崩壊、倒壊	その他の装置、設備	電気通信工事業	70代	電工	50年	既設装置を撤去するため、当該装置の架台に昇り、高さ1.4mの箇所で、取り付けられていたU字ボルトを取り外したところ、架台ごと後方に倒れ、停車していた高所作業車に激突したもの。
11	11月19日 12：10	はさまれ、巻き込まれ	エレベーター・リフト	その他の建設業	40代	作業者	5年	工事用エレベーターの搬器上の手すりに墜落制止用器具のフックを掛けていたが、同エレベーターが起動・上昇し、高さ約２０mの２階スラブに引っかかった。その際、装着していた墜落制止用器具により、胸部を圧迫されたもの。
12	12月2日 6：30	交通事故	トラック	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	40代	とび工	24年	資材搬入のため、高速道路を移動中に、交通事故にあったもの。

R2.12.8現在

建設業労働災害の防止に向けて（令和２年）

静岡労働局
労働基準監督署
建災防静岡県支部

県内 全産業・建設業の労働災害の推移

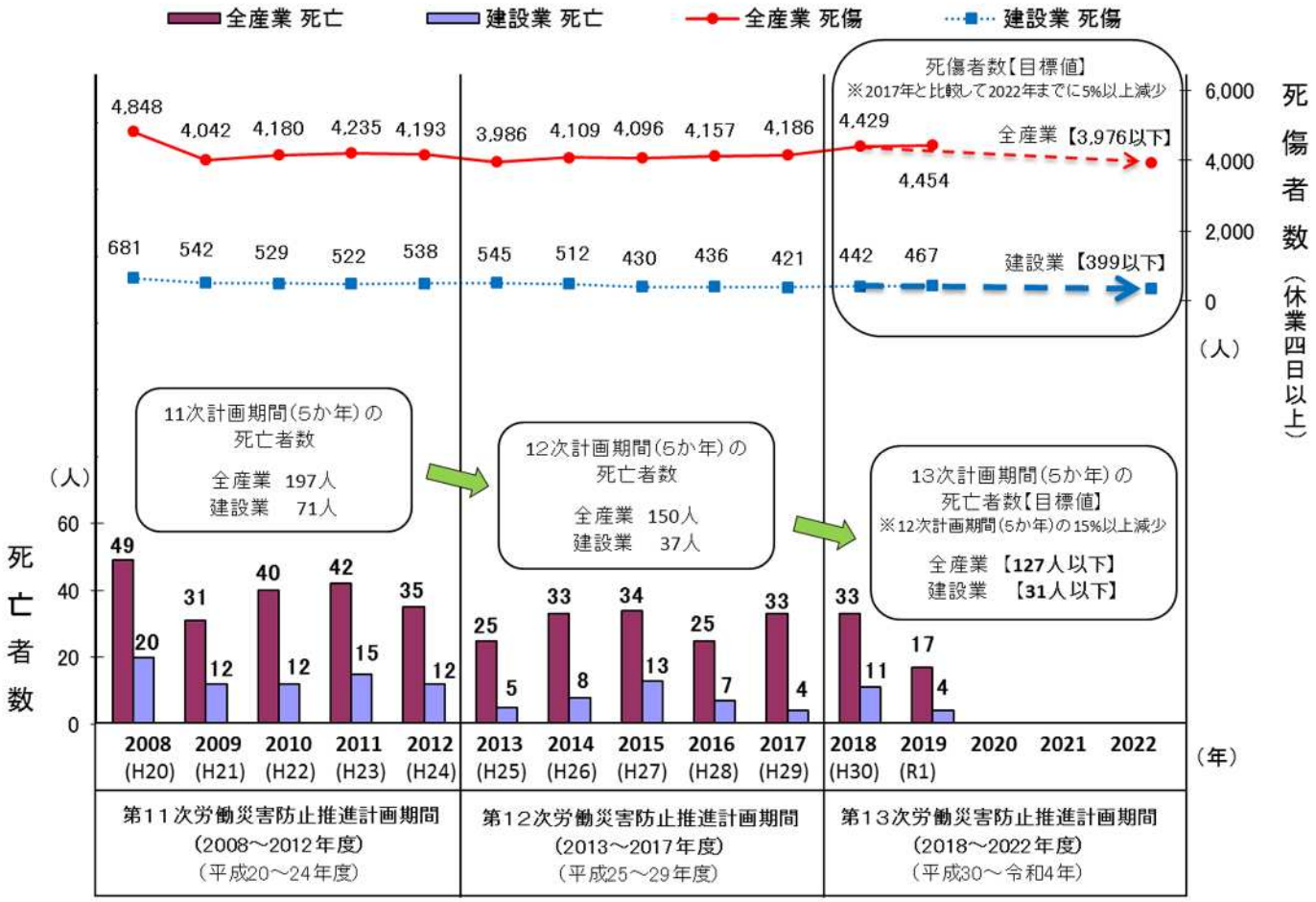

平成31（令和元）年の県内死亡災害の分析

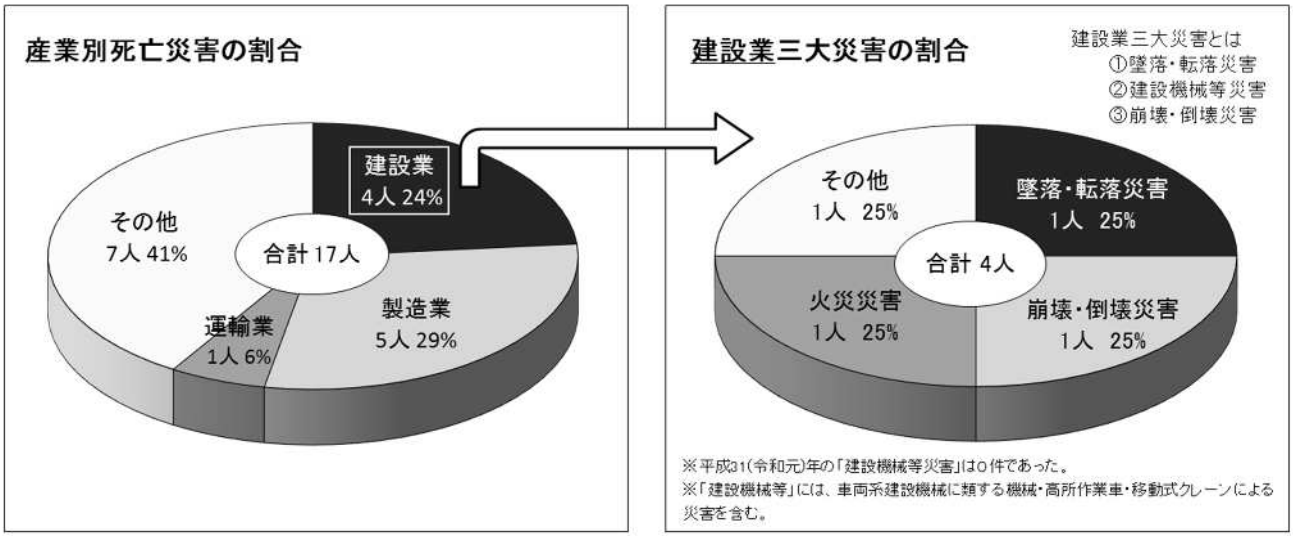

平成３１(令和元)年 建設業 死亡災害発生状況

※　すべての災害に共通する「同種災害防止対策のポイント」：元方事業者と関係請負人がそれぞれの役割に応じて適切にリスクアセスメント等を実施し、施工計画、作業計画、作業手順等を定め、これらの計画等に基づき作業を行うこと。

【 墜落・転落 】

№	工事の種類	死亡災害発生状況
1	建築工事業	木造２階建て住宅の改修（塗装塗り替え、屋根補修等）工事現場において、屋根瓦のしっくい塗り替え工事作業中、高さ５mの足場から転落したもの。目撃者はいないが、屋根に置いてあった物を取ろうとして手すりに乗ったところ転落したものと推定される。

【 崩壊・倒壊 】

№	工事の種類	死亡災害発生状況
1	その他の建設業	被災者は、出張先で廃棄するプレスブレーキの搬出作業のため、当該機械をジャッキアップし、機械の下に枕木を入れた後ジャッキを下したところ、機械がジャッキの操作をしていた被災者の方向に倒れ、下敷きになり死亡したもの。

【 火災 】

№	工事の種類	死亡災害発生状況
1	土木工事業	橋桁の塗替塗装工事のため吊り足場を設置し、剥離剤を用いて既設塗膜の剥離作業を行っていたところ、吊り足場内で火災が発生し、消防の消火活動中に上記被災者が足場内から発見された。また、火災発生現場から南側に５０m近く離れた吊り足場内で別の作業を行っていた１０名が、火災発生現場の風下側で作業をしていたため、煙に巻き込まれ一酸化炭素中毒、火傷等を負ったもの。

【 その他の災害 】

№	工事の種類	死亡災害発生状況
1	その他の建設業	新築工事中の工場１階室内で鎰死したところを発見されたもの。

令和２年 建設業 死亡災害発生状況

【 飛来・落下 】

№	工事の種類	死亡災害発生状況
1	土木工事業	橋脚の橋頭部分（地上約２０m）に足場を設置し、型枠を設置する作業において、型枠の位置合わせのため、クレーンで型枠（重量約７００ｋｇ）を作業床から約2m吊り上げ、荷の下で２名が支障となる突起物の位置直しを行っていたところ、玉掛けされていた箇所が破損し、型枠本体が労働者２名の上に落下したもの（１名死亡、１名休業）。

【 交通事故(道路) 】

№	工事の種類	死亡災害発生状況
1	建築工事業	作業現場へ向かうため、代表者が運転する軽トラックに２名乗車で走行中、凍結箇所でスリップし路肩に停車したところ、後続の２台目車両が追突し、後続車両は中央線を越え、道をふさいで停車した。このため、被災者が２台目の車両の前へ行き、後続車に手を振り注意喚起していたが、３台目の後続車も手前でスリップし、被災者側に向かって滑ってきたため、３台目の車両と土留め壁に挟まれ死亡した。

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

2020年５月～９月

― 熱中症予防対策の徹底を図る ―

●実施期間：2020年5月1日から9月30日まで（準備期間４月、重点取組期間７月）

R2.4月	5月	6月	7月	8月	9月
準備期間	5/1 キャンペーン期間		重点取組期間		9/30

事業場では、期間ごとに実施事項に重点的に取り組んでください。
確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう！

キャンペーン期間（５月１日～９月30日）

STEP 1 □ **暑さ指数（WBGT値）の把握**
JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。

暑さ指数計の例

STEP 2 **準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。**

□	暑さ指数を下げるための設備の設置	
□	休憩場所の整備	
□	涼しい服装等	
□	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、**作業の中止、こまめに休憩をとる**などの工夫をしましょう。
□	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は**十分に休憩を取り、１週間程度かけて徐々に身体を慣らし**ましょう。
□	水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても**定期的に水分・塩分**を取りましょう。
□	健康診断結果に基づく措置	**①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢**などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。
□	日常の健康管理等	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気づくことができるようにしましょう。
□	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。

STEP 3 **熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認しましょう。**

□ 暑さ指数の低減対策は実施されているか
□ 各労働者が暑さに慣れているか
□ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
□ 各労働者の体調は問題ないか
□ 作業の中止や中断をさせなくてよいか

□ 異常時の措置

～少しでも異変を感じたら～

- **一旦作業を離れる**
- **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

重点取組期間（７月１日～７月31日）

□ 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
□ 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
□ 水分、塩分を積極的に取りましょう。
□ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
□ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
□ 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに病院に運ぶか救急車を呼びましょう。

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全･安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、
以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1．安全帯を「墜落制止用器具」に変更します（安衛令(注1)の改正）

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型（一本つり）	○	**胴ベルト型（一本つり）**
②	胴ベルト型（U字つり）	×	×
③	ハーネス型（一本つり）	○	**ハーネス型（一本つり）**

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることになります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2．墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

（安衛則(注2)、構造規格(注3)等の改正、
ガイドライン(注4)の策定）

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（**高さが6.75m以下**）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。

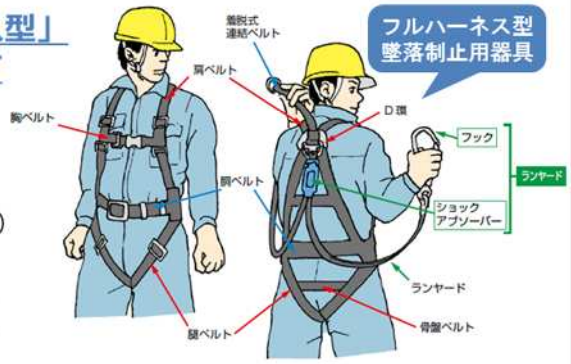

3．「安全衛生特別教育」が必要です

（安衛則・特別教育規程(注5)の改正）

以下の業務を行う労働者は、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。

▶ **高さが２m以上**の箇所であって**作業床を設けることが困難**なところにおいて、墜落制止用器具のうち**フルハーネス型のものを用いて行う作業**に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の規格
(注4)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注5)安全衛生特別教育規程

経過措置（猶予期間）

現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(平成34)年1月1日までとなります。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正		★公布			★施行日(2月1日)												★完全施行日（1月2日～）
省令改正		★公布			★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能（2019(平成31)年2月1日～）												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間	使用可能（2022(平成34)年1月1日まで）																×
安全帯の規格改正（予定）					★適用日①(2月1日)				★適用日②(8月1日)								
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造･販売	製造可能				製造・販売可能（2019(平成31)年2月1日～）												
現行構造規格に基づく安全帯の製造･販売が認められる猶予期間	製造・販売可能								販売可能								×
特別教育規程の改正		★告示			★適用日(2月1日)												

静岡労働局・各労働基準監督署

中部地方整備局管内の工事事故発生状況について

令和2年11月

中部地方整備局　企画部
技術管理課

直轄工事事故発生状況

令和2年11月30日現在速報値

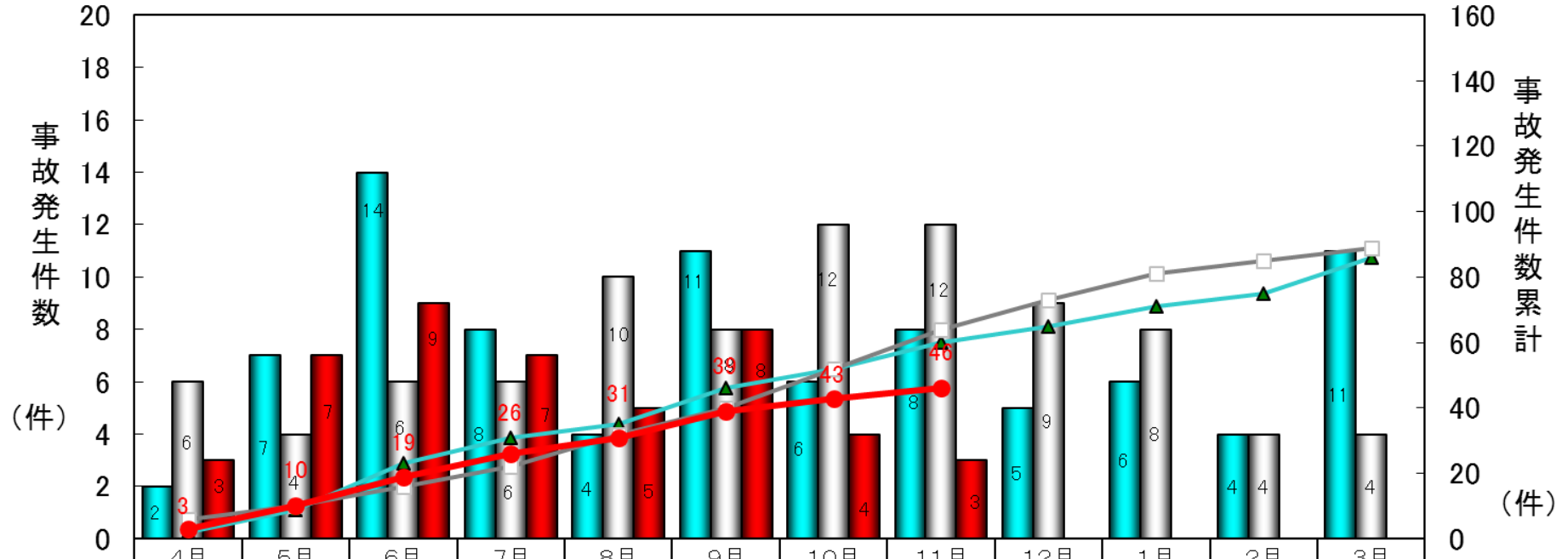

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成30年度	2	7	14	8	4	11	6	8	5	6	4	11
令和　元年度	6	4	6	6	10	8	12	12	9	8	4	4
令和　2年度	3	7	9	7	5	8	4	3				
平成30年度	2	9	23	31	35	46	52	60	65	71	75	86
令和　元年度	6	10	16	22	32	40	52	64	73	81	85	89
令和　2年度	3	10	19	26	31	39	43	46				

※直轄工事には測量・調査・コンサル業務や、役務契約における事故を含む

事故発生件数と死亡者数の推移

令和2年11月30現在　速報値

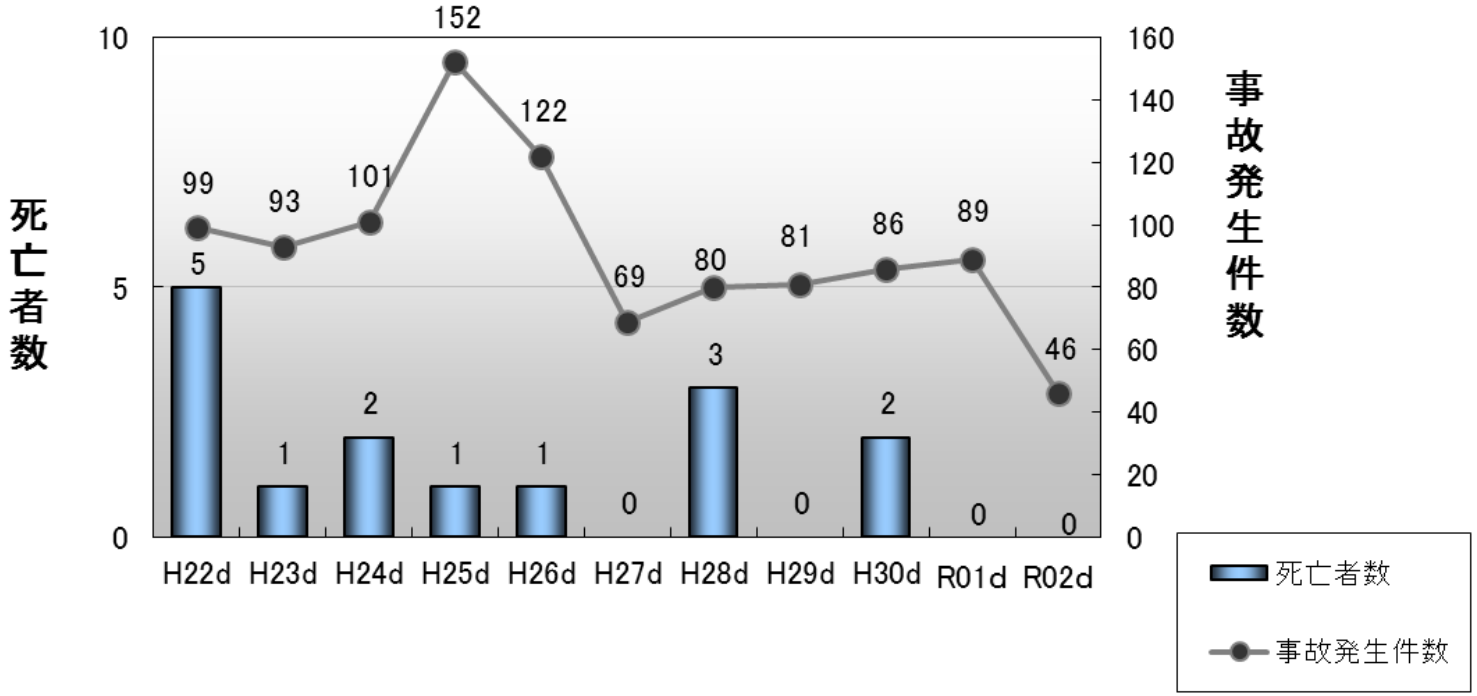

事故の内訳

令和2年11月30日現在
速報値

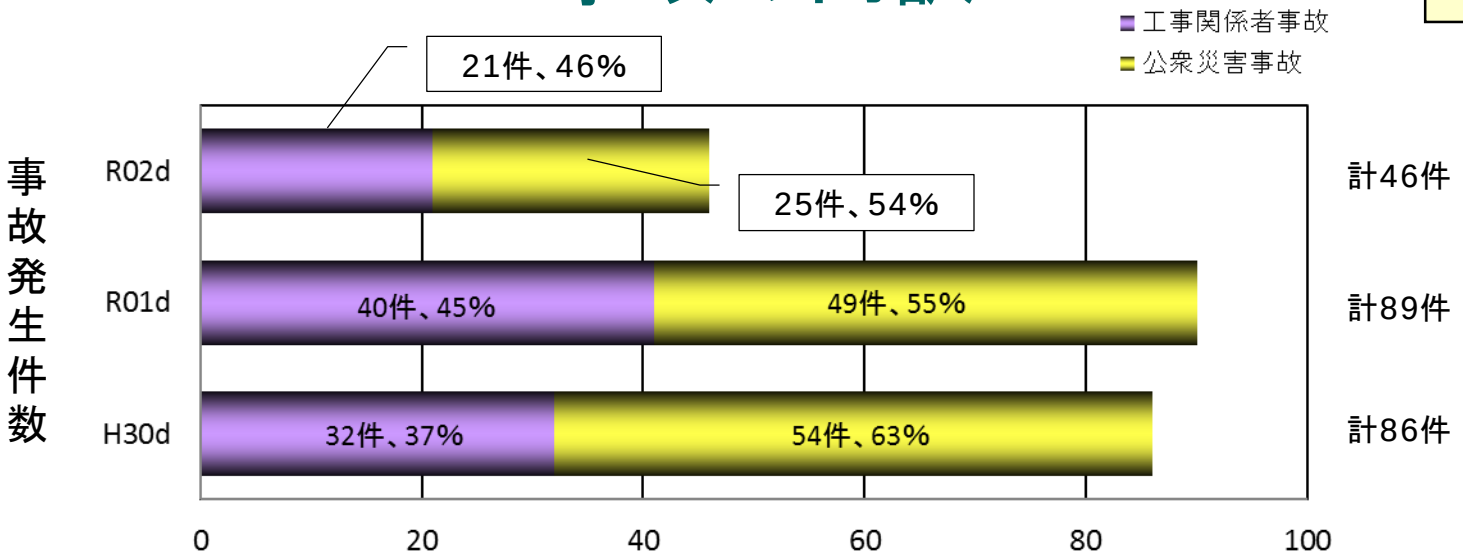

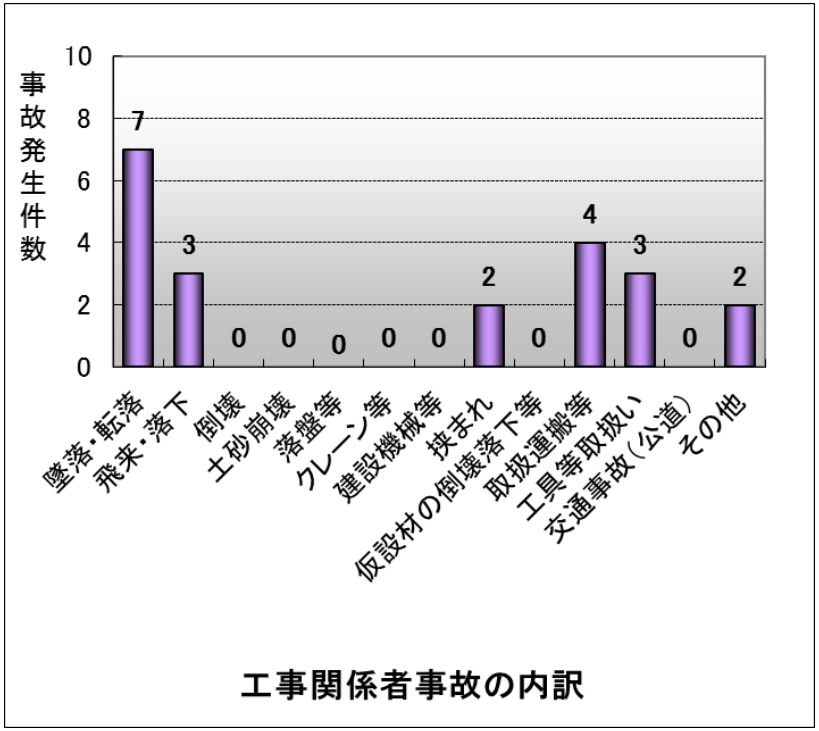

工事関係者事故の内訳

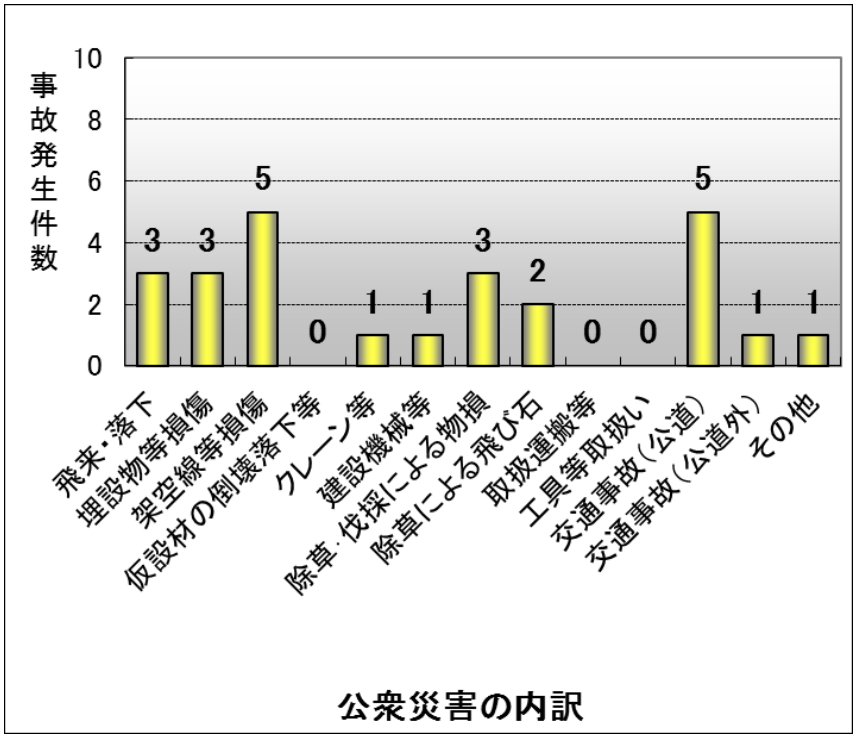

公衆災害の内訳

事故の種類：工事関係者（人身：墜落・落下）

令和２年11月発生

【事故の概要】 狭小箇所を掘削するために、小型バックホウを0.7m3バックホウにて掘削内に降ろした。作業員はオペレーターに合図をした後、重機旋回範囲外に移動したが、掘削箇所の状況が気になり、再度掘削箇所に近づいた。オペレーターは被災者の合図確認後旋回しており、重機が移動した際に敷鉄板の角がクローラー部分に引っ掛かり、敷鉄板がズレて作業員に接触し、そのはずみで掘削内に転落した。

【事故原因】
・バックホウの作業半径内に被災者が立ち入っていたことと、オペレーターが作業員の位置を確認していなかった。
・雨で地盤が緩んだ状態であり、敷鉄板がずれやすい環境で、バックホウのクローラー部が敷鉄板の角を踏んだ。

◆事故発生時の状況

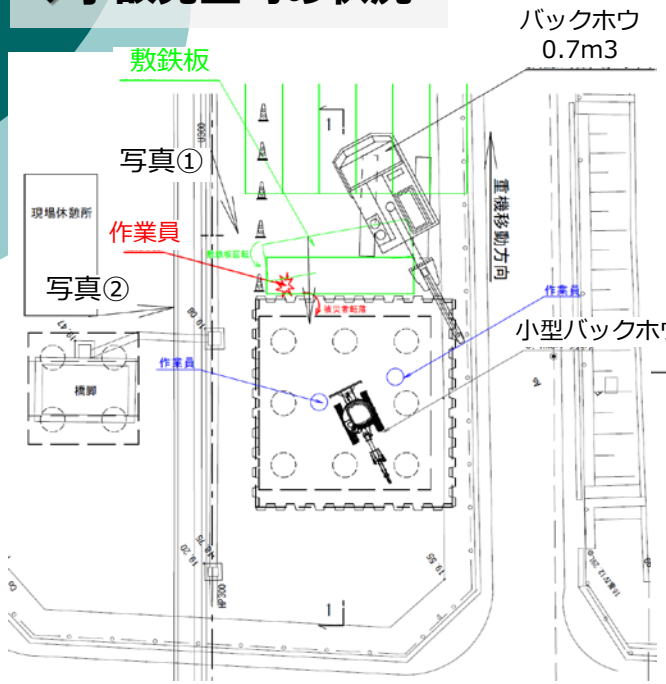

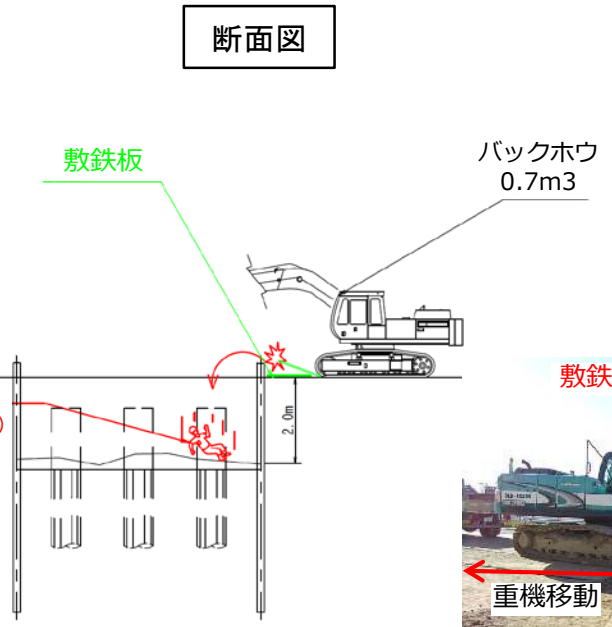

被災者安全長靴

事故防止のポイント

・バックホウに、後方カメラを搭載し作業半径内の人の立入を確認できるようにする。
・鉄板を溶接固定する。降雨や緊急時でできない場合は固定治具にて固定する。
・重機が敷鉄板上を移動する際は、周辺敷鉄板上の人払い完了後、重機移動を行う。
・クローラー部が敷鉄板の角を踏まないように重機旋回範囲外に誘導員を配置する。

被害状況

・左足関節挫創
（くるぶしの少し前から脛へ向 かって150mm程度の長さに挫創）

事故の種類：公衆災害（物損：交通事故）

令和２年10月発生

【事故の概要】国道上の覆工板設置作業が完了し、車線規制を解除していたところ覆工板のずれ止めを止めていたボルトナットが外れ、ずれ止めが上に折れ曲がり、通過車両（１０台）に接触し損傷を与えた。

【事故原因】
・主桁にボルト締めで取り付けていた覆工板ずれ止めが、車の振動等によりボルトが緩み外れた。
・覆工板ずれ止めがせりあがり、通過車両とぶつかり折れ曲がった。

◆事故発生時の状況

側面図　　断面図

覆工板ずれ止め　損傷前

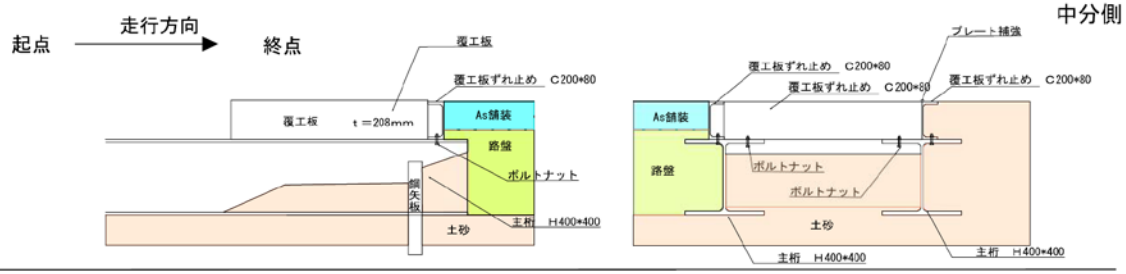

覆工板ずれ止め　損傷後

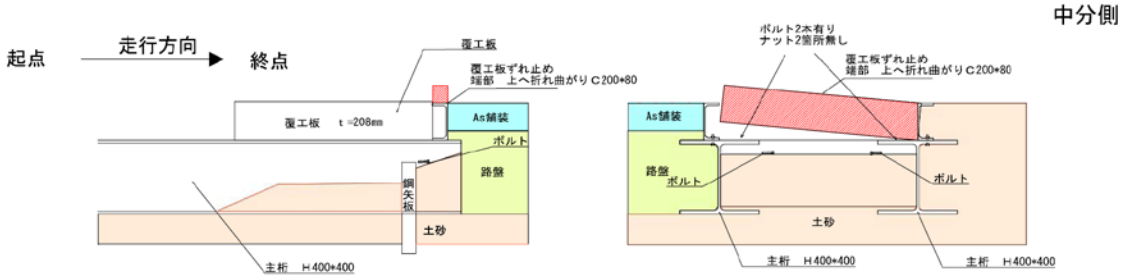

事故防止のポイント

・ボルトの脱落防止及びボルト、ナットのゆるみを防出する為、ボルトのねじ山を溶接する。
・覆工板ずれ止めの連結されていない箇所を、車道縦断方向、車道横断方向ともプレートを用いて覆工板ずれ止め側面に連結溶接し、覆工板ずれ止めの下面も主桁と溶接し一体化させる。
・点検項目を追加した覆工板チェックリストで日々の外観点検を行う。

被害状況

・通過車両10台に損傷
（パンク、バンパー破損等）

・頸部挫傷、左肩挫傷、腰部挫傷

事故の種類：工事関係者（人身：挟まれ）

令和２年９月発生

【事故の概要】 トンネル掘削前方探査として長尺水平コアボーリング工を実施していた。削孔完了後に削孔用鋼管(1.5m/本、45.6kg/本)を取り外し回収する際、機械操作者は作業員2人が鋼管を保持する体勢をとったと思い込み、鋼管を掴む部分の固定を解除したため、鋼管が落下した。咄嗟に掴もうとした被災者が鋼管とアーム本体の突起部に右手小指を挟み負傷した。

【事故原因】
- オペレーターは、手元作業員が鋼管を保持していると思い込んだ。
- 取り外し作業時の手元作業員とオペレーターの連絡合図が曖昧かつ不明確であった。

◆事故発生時の状況

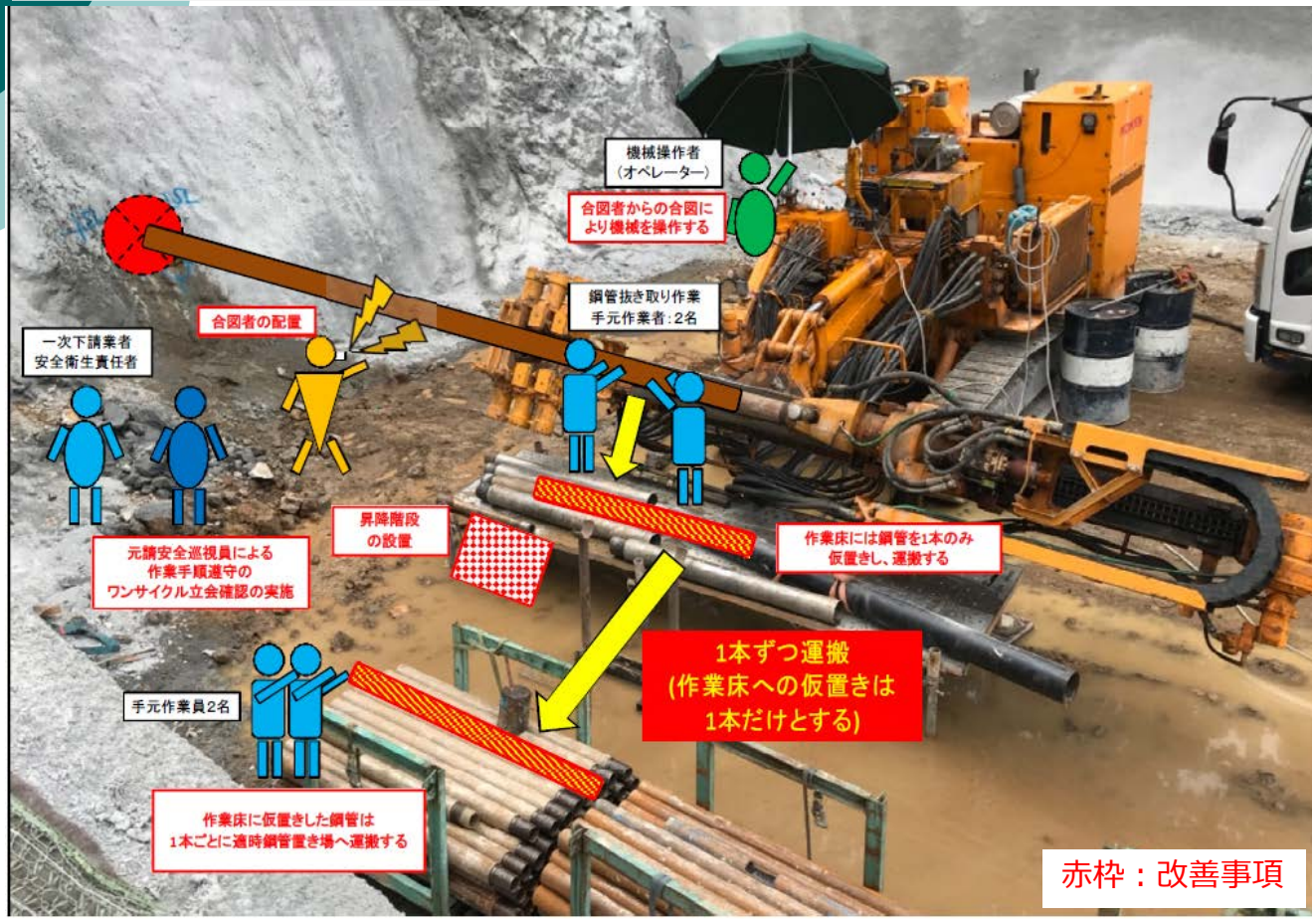

事故防止のポイント

・新たに合図者を配置し、作業にかかわる指示・命令系統の一本化を図る。

・声かけ、声返し方法を作業手順書に明記し、教育を徹底。

・施工箇所に注意喚起の看板を設置するなど、安全の見える化を行い、安全意識の向上を図る。

被害状況　・右小指挫滅創

事故の種類：公衆災害（物損：架空線損傷等）

令和２年８月発生

【事故の概要】 橋梁地覆に設置してあった剥落防止ネットの撤去作業において、ネットを固定していたワイヤーロープの運搬で作業員が足場を移動中、ワイヤー端部が足場単管パイプと足場側面の落下防止ネットの隙間（5cm前後）から垂れ下がり、JRのトロリー線と接触し、損傷した。

【事故原因】
・足場単管パイプと落下防止ネットの間に隙間があった。
・ワイヤーロープを引きずって運搬した。

◆事故発生時の状況

断面図

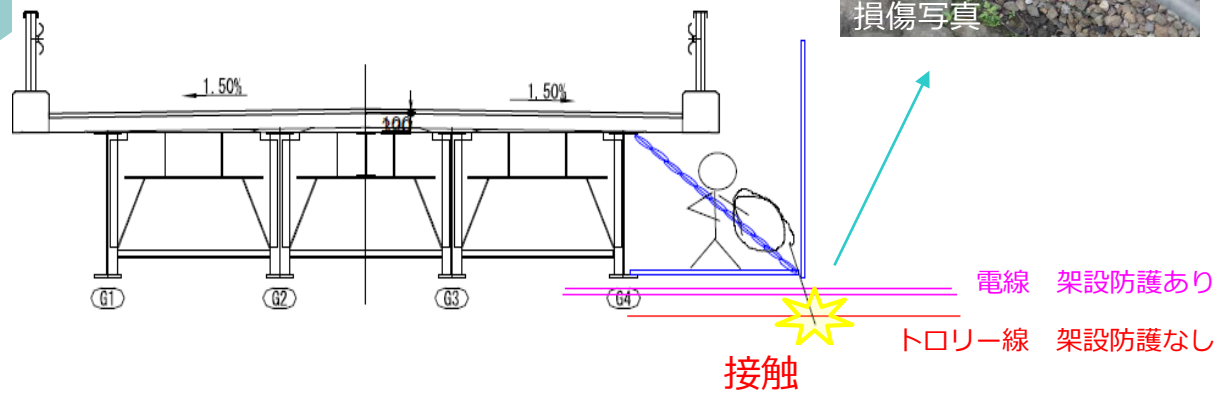

事故防止のポイント

・足場用単管パイプと足場側面の落下防止ネットの隙間をメッシュシートで覆う。

・資材を引きずらず運搬。

被害状況

・トロリー線損傷
（運行に支障なし）

事故の種類：公衆災害（物損：建設機械等の転倒、下敷、接触、衝突等）

令和２年８月発生

【事故の概要】土留・仮締切の鋼矢板圧入作業で外周締切完了後にクラッシュパイラーの移動を行っていた。
パイルオーガに引抜きチャックでつかんだ際、圧入機のクランプが民地側へ傾き、本体が矢板に接触。
その衝撃で、前傾したケーシングオーガが接合部で折れ、パイルオーガ上部が民地側に倒れた。

【事故原因】・引き抜きチャックで固定する際、クランプに異物（粘土）が付着して滑り易くなっていた。

◆事故発生時の状況

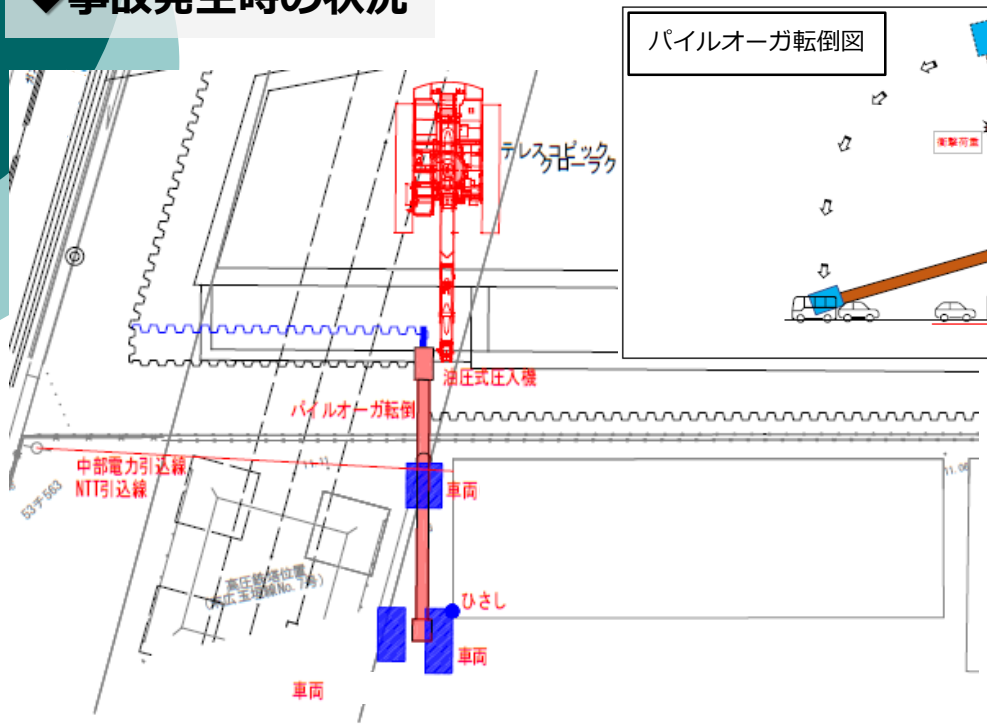

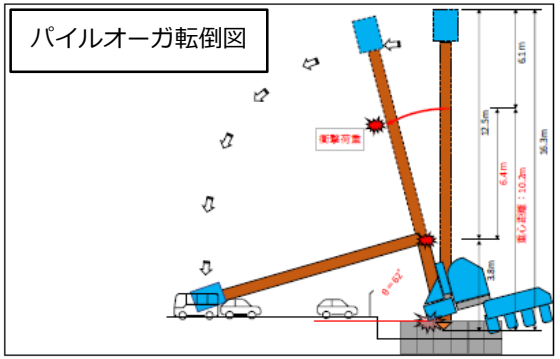

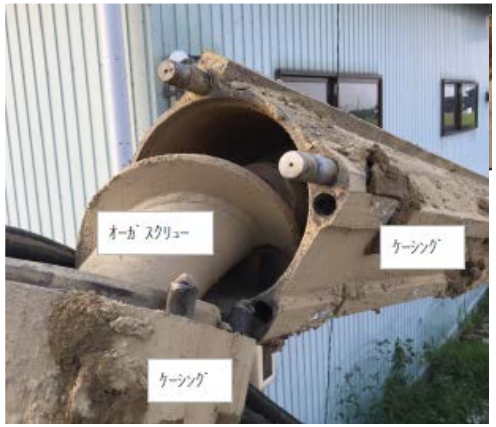

事故防止のポイント

・クラッシュパイラー移動にあたっては、作業前にクランプ先端部及び矢板の付着物を除去・洗浄を行い、異物がないか確認する。

・上記を作業手順書に明記

被害状況

・建物ひさし破損、引込線（損傷・切断）、駐車車両(３台)損傷

事故の種類：公衆災害（人身：その他）

令和２年７月発生

【事故の概要】工事車両の通行を確保するため、堤防天端に敷鉄板を設置し、すり付舗装を施していたが、すり付舗装と敷鉄板の間に隙間があり、一般に通行可能としていた工事休工日に、その隙間に通行中の自転車の車輪が取られ転倒したもの。

【事故原因】
・隙間があるという認識はあったが、この程度の隙間で車輪がとられるという予測ができていなかった。
・一般の人が通行することも踏まえた安全に関する認識が低かったことと、隙間を埋める等の措置がとられていなかった。

◆事故発生時の状況

断面図

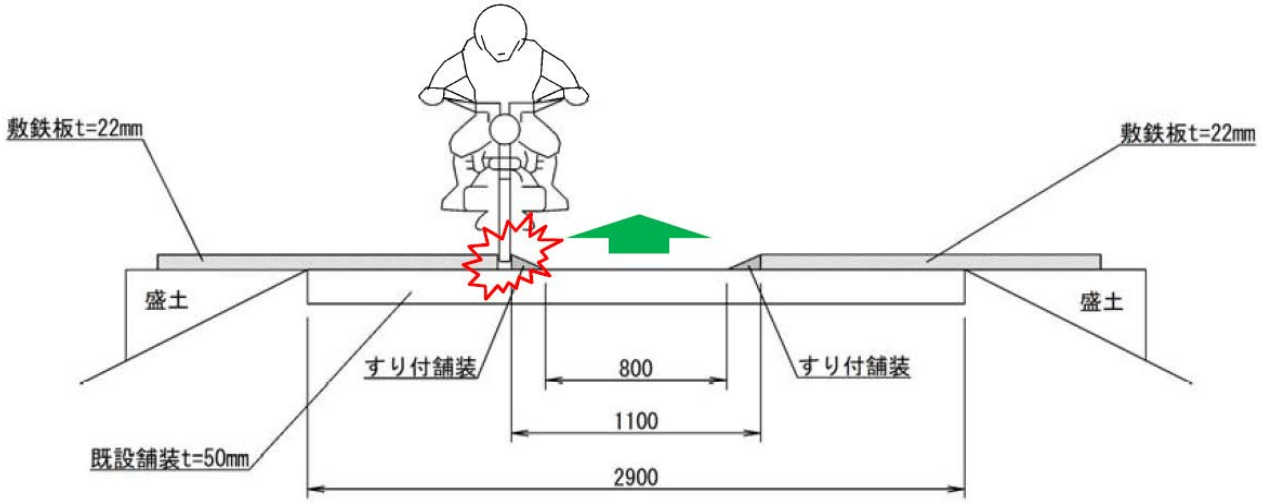

事故防止のポイント

・少しでも隙間が生じていたら事故が発生するという認識に改め、安全管理に取り組む。
・あらゆる車種（細いタイヤの自転車など）を想定した安全対策を実施。

被害状況

・右腕打撲
・擦り傷

事故の種類：工事関係者（人身：挟まれ）

令和２年７月発生

【事故の概要】クレーンで吊り荷作業を行うため、作業員が玉掛箇所(高圧洗浄機)へ行くため、クレーン脇を通過しようとしたところ、先頭を歩く被災者が旋回してきたクレーンのカウンターウェイトとガードレールの間に挟まれた。

【事故原因】・作業員が立ち入り防止柵を撤去し、クレーン旋回内に立ち入った。
・クレーン旋回内に人がいないと思い込み、クレーンオペレータが合図前に旋回させた。

◆事故発生時の状況

事故発生時の配置図

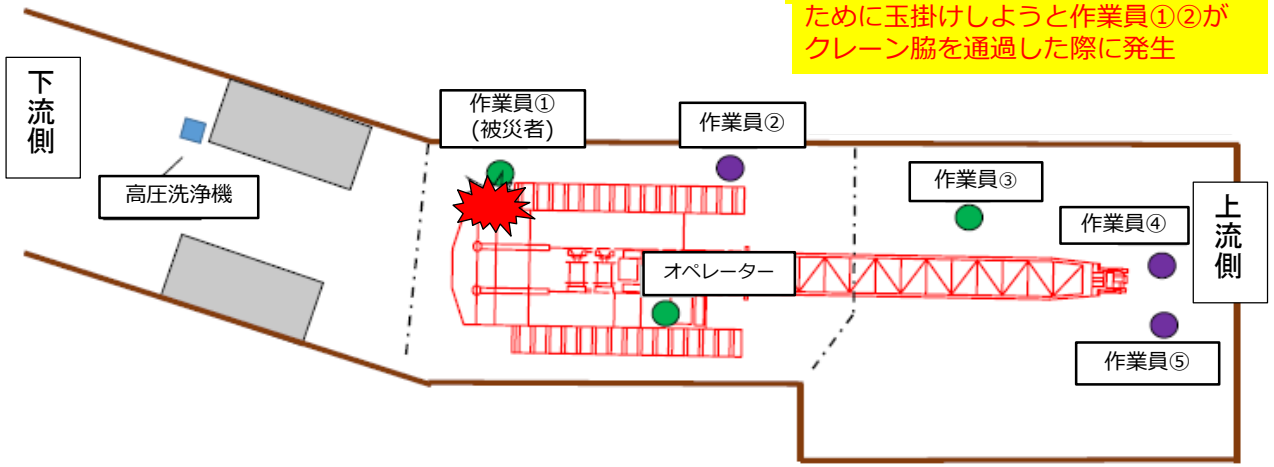

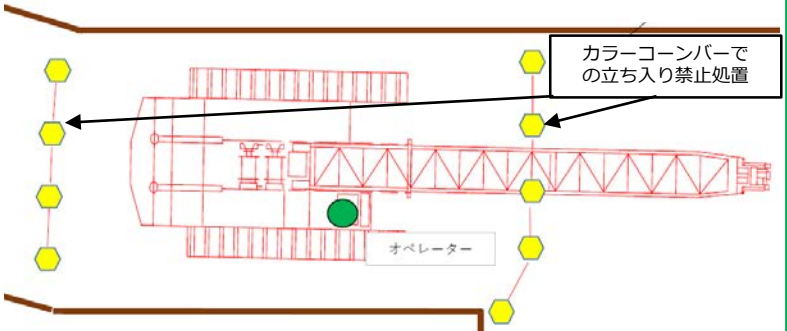

事故防止のポイント

・クレーン作業開始前に元請職員と作業員で立ち入り防止柵の設置状況を指差呼称確認
・作業手順書を改定(防止柵の撤去時期、通行者とオペレータ間の合図の徹底)
・大型の注意看板の設置、作業員接近警報システムの導入、元請職員による巡視の強化

被害状況

・外傷性腹膜ヘルニア　腸管損傷
・左腰部筋断裂、皮下血腫・出血

事故の種類：工事関係者（人身：墜落・落下）

令和２年６月発生

【事故の概要】 擁壁内側の足場から擁壁鉄筋組立作業を２人で行っていた。現場移動の際、掛けていた安全帯を外し、内側の足場から躯体型枠上を超えて外側の足場へ移った際に足を滑らせて2.7m下の地面に滑落した。

【事故原因】 ・近道だと思い、躯体構造物を跨いで反対側の足場へ移動した。

◆事故発生時の状況

平面図

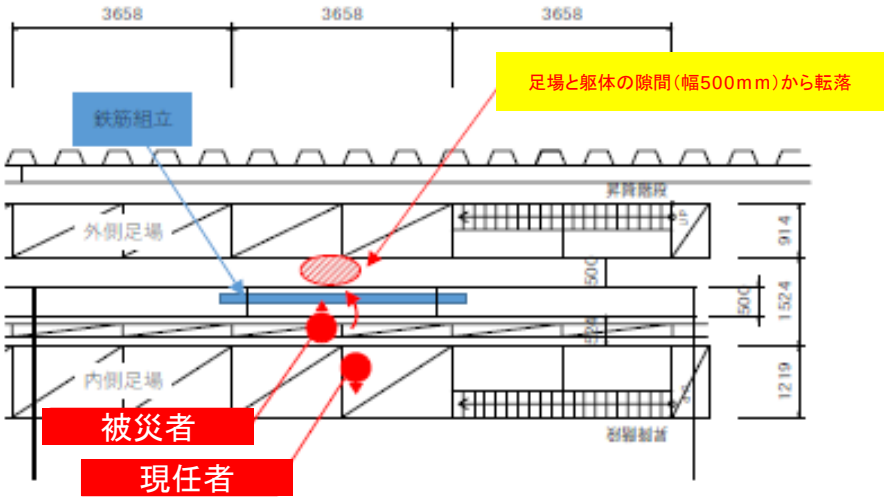

断面図

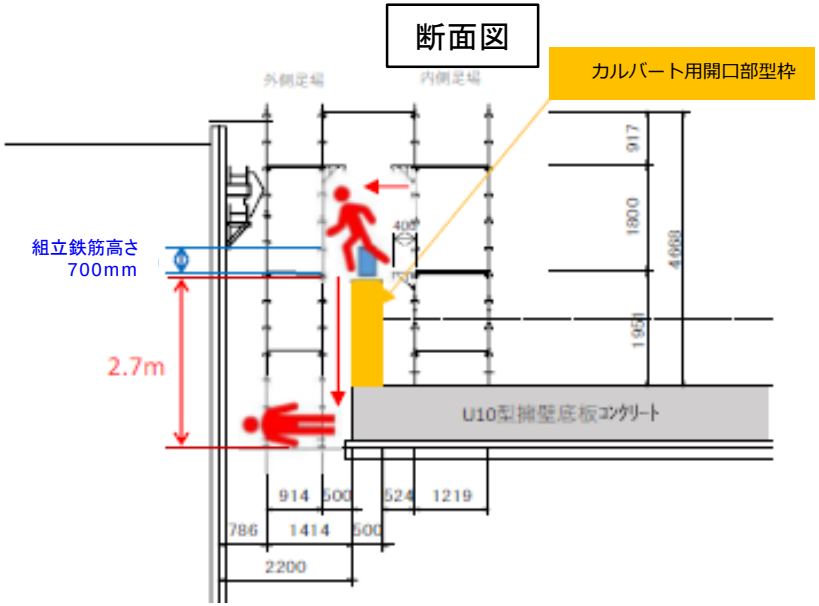

事故防止のポイント

・反対側の足場へ移動する際は、定められた渡り部を通って移動。

・新規入場及び朝礼で周知するとともに、掲示物にて誘導する。

被害状況

・第12胸椎破裂骨折
・右坐骨骨折

事故の種類：公衆災害（物損：架空線損傷）

令和２年５月発生

【事故の概要】 土砂を搬出するため、残土仮置場にて土砂集積作業中、架空線近辺に土砂が山積みされていたので、土砂を移動させようとバックホウを移動させ際、アームが中部電力の架空線に接触し切断した。このため、送電先の道路照明灯（１基）が不点灯となった。

※同様の事故(バックホウアームと架空線が接触)が同月に他の現場においても発生している。

【事故原因】
- 「架空線等上空施設の事故防止マニュアル（ 案）」に基づいた安全対策が実施されていなかった。
- 土取り範囲を図示するなどの明確な指示をバックホウオペレーターに出していなかった。
- 架空線の注意看板が、オペレーターからは見える場所に設置しておらず設置位置が不適切であった。

◆事故発生時の状況

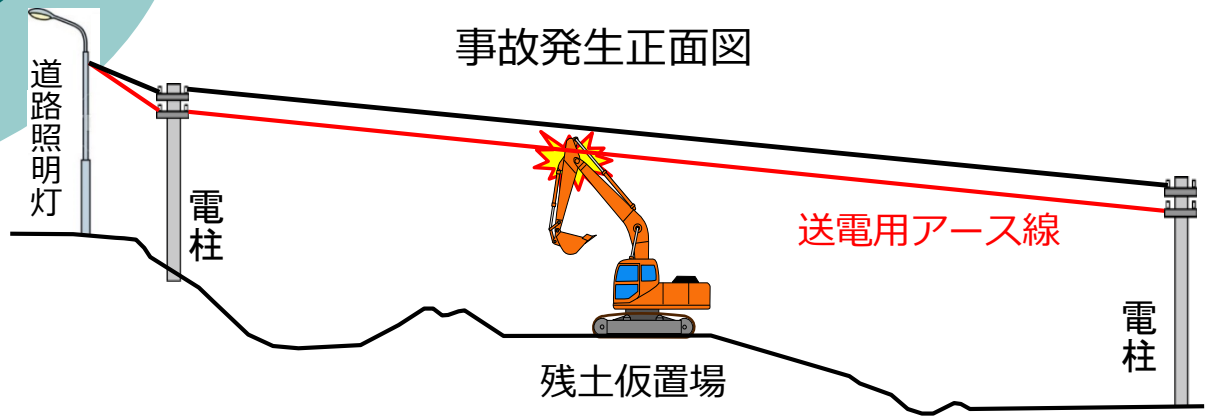

事故防止のポイント

- 「架空線等上空施設の事故防止マニュアル（ 案）」に基づき現地調査を行い、施設管理者と立ち会いを求め防護カバー等の安全対策を講ずる。
- 作業員へ土取り範囲を図面及び現地にて指示し、範囲外はトラロープ等で立ち入り禁止措置をする。
- 架空線注意喚起の看板やのぼり旗を見やすい位置に増設して注意喚起を促す。
- バックホウオペレーターへは図面及び現地にて架空線の位置を相互確認する。
  また、監視人を配置して作業を監視させる。

被害状況

- 電力架空線（アース線）
  切断Ｌ＝77m
- 道路照明灯（県管理）
  不点灯１基

事故の種類：工事関係者（人身：墜落・落下）

令和２年５月発生

【事故の概要】作業員が、植栽帯の高木を剪定するため、樹木の枝の上を移動しようとしたところ、足を滑らせ3.5mほどの高さより墜落した。

【事故原因】
・作業員が安全帯を外すことに問題意識が無く、安全帯を使用せずに樹上で移動したこと。（図①）
・施工計画書に安全帯の使用方法の詳細が無かったことによる理解不足。

◆事故発生時の状況

図①　事故状況図

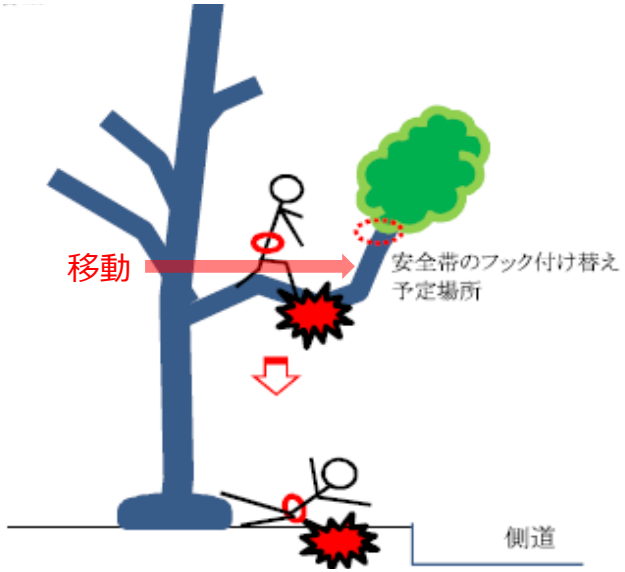

図②　改善対策

事故防止のポイント

・高所作業時は、２本掛の安全帯を使用し、安全帯がかかっていない状態をなくす。

・樹上で安全対ロープが届かない箇所への移動が必要な場合は、一旦地上に降り、適切な場所から樹上へ昇降する。（図②）

被害状況

・第１腰椎破裂骨折
・脊髄損傷

事故の種類：工事関係者（人身：取扱運搬等）

令和２年４月発生

【事故の概要】吹付コンクリート作業終了後、コンクリート圧送管内の残コンクートをコンプレッサーにより排出中、鋼製の配管が空気圧により暴れて固定冶具から外れ、被災者の右後頭部に当たり負傷した。

【事故原因】
・コンクリート圧送管内の残コンクリートを排出するためエアーを送ったが排出されなかったため、さらに圧力を上げたところ、配管が上下に動き出した。
・動く配管を押さえようと、不用意に吹付機械に接近した。

◆事故発生時の状況

改善対策

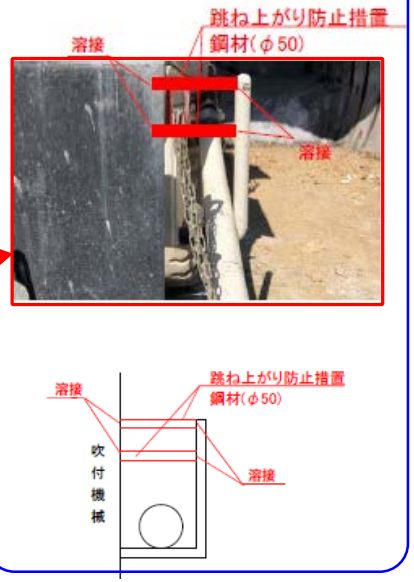

事故防止のポイント

・エアーを送り配管がぶれる、また動くような場合は一旦バルブを閉め、エアーを止める。

・その後、エアー圧力を上げても残コンクリートが排出されない場合は鉄の棒で突き出す等の洗浄を行う。

・配管洗浄の際は、安全距離として「３m以上離れる」ことを徹底（注意喚起の看板を設置・バルブ操作者との合図確認）

被害状況

・外傷性くも膜下出血

建設業法令遵守について

国土交通省　中部地方整備局　建政部　建設産業課

目　次

１．建設業法令遵守ガイドライン（P.２ ～P.２３）
２．法令遵守ガイドラインの改訂（P.２４～P.３１）
３．その他（P.３２～P.３６）

1．建設業法令遵守ガイドライン

建設業法令遵守ガイドラインの概要（H19．6策定、最終改訂R2．9）

国土交通省

1．策定の趣旨

本ガイドラインは、元請負人と下請負人との関係に関して、**どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示す**ことにより、**法律の不知による法令違反行為を防ぎ**、**元請負人と下請負人との対等な関係の構築**及び**公正かつ透明な取引の実現**を図ることを目的として策定

2．本ガイドラインの内容

（１）建設業の下請取引における取引の流れに沿った形で、見積条件の提示、契約締結といった以下の12項目について、留意すべき建設業法上の規定を解説するとともに、建設業法に抵触するおそれのある行為事例を提示

1．見積条件の提示等（建設業法第20条第3項、第20条の２）
2．書面による契約締結
　（１）当初契約（建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第1項）
　（２）追加工事等に伴う変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）
3．工期
　（１）著しく短い工期（建設業法第19条の5）
　（２）工期変更に伴う変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3 ）
　（３）工期変更に伴う増加費用（建設業法第19条第2項、第19条の3）
4．不当に低い請負代金（建設業法第19条の3）
5．指値発注（建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第3項）
6．不当な使用資材等の購入強制（建設業法第19条の4）
7．やり直し工事（建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3）
8．赤伝処理（建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第3項）
9．下請代金の支払
　（１）支払保留・支払遅延（建設業法第24条の3、第24条の6）
　（２）支払手段（建設業法第24条の3第2項）
10．長期手形（建設業法第24条の6第3項）
11．不利益取扱いの禁止（建設業法第24条の5）
12．帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存（建設業法第40条の3）

（２）関連法令の解説として以下の内容を掲載

13－１　独占禁止法との関係について（建設業の下請取引に関する建設業法との関係）
13－２　社会保険・労働保険について（社会保険への加入）
13－３　労働災害防止対策について（実施者と経費の負担の明確化）

Ⅰ-1 見積条件の提示

見積依頼は、工事内容、工期等の契約内容をできる限り具体的に提示して行わなければなりません

建設業法 第20条第3項

Ⅰ-2 工程の細目ごとに見積り

工程の細目を明らかにし、建設工事の見積もりを行うよう努めなければなりません

下請負人

下請負人が明らかにする内容として

建設工事の見積内容に
「工事の工程ごとの作業及び
その準備に必要な日数」が追加。

元請負人は、下請契約の締結に際して、
その見積内容を考慮

建設業法 第20条第1項

Ⅰ-3 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報提供

注文者が事前に知り得た工期や請負代金額に影響を及ぼす事象については、
契約締結前までに情報の提供しなければなりません

建設業法 第20条の2

Ⅰ-4 適正な見積期間の設定

下請負人が見積もりを行うに足りる期間を設けなければなりません

下請工事発注予定額に応じた必要見積期間

① 500万円未満　　中1日
② 5,000万円未満　中10日
③ 5,000万円以上　中15日以上

※ ②③の場合で、やむを得ない場合には短縮可能

建設業法 第20条第3項

Ⅱ-1 書面による契約締結

請負契約の締結に当たっては、契約の内容を明示した書面を作成し、
相互に交付しなければなりません

建設業法 第18条、第19条

Ⅱ-2 契約書に記載すべき事項①

契約書面には、建設業法で定める一定の事項（15項目）を記載することが必要です

建設業法 第19条第1項

契約内容をあらかじめ書面で明確にすることで、請負代金、施工範囲等に係る紛争を未然に防ぐことが目的です。
請負契約の締結に当たっては、契約の内容となる一定の重要事項を明示した適正な契約書を作成し、下請工事着工前までに署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。建設業法では以下の**15項目**を満たしていなければなりません。（建設業法 第19条参照）

契約書に記載しておかなければならない重要事項15項目

①工事内容
②請負代金の額
③工事着手の時期及び工事完成の時期
④工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
⑤請負代金の全部又は一部の前払金又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
⑥当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
⑦天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
⑧価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
⑨工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
⑩注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
⑪注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
⑫工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
⑬工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
⑭各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
⑮契約に関する紛争の解決方法

建設リサイクル法対象工事の場合は、以下の４項目を書面で記載しなければなりません。
①分別解体の方法　②解体工事に要する費用　③再資源化するための施設の名称及び所在地　④再資源化等に要する費用

書面での契約締結方法

公共工事・民間工事ともに契約内容を以下のいずれかの書面で作成します。

①	請　負　契　約　書		
②	注文書・請書	＋	基本契約書
③	注文書・請書	＋	基本契約約款

Ⅱ-2 契約書に記載すべき事項②

工事を施工しない日や時間帯の定めをしたときには、契約書面に明記しなければなりません

建設業法 第19条第1項第4号

Ⅱ-3 追加・変更契約について

追加工事等の発生により、当初の請負契約書に掲げる事項を変更するときは、着工前に書面による契約変更が必要です

建設業法 第19条第2項

Ⅲ 著しく短い工期の禁止

注文者は、その注文した建設工事を施工するために、通常必要と認められる期間に比べて、著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはなりません

※「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく、建設工事において適正な工期を確保するための基準として作成された「工期に関する基準」等に照らして不適正に短く設定された期間をいいます。

建設業法　第19条の5

Ⅳ 不当に低い請負代金

自己の取引上の地位を不当に利用し、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはなりません

直接工事費のほか、間接工事費、一般管理費（法定福利費含む）等、通常必要と認める原価を見込んだ金額での協議を！

建設業法 第19条の3

Ⅴ 不当な使用資材等の購入強制

下請契約の締結後に、自己の取引上の地位を不当に利用して、使用資材等又はこれらの購入先を指定して下請負人の利益を害してはなりません

建設業法 第19条の4

Ⅵ やり直し工事について

下請工事の施工後に、元請負人が下請負人に対して工事のやり直しを依頼する場合にあっては、元請下請間で十分な協議を行う必要があります

建設業法 第18条、第19条第2項、第19条の3

Ⅶ 赤伝処理について

元下双方の協議・合意が必要であるとともに、元請負人はその内容や差引額の算定根拠について見積条件や契約書に明示しなければなりません

建設業法 第18条、第19条、第19条の3、第20条第3項

Ⅷ 下請代金の支払い

●注文者から代金の支払いを受けた時は、下請負人に対して、１ヶ月以内に、かつ、出来るだけ早く、請負代金を支払わなければなりません
●特定建設業者が元請負人である場合、工事目的物の引渡の申し出があってから50日以内に、かつ出来るだけ早く、請負代金を支払わなければなりません

建設業法 第24条の3、第24条の6

Ⅸ 下請代金のうち労務費に相当する部分の現金払

下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければなりません

現金の範囲については、銀行振込等、現金と同様に扱われているものについても含まれます。

建設業法 第24条の3第2項

X 割引困難な手形での支払い

特定建設業者は、下請代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形により行ってはなりません

建設業法 第24条の6第3項

Ⅺ 不利益取扱いの禁止

元請負人が下請負人に対して、下請負人が許可行政庁等に通報を行ったことを理由に、当該下請負人に対して取引の停止などの不利益な取扱いをしてはなりません

元請負人が下記のいずれかに違反する行為

- 不当に低い請負代金の禁止（第１９条の３）
- 不当な使用資材等の購入強制の禁止（第１９条の４）
- 下請代金の期間内の支払い義務（第２４条の３第１項）
- 期間内の検査及び引渡しを受ける義務（第２４条の４）
- 特定建設業者の下請代金の支払い義務（第２４条の６第３項、第４項）

建設業法 第24条の5

Ⅻ 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存

建設業者は営業所ごとに、営業に関する事項を記録した帳簿を備え、
保存しなければなりません

保存期間　5年

※発注者から直接請け負った新築住宅建設に係るものは10年

※発注者から直接請け負った元請業者には、以下の図書について10年の保存を義務付け
- 完成図書
- 発注者との打合記録
- 施工体系図

建設業法 第40条の3

ガイドライン以外の法令遵守事項

国土交通省

- 監理技術者・主任技術者・営業所専任技術者の不適正配置
- 一括下請負
- 施工体制台帳、体系図の未整備
- 経営事項審査の虚偽申請

等

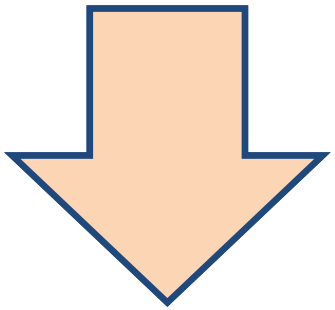

各許可行政庁の定める監督処分基準に該当し、営業停止等の不利益処分に該当する違反もあります。関連規定を遵守した取り扱いをしましょう。

2．法令遵守ガイドラインの改訂

○ 建設業法令遵守ガイドラインの改訂（R2.9）について（１／５）

国土交通省

○背景

長時間労働を是正するために工期の適正化を促すなど、建設業における働き方改革を促進し、現在及び将来における担い手を確保するため、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）が、令和元年６月５日に成立、同月１２日に公布され、一部を除き令和２年１０月１日に施行される。これに伴い、**元請負人と下請負人との関係に関する部分について、建設業法令遵守ガイドラインを改訂**するもの。

○改訂の概要

１．見積条件の提示等（改正法第２０条の２関係）

【改正法第２０条の２】

建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして**国土交通省令で定める事象（※）が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。**

（※）国土交通省令で定める事象は、以下の事象とする。

① **地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象**

② **騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象**

【法改正の背景】

軟弱地盤の沈下などの施工前に想定しうるリスクが、工事施工後に、実際に発生した場合でも、相対的に有利な立場にある注文者側が工期の延長や請負代金の増額に応じないなど、建設業者側がしわ寄せを被ることとなることから、工期や請負代金額の初期設定又は契約後変更が適切に行われるよう、**契約を締結する以前に、工期や請負代金額に影響を及ぼす事象に関して注文者が事前に知り得た情報の提供を義務付ける仕組み**を構築したもの。

【改訂内容】

下請契約においても、同条の適用があるため、見積条件の提示等に関する行為事例及び記述を改訂した。

【建設業法上違反となる行為事例】

○　元請負人が地下埋設物による土壌汚染があることを知りながら、下請負人にその情報提供を行わず、そのまま見積りを行わせ、契約した場合（新設）

○ 建設業法令遵守ガイドラインの改訂（R2.9）について（２／５）

国土交通省

○改訂の概要

２．書面による契約締結（改正法第１９条第１項関係）

【改正法第１９条第１項第４号】

工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

【法改正の背景】

建設業就業者の長時間労働の是正のためには、建設工事の請負契約の締結に際して、休日が適切に確保されていることが必要となるが、現状としては、注文者側から工期の厳守を求められること等により、他産業並みの週休二日が十分に確保できていないケースが多く見受けられるため、**請負契約の締結に際して、工事を施工しない日又は時間帯の定めをした場合に、その内容を契約当事者間の遵守事項とすることにより、建設業就業者の休日の確保を図ったもの。**

【改訂内容】

請負契約の当事者が契約の締結に際して**書面に記載すべき事項として、第４号を追加**する記述を行った。

【建設業法上違反となる行為事例】

○　下請工事に関し、建設業法第１９条第１項の必要記載事項を満たさない契約書面を交付した場合

※その他の改正内容（法第２０条第１項（建設工事の見積り）改正関係）

今般の改正において、第２０条第１項（建設工事の見積り）が「建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに**工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数**を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。」と改正された。

これを踏まえ、元請負人は、下請契約の締結に際して、下請負人から交付された見積書において、**工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数が明らかである場合には、その見積内容を考慮すること**の記述を行った。

○ 建設業法令遵守ガイドラインの改訂（R2.9）について（３／５）

国土交通省

○改訂の概要

３．工期

（１）著しく短い工期の禁止（改正法第１９条の５）　（新設）

【改正法第１９条の５】

注文者は、その注文した建設工事を施工するために**通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。**

【法改正の背景】

建設業就業者の長時間労働の是正のためには、**建設工事の契約締結に際し、適正な工期を設定することが必要であり**、従来のような**長時間労働を前提とした短い工期での工事は、事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれがあるため禁止**することとしたもの。

なお、この規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、下請契約の注文者である元請負人に許可をした許可行政庁（※）は、当該元請負人に勧告を行うこととしている。

（※許可行政庁が国土交通大臣の場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について」（国不建第１７６号、令和２年９月３０日）参照）

【改訂内容】

２８・２９頁参照

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

①　元請負人が、発注者からの早期の引渡しの求めに応じるため、下請負人に対して、一方的に当該下請工事を施工するために、通常よりもかなり短い期間を示し、当該期間を工期とする下請契約を締結した場合

②　下請負人が、元請負人から提示された工事内容を適切に施工するため、通常必要と認められる期間を工期として提示したにも関わらず、それよりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合

③　工事全体の一時中止、前工程の遅れ、元請負人が工事数量を追加したなど、下請負人の責めに帰さない理由により、当初の下請契約において定めた工期を変更する際、当該変更後の下請契約の工事を施工するために通常よりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合

著しく短い工期の禁止（改正建設業法第19条の5）①

国土交通省

- 改正建設業法第１９条の５において、**「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」**ことが規定された。
- この規定が設けられた主旨は、**建設業就業者の長時間労働を是正**するためには、適正な工期設定を行う必要があり、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を禁止するもの。

短い工期と長時間労働の関係

○建設工事の工期は、施工環境・施工技術・労働者数等の様々な要素の影響を受けるが、時間外労働時間との関係において、その他の要素を一定とすると、右の図のように**短い工期と長時間労働には相関関係**がある。

○特に、令和６年４月からは、建設業についても、時間外労働時間の上限規制の適用を受けるため、**当該上限規制以上の時間外労働は、労働基準法違反**となる。

【工期と長時間労働の関係】

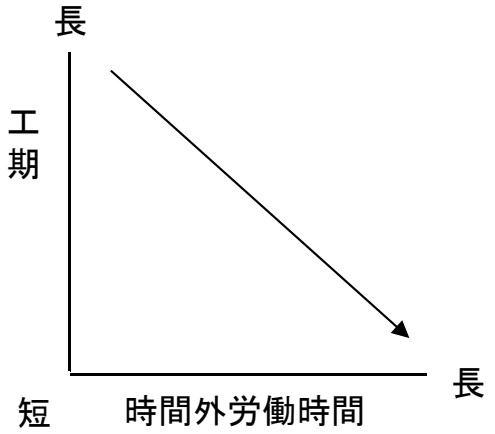

通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間

○　改正建設業法第１９条の５の規定の主旨（**建設業就業者の長時間労働の是正**）を踏まえた適切な運用を確保するためには、「著しく短い工期」の判断に際しては、単に定量的な期間の短さに着目するのではなく、**「工期短縮が長時間労働などの不適正な状態を生じさせているか」に着目**することが必要。

○　このため、「通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間」とは、**単に定量的に短い期間を指すのではなく、「建設工事の工期に関する基準」（令和２年７月２０日、中央建設業審議会勧告）等に照らして不適正に短く設定された期間**をいう。

【工期と長時間労働の関係】
（令和６年４月～）

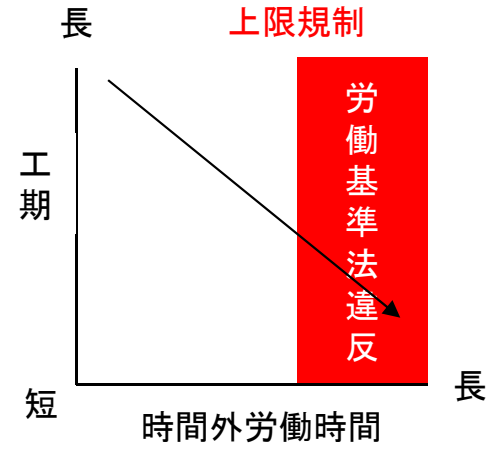

著しく短い工期の禁止（改正建設業法第19条の5）②

著しく短い工期の判断材料

○　見積依頼の際に発注者が受注者に示した条件
○　締結された請負契約の内容
○　受注者が「著しく短い工期」と認識する考え方
○　過去の同種類似工事の実績
○　受注者が発注者に提出した見積もりの内容
○　当該工期を前提として請負契約を締結した事情
○　当該工期に関する発注者の考え方
○　賃金台帳　等

著しく短い工期の判断の視点

①　契約締結された工期が、**「工期基準」で示された内容を踏まえていないために短くなり、**それによって、**受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。**
②　契約締結された工期が、**過去の同種類似工事の工期と比較して短くなることによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。**
③　契約締結された工期が、**受注者が見積書で示した工期と比較して短い場合、**それによって、**受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。**

時間外労働時間の罰則付き上限規制の適用（令和６年４月１日～）

○　第１９６回国会（常会）で成立した「働き方改革関連法」による改正労働基準法に基づき、令和６年４月１日から、建設業者に関しても、災害時の復旧・復興事業を除き、時間外労働時間の罰則付き上限規制の一般則が適用されることを踏まえ、**当該上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例え、発注者と受注者との間で合意している場合であっても、「著しく短い工期」と判断**される。

工期の変更が必要となる場合にも適用

○　「著しく短い工期」の禁止は、当初の契約締結後、当初の契約どおり工事が進行しなかったり、工事内容に変更が生じた際、**工期を変更するために変更契約を締結する場合についても適用**される。
○　工期の変更時には紛争が生じやすいため、紛争の未然防止の観点から、当初の契約の際、公共工事標準請負契約約款第２１条、民間工事標準請負契約約款（甲）第２９条又は民間工事標準請負契約約款（乙）第１９条（それぞれ「著しく短い工期の禁止」の規定）を明記しておくことが必要である。

○ 建設業法令遵守ガイドラインの改訂（R2.9）について（４／５）

国土交通省

○改訂の概要

９．下請代金の支払

（２）下請代金の支払手段（改正法第２４条の３第２項）（新設）

【改正法第２４条の３第２項】

元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない。

【法改正の背景】

下請代金のうち労務費については、建設工事に従事する者の賃金や社会保険料に充てられるものであり、**現金ではなく手形で支払われた場合には、下請負人は賃金支払いのため金融機関等から現金を別途調達する必要が生じ、借入れコストを下請負人が自ら負担せざるを得なくなることから、下請保護の強化を図ることとしたもの。**

【改訂内容】

これまでも、平成２８年１２月に、政府として、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の趣旨に鑑み、下請代金の支払に係る考え方を改めて整理し、下請取引の適正化に努めるよう産業界に要請されたことを踏まえ、平成２９年３月に本ガイドラインを改訂し、「１２－４　支払手段について」の項目を新設し、「下請代金のできる限りの現金払い」について記述してきたところ。

今般、改正法第２４条の３第２項が規定されたことを踏まえ、新たに**「下請代金の支払手段」に関する項目を設け、改めて、下請代金のうち労務費に相当する部分の現金払いの必要性について記述した。**

また、引き続き、上記の平成２８年１２月の要請を踏まえ、下請代金を手形で支払う場合の手形サイトや現金化に係る割引料等のコスト負担に関する配慮について記述した。

【建設業法上望ましくない行為事例】

①　下請代金の支払を全額手形払いで行う場合

②　労務費相当分に満たない額を現金で支払い、残りは手形で支払う場合

○ 建設業法令遵守ガイドラインの改訂（R2.9）について（５／５）

国土交通省

○改訂の概要

11．不利益取扱いの禁止（改正法第２４条の５）（新設）

【改正法第２４条の５】

元請負人は、当該元請負人について第１９条の３（不当に低い請負代金の禁止）、第１９条の４（不当な使用資材等の購入強制の禁止）、第２４条の３第１項（下請代金の支払）、第２４条の４（検査又は引渡し）又は第２４条の６第３項若しくは第４項（特定建設業者の下請代金の支払期日等）の規定に違反する行為があるとして**下請負人が国土交通大臣等（当該元請負人が許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事をいう。）、公正取引委員会又は中小企業庁長官にその事実を通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない**」

【法改正の背景】

国土交通省では、建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付ける窓口として、各地方整備局等に「駆け込みホットライン」を設置しているが、元請負人からの報復を危惧して匿名希望で相談が寄せられるケースが少なからず見受けられるため、**建設業法上の元請負人の一定の義務違反行為について、下請負人が安心して国土交通大臣等に対して通報・相談し、必要に応じて元請負人に対する是正措置が図られるような環境整備を図ったもの。**

【改訂内容】

改正法第２４条の５を踏まえ、新たに「１１．不利益取扱いの禁止（第２４条の５）」の項目を設け、**当該規定に関する行為事例及び解説を記述した。**

【建設業法上違反となる行為事例】

①　下請負人が、元請負人との下請契約の締結後に、不当に使用資材等の購入を強制されたことを監督行政庁に通報したため、下請代金支払の際、元請負人が一方的に請負代金を減額した場合

②　下請負人が、下請代金の支払いに際し、正当な理由なく長期支払保留を受けたとし、監督行政庁に通報したため、元請負人が今後の取引を停止した場合

３．その他

駆け込みホットラインの概要（H19．4開設）

国土交通省

○違反情報収集体制の強化を目的として設置

・各地方整備局等に設置された「建設業法令遵守推進本部」に通報窓口として開設
・通報された情報に対し必要に応じて立入検査・報告徴取を実施
・通報者に不利益が生じないように情報を取り扱う
・法令に違反する行為があれば監督処分等により厳正に対応

国土交通省HPにおいて掲載中　：　http://www.mlit.go.jp/common/001330568.pdf

建設業フォローアップ相談ダイアル開設（H27．3～）

○ H25年6月に開設した「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」を発展的に統合
○ 公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報や品確法の運用指針に関すること、社会保険未加入対策等についての相談窓口

建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただいてきたところです。

この度、目標年次を迎えた「建設業における社会保険未加入対策」についても、相談を受け付けますので是非ご利用ください。

品確法 運用指針、
新労務単価、社会保険未加入対策等
建設業に関する様々な相談を受け付けます！

TEL. ナビダイヤル 0570-004976（マルマルヨクナロク）

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00－12:00　13:30－17:00
（土日・祝祭日・閉庁日を除く）

国　土　交　通　省
土地・建設産業局　建設業課

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」で受け付ける生の声

従来から受け付けていた、品確法の運用指針や公共工事設計労単価改訂後の請負契約に関する情報のほか、社会保険未加入対策等についても相談や現場の生の声を受け付けます。

品確法の運用指針に関する情報

●「歩切りの禁止」や「ダンピング対策」などの、品確法の運用指針の内容の実施状況についての相談
●公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成・確保といった、品確法の基本理念に関連する現場の取組・実態についての情報

＜例えば・・・＞
・品確法の運用指針の内容について教えて欲しい。
・違反と疑われる発注者の行為について相談したい。
・発注者には言いにくい受注者の悩み、現場での困難な実態を聞いて欲しい　など

いただいた情報をもとに・・・
○当該発注者等に情報提供を行うこと等により見直しの促進を図っていきます。
○運用指針の実施状況のフォローアップに活用するなど、各種施策の検討の参考にさせていただきます。

公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報

●発注者と元請負人との請負契約についての情報
●元請負人と下請負人との取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報
●1次下請負人と2次下請負人など、下請負人間での取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報

＜法令違反のおそれがある情報の例＞
・元請負人が見積の際に、合理的な根拠もなく、下請負人の示した労務単価を下回る額を一方的に押しつけ、その額で下請契約を締結した　など

※元請負人と下請負人間の取引に係る法令違反、または、法令違反のおそれのある事例は、国土交通省のホームページに掲載されている「建設業法令遵守ガイドライン」をご覧下さい。

社会保険未加入対策

●「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」や現場入場についての相談

その他の関連情報

●行政や業界の取組や現場の実態についての関連する情報　※お寄せ頂いた情報には、国土交通省が直接対応出来ない場合もありますので、予めご了承願います。

法令違反、または、違反のおそれのある情報については、「建設業法令遵守推進本部」が端緒情報として取り上げ、当該建設業者への立入検査や報告徴収等をするかどうかの判断をします。

いただいた情報については、今後の取組の参考とさせていただくほか、個別事案を特定できない方法で公表させていただくこともありますので、予めご了承下さい。

E-mail：hqt-kensetsugyo110@ml.mlit.go.jp
「建設業フォローアップ相談ダイヤル」への情報は、電子メールでも受け付けています。

＜品確法・運用指針の内容や公共工事設計労務単価等の内容についてはホームページをご覧下さい＞
品確法・運用指針：http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html
公共工事設計労務単価：http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html
社会保険未加入対策：http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

中部地方整備局ＨＰの紹介①

①中部地方整備局　トップページ

トップページ下部にあるバナーをクリック

②建設産業課　トップページ

＜ご覧いただける内容（抜粋）＞

◆改正建設業法HP

改正建設業法に関連する、各種資料などをご覧いただけます。

◆建設業の社会保険加入対策

社会保険加入対策の取り組みや関連するパンフレット、解説資料などをご覧いただけます。

◆建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて

現場の技術者や施工体制台帳の作成等を中心にわかりやすく解説したパンフレットです。

◆建設業法令遵守ガイドライン

元下間で、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示し、公正かつ透明な取引の実現を目的としています。

※他にも様々な関連情報を掲載しています。

○国土交通省 中部地方整備局　建設産業情報HPアドレス
https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/contents03.html

中部地方整備局ＨＰの紹介②

改正建設業法HP

＜ご覧いただける内容（抜粋）＞

◆適正な施工の確保に向けて
適正な施工体制について、一問一答形式で紹介しています

◆新・担い手三法について
建設業法、入契法、品確法の一体的改正について資料を掲載しています

◆建設業許可の手引き
改正建設業法に対応した手引きを掲載しています

◆建設業法施行規則
国土交通書HPにて、概要・法律・省令等を掲載しています。

改正建設業法　特設HP
https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/contents10.html

国土交通省･厚生労働省主催
令和２年度 「建設工事おける労働災害防止に関する説明会」

足場等に係る安全対策について

全国仮設安全事業協同組合

1

1．足場の安全装備について

2

人の墜落･転落による災害防止措置：労働安全衛生規則　第563条

（参考図）

わく組足場

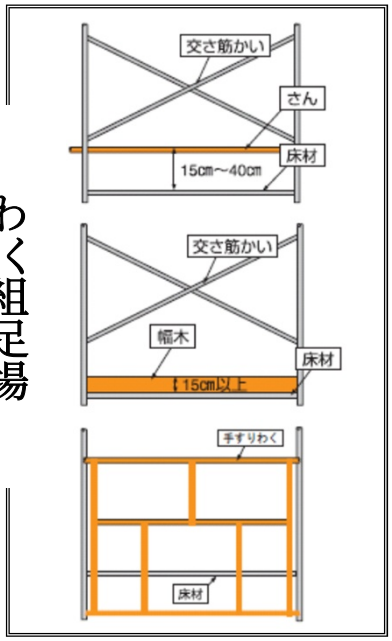

わく組足場以外（※）

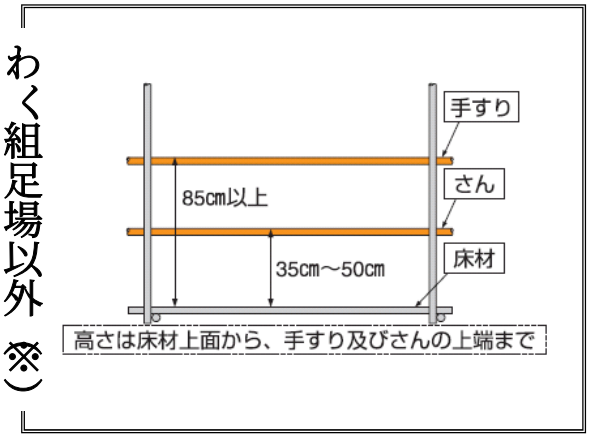

※　単管足場、くさび緊結式足場など

3

わく組足場の妻側の墜落防止措置

（労働基準局長通達：基発0311001号[平成21年3月11日]）

わく組足場の妻側の墜落防止措置については、わく組足場以外の足場（単管足場等）と同じ措置となる。

「高さ85cm以上の手すり及び
高さ35cm～50cmの位置にさん（中さん）を設ける。（義務）」

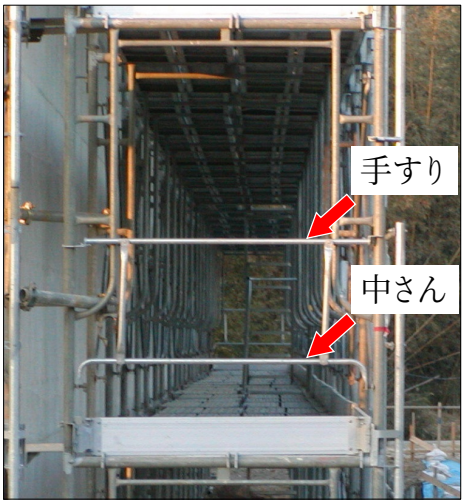

4

改正労働安全衛生規則（足場からの墜落防止対策関係）等の概要　　平成27年7月1日施行

１．足場の作業床に係る墜落防止措置の充実（安衛則：第５６３条）
足場における高さ２m以上の作業場所に設けられる作業床の要件

安衛則第563条で定める**足場における高さ２m以上**の作業場所に設けられる**作業床の要件**に、以下の内容が追加されました。

① **床材と建地との隙間は12cm未満とすること。** が追加されました。

但し、12cm未満であってもメッシュシート等と作業床の隙間から、工具、端材、瓦礫等が落ちる危険が残るので、別途、この隙間からの飛来･落下防止措置を講ずる必要があります。

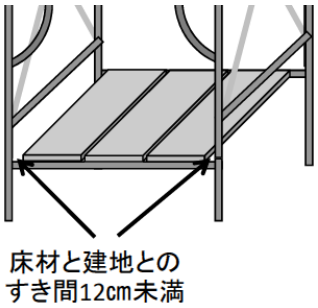

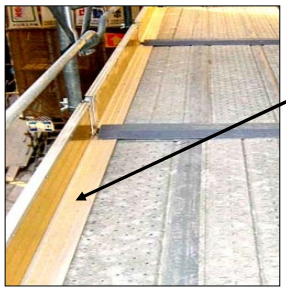

5

１．足場の作業床に係る墜落防止措置の充実（安衛則：第５６３条）
足場における高さ２m以上の作業場所に設けられる作業床の要件

② 足場からの**手すり等の墜落防止設備（足場用墜落防止設備）**について、

･作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合や作業の必要上臨時にこれらの設備を取り外す場合は、**当該箇所への関係労働者以外の者の立入りを禁止すること。**

･足場用墜落防止設備を取り外す箇所において関係労働者に作業させる場合は、**要求性能墜落制止用器具を安全に取付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。**

③ **作業の必要上臨時に墜落防止設備を取り外したときは、当該作業が終了した後、直ちに取り外した設備を元の状態に戻さなければならないこと。**が追加されました。

※ **②及び③**については、**架設通路及び作業構台についても同様の措置**が追加されています。

6

２．足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置の充実（安衛則：第５６４条）
足場の組立て、解体又は変更の作業時の墜落防止措置

安衛則第564条で定める**足場の組立て、解体又は変更（以下、足場の組立て等）の作業に係る墜落防止措置**が、以下のように強化されました。

① **高さ５m以上**から**高さ２m以上**の構造の足場まで適用範囲を拡大。

② **足場材の緊結等の作業**を行うときの措置。

イ　作業床の**幅２０cm以上**としていたものを、**幅４０cm以上**に拡幅。

※　ただし、作業床を設けることが困難なときを除く。

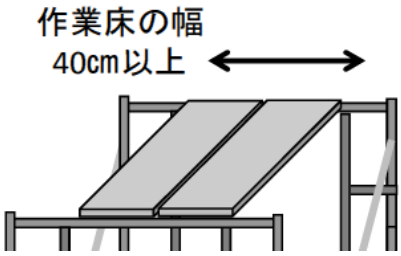

7

２．足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置の充実（安衛則：第５６４条）
足場の組立て、解体又は変更の作業時の墜落防止措置

② **足場材の緊結等の作業**を行うときの措置。

ロ　**要求性能墜落制止用器具取付け設備等の設置及び要求性能墜落制止用器具を使用させる措置**を講ずること。　※　ただし、これらの措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときを除く。

手すり先行工法を積極的に採用！
手すりの設置を優先的に講ずるよう指導

厚生労働省では、要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備を設ける場合には、**「足場の一方の側面のみであっても、手すりを設ける等労働者が墜落する危険を低減させるための措置を優先的に講ずるよう指導する」**とされています。

（平成27年3月31日付通達　基発0331第9号より抜粋）

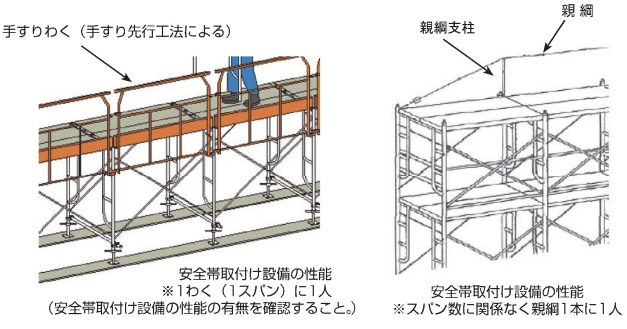

安全帯取付け設備の例

8

墜落制止用器具取付設備の性能及び使用

＜参考＞　墜落制止用器具取付設備**取付設備の使用基準**

墜落制止用器具取付設備の使用基準	**墜落制止用器具取付設備の種類**	
	手すりわく（JISによる）	親綱＋親綱支柱
最長長さ	2m以下（1スパン）	10m以下（5スパン）
墜落制止用器具を取り付けられる人数	1枠に1人 ※後踏側の性能を要確認	親綱1本に1人 ※10m以下でも1人

9

墜落防止措置の注意事項

1. 手すり及びさん（中さん）の材質
2. 足場の躯体壁側の措置
3. 足場昇降階段及び仮設通路

10

注1．手すり及びさん（中さん）の材質

「わく組足場」又は「わく足場以外の足場」に設置する手すり及びさん（中さん）等は、棒状の丈夫な部材をいい、繊維ロープ等の可撓（カトウ）性の材料は認められない。

（平成21年3月11日 基発第0311001号＜抜粋＞）

注）可撓性とは、曲げたり、たわみを持たせることが出来る性質

注2．足場の躯体壁側の措置

以下の場合などにおいては、足場の躯体側にも

Ⅰ　労働安全衛生規則 及び

Ⅱ　足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱 に示す同じ措置が必要。

※防網（層間ネット）は、物の落下防止措置の他、作業の都合上臨時に手すり、中さん、幅木等を外す場合又は、手すり等が設けられない箇所へ措置するものであり（墜落制止用器具併用）、手すり、中さん幅木等に直接、代わるものではありません。

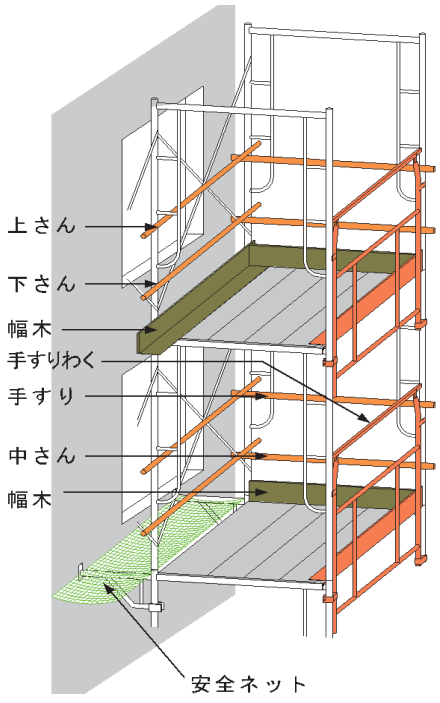

注3．足場昇降階段及び架設通路

足場内の昇降階段は、架設通路と見なされており、
手すり及び中さんの設置が必要です。
併せて、階段開口部手すりの設置も必要となります。

手すり及び中さんを設置した昇降階段の例

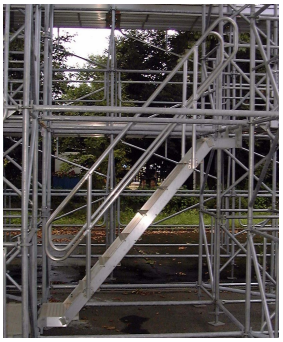

階段開口部手すりの例

階段開口部手すりのすき間を塞いだ例

13

「より安全な措置」等について（抜粋）

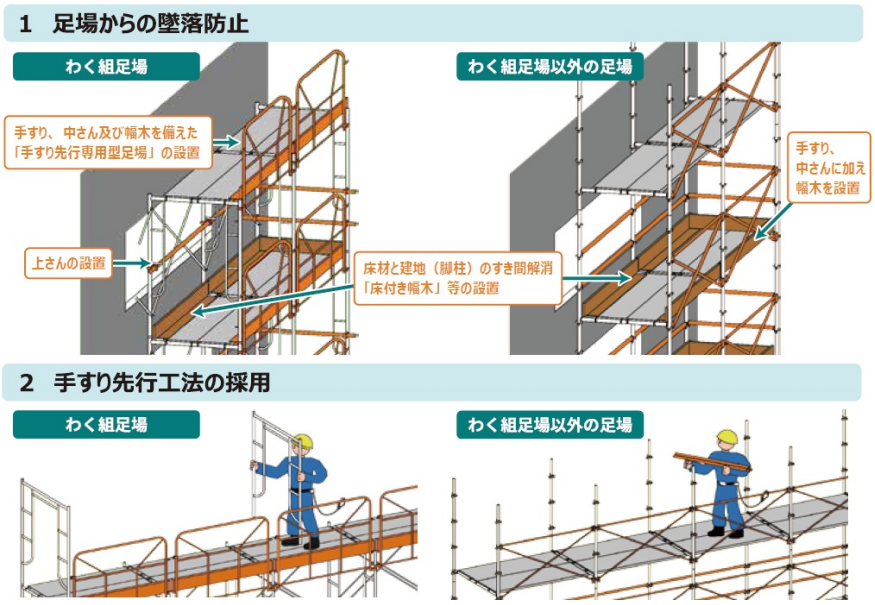

14

手すり先行工法の定義

◎足場の組立

作業床を取付ける前に、手すり、中さん及び幅木を先行して設置して足場を組立てる。

◎足場の解体

最上層の作業床を取外すまで手すり、中さん及び幅木を残置しておき、常に手すり、中さん及び幅木が設置された状態で足場を解体する。

15

手すり先行工法の例

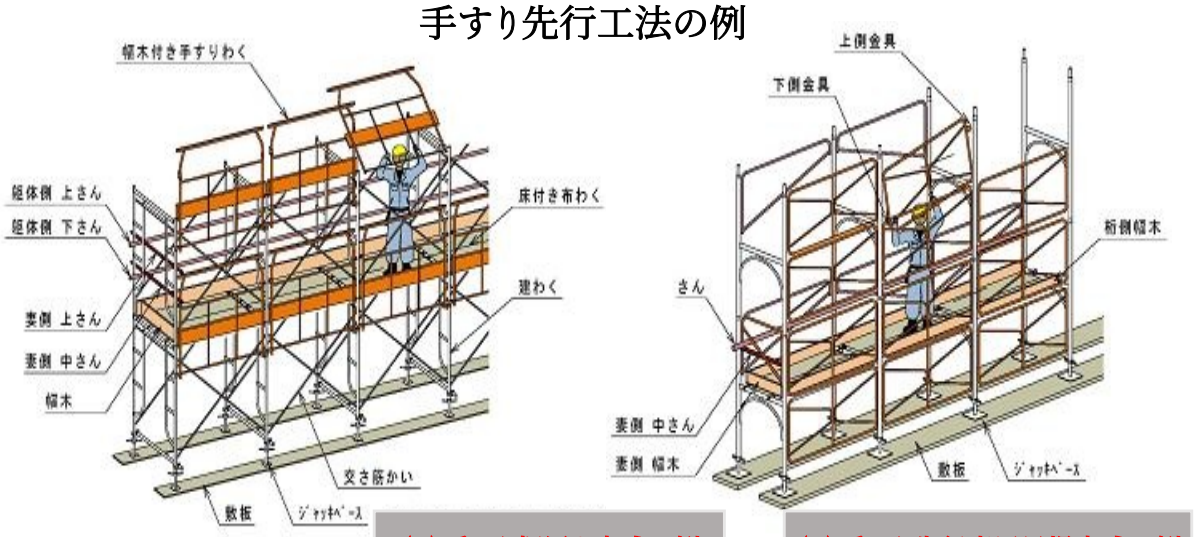

(1) 手すり据置き方式の例　　(2) 手すり先行専用足場方式の例

国交省の共通仕様書で定める手すり先行足場

16

足場からの飛来・落下物による災害防止

☆厚生労働省

- 労働者に対する措置（労働安全衛生規則等）

☆国土交通省

- 主として第三者に対する措置（建築基準法等）

建築基準法施行令　第百三十六条の五（要約）
・工事をする部分が工事現場の境界線から水平距離が五メートル以内で、かつ、地盤面から高さが七メートル以上にあるとき、その他落下物によつて工事現場の周辺に危害を生ずるおそれがあるときは、工事現場の周囲を鉄網又は帆布でおおう等落下物による危害を防止するための措置を講じなければならない。

建設工事公衆災害防止対策要綱（要約）
・外部足場から、ふ角七五度を超える範囲又は水平距離五メートル以内の範囲に隣家などがある場合には、足場の必要な部分を鉄網若しくは帆布で覆い又はこれと同等以上の効力を有する防護措置を講じなければならない。
・施工者は、落下物によって工事現場の周辺に危害を及ぼすおそれがあるときは、建築基準法の定めるところにより、ネット類又はシート類で覆う等の防護措置を講じなければならない。

17

厚生労働省の労働安全衛生規則（労働者を対象とした措置）

幅木(高さ10㎝以上)、メッシュシート若しくは防網又はそれと同等の機能を有する設備を設置する。(第563条)

注）機材の選択にあたっては、建築基準法等を考慮すること。

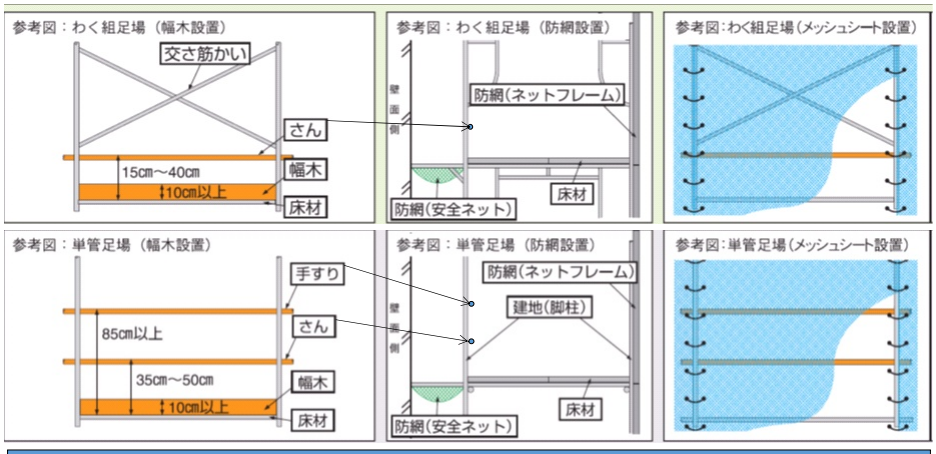

設置目的：作業床からの落下物による労働者の災害防止措置

18

19

○国土交通省告示第四百九十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十五条の二十七第二項の規定に基づき、建設工事公衆災害防止対策要綱を次のように定め、公布の日から適用する。

令和元年　九月二日

国土交通大臣　石井　啓一

（土木工事編）

第１章　総　　則

第１　目　　的

１　この要綱は土木工事の施工に当たって、当該工事の関係者以外の第三者（以下「公衆」という。）の生命、身体及び財産に関する危害並びに迷惑（以下「公衆災害」という。）を防止するために必要な計画、設計及び施工の基準を示し、もって土木工事の安全な施工の確保に寄与することを目的とする。

第２　適用対象

１　この要綱は、公衆に係わる区域で施工する土木工事（維持修繕工事及び除却工事を含む。以下「土木工事」という。）に適用する。

（建築工事等編）

第１章　総　　則

第１　目　　的

１　この要綱は、建築工事等の施工に当たって、当該工事の関係者以外の第三者（以下「公衆」という。）の生命、身体及び財産に関する危害並びに迷惑（以下「公衆災害」という。）を防止するために必要な計画、設計及び施工の基準を示し、もって建築工事等の安全な施工の確保に寄与することを目的とする。

第２　適用対象

１　この要綱は、建築物の建築、修繕、模様替又は除却のために必要な工事（以下「建築工事等」という。）に適用する。

20

（土木工事編）

第２章　一般事項

第 14　整理整頓

第 15　作業場の区分

第 16　作業場の出入口

第 17　型枠支保工、足場等の計画及び設計

第 18　建設資材等の運搬

第 19　足場等の設置・解体時の作業計画及び手順

第 20　道路近傍区域での仮設物の設置等

第 21　安全巡視

（建築工事等編）

第２章　一般事項

第 14　整理整頓

第 15　飛来落下による危険防止

第 16　粉塵対策

第 17　適正な照明

第 18　火災防止

第 19　危険物貯蔵

第 20　周辺構造物への対策

第 21　仮囲い、出入口

第 22　建設資材等の運搬

第 23　外部足場に関する措置

第 24　落下物による危害の防止

第 25　足場等の設置・解体時の作業計画及び手順

落下防止設備：朝顔（防護棚）

朝顔は、建設工事の現場から落下物が外部に落下し、通行人等第三者に対する公衆災害を防止するために、足場の外側面にはね出して設ける落下物防止設備である。一般的に朝顔は、張出し材、つなぎ材、根太（ころばし）及び敷板等により構成され、これらに使用する材料は、足場用鋼管、足場板、波型鉄板等である。最近では現場で簡単に組み立て、解体ができるプレハブ式（ユニット式）が主流となっている。
なお、朝顔（防護棚）の設置方法については、平成5年1月12日付建設省経建発第1号「建設工事公衆災害防止対策要綱・建築工事編」で定められている。

朝顔（防護棚）

単管、クランプ（自在）、木板を使った朝顔の例

・設置、撤去時に作業員が朝顔に乗って作業するため、非常に危険である。

・台風が来た時に急遽、撤去することが困難である。

・朝顔の張り出し端部（単管の先）において上下の単管をクランプで緊結する際、単管の端部に十分な余長を設けていないことが原因で単管がクランプから外れ、墜落事故に繋がるケースがある。

23

2．足場の施工管理について

24

作業を指揮する者の指名 (労働安全衛生規則　第529条)

事業者(※)は、建築物、橋梁、足場の組立て等(作業主任者を選任しなければならない作業を除く)を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、次の措置を講じなければならない。

・作業を指揮する者を指名して、その者に直接作業を指揮させること。
・あらかじめ、作業の方法及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させること。

※　事業者とは、安衛法上では「事業を行う者で労働者を使用するもの」とされており、法人企業の場合は「法人そのもの」個人企業であれば「事業経営主」のこと。

作業主任者の選任 (労働安全衛生規則　第565条)

足場の組立て、解体又は変更等の作業で、作業主任者を選任しなければならないのは次のとおり　※(労働安全衛生法施行令　第6条15号の作業)

・つり足場(ゴンドラのつり足場を除く)
・張出し足場
・高さが5m以上の構造の足場

☆作業主任者の氏名と行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知しなければならない
(労働安全衛生規則　第18条　作業主任者の氏名等の周知)

※　以下と混同しないように注意して下さい
・　作業床(足場を組み立てる等の方法による)の設置は「高さ2m以上」
・　特別教育は「高さ制限なし」「組立・解体または変更の作業」

作業主任者の職務（労働安全衛生規則　第５６６条）

足場の組立て、解体又は変更等（以下、足場の組立て等という。）の作業における作業主任者の職務は次のとおりである。

・材料の欠点を点検し、不良品を取り除く
・器具、工具、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除く
・作業の方法及び作業者の配置を決定し、作業の進行状況を監視する。
・要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視する。

足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育の追加（安衛則：第36条関係）
足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務の墜落防止対策

足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業※の業務を除く。）が、安衛法第59条第3項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務となり、安衛則第36条で定める「特別教育を必要とする業務」に追加されました。

足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育の追加（安衛則：第36条関係）

足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務の墜落防止対策

なお、次に揚げる該当者は、特別教育の**科目の全部について省略**することができます。

（１）足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者

（２）建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した者、居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した者等足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和４７年労働省告示第１０９号）第１条各号に掲げる者

（３）とびに係る１級又は２級の技能検定に合格した者

（４）とび科の職業訓練指導員免許を受けた者

（平成27年3月31日付通達　基発0331第10号より抜粋）

29

足場の特別教育

・足場の特別教育は、うま足場やローリングタワーも該当します。
（安全衛生特別教育課程の一部を改正する件（案）に係る意見募集について」に対して寄せられた意見について（平成27年3月25日　安全衛生部安全課））

・特別教育を受講有無に関わらず、18歳未満の者は足場の組立て・解体業務を行えません。
年少者労働基準規則第8条24号【高さが5m以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務】．25号【足場の組立、解体又は変更の業務（地上又は床上における補助作業の業務を除く。）】

・外国人労働者に安全衛生教育等（足場の特別教育も含まれます）を行う場合は、外国人労働者が確実に理解できる方法により、教育等を実施してください。
（平成28年10月12日　基発1012第1号　安全衛生教育及び研修の推進について）
（安全衛生特別教育課程の一部を改正する件（案）に係る意見募集について」に対して寄せられた意見について（平成27年3月25日　安全衛生部安全課））

30

3．足場の保守･管理について

安全点検に関する事項

労働安全衛生規則　(労働安全衛生規則　第567条)

※足場での作業開始前の日々の点検を義務化した。

※足場の組立後、悪天候後等に実施する点検結果の記録、保存を義務化した。

(平成21年3月11日付通達　基発第0311001号)
「足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間」とは、それぞれの事業者が請け負った仕事を終了するまでの間であって、元方事業者にあっては、当該事業場におけるすべての工事が終了するまでの間をいうものであること。

注文者の点検義務の充実（安衛則：第655条及び第655条の２関係）
足場及び作業構台の点検に関する元方事業者等の責務

安衛則第655条（足場についての措置）及び第655条の２（作業構台についての措置）で定める注文者（**足場の組立てを発注し、他の請負人の労働者に使用させる特定元方事業者等**）が行わなければならない点検に、**「足場又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更の後において、それぞれにおける作業を開始する前」**が追加されました。

※「一部解体若しくは変更」の解釈については、通達で示されています。

また、**点検の結果**及びその結果に基づいて**修理等の措置を講じた場合の内容**を**記録**し、足場又は作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを**保存**しなければなりません。

33

注文者の点検義務の充実（安衛則：第655条及び第655条の２関係）
足場及び作業構台の点検に関する元方事業者等の責務

安衛則第655条　※解釈例規

第1項第2号の「一部解体若しくは変更」には、建わく、建地、交さ筋かい、布等の足場の構造部材の一時的な取り外し若しくは取付けのほか、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート、朝顔等の一時的な取り外し若しくは取付けが含まれること。ただし、次にいずれかに該当するときは、「一部解体若しくは変更」に含まれないこと。

① 作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備（足場の構造部材である場合を含む。）を取り外す場合又は当該設備を原状に復す場合には、局所的に行われ、これにより足場の構造に大きな影響がないことが明らかであって、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき。

② 足場の構造部材ではないが、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート等の設備を取り外す場合又は当該設備を原状に復す場合であって、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき。

安衛則第655条の２　※解釈例規

第1項第2号の「一部解体若しくは変更」には、作業の必要上臨時に手すり等又は中桟等を取り外す場合並びに当該設備を原状に復す場合を含まないこと。

34

「より安全な措置」等について（抜粋）

3　足場等の安全点検の確実な実施

（1）足場等の種類等に応じた**チェックリスト**に基く点検及び記録・保存

足場等の種類別点検チェックリスト－（　　）足場用－(注 1)

足場等点検チェックリスト

工事名（　　）　工期（　　～　　）（注 2）
事業場名（　　）
点検者職氏名（　　）（注 3）
点検日　　年　月　日
点検実施理由（悪天候後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後）（その詳細　　）（注 4）
足場等の用途、種類、概要（　　）（注 5）

重要項目

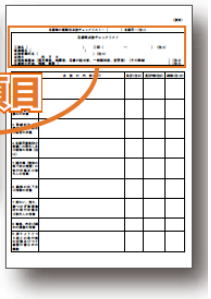

（2）足場等の組立て・変更時等の点検実施者については、

1．**足場の組立て等作業主任者能力向上教育**の受講者
2．**労働安全コンサルタント**（試験の区分が土木又は建築である者）
3．**計画作成参画者**
4．「**仮設安全監理者資格取得講習**」受講者
5．「**施工管理者等のための足場点検実務研修**」受講者

等十分な知識・経験を有する者を指名し、
足場の組立等の作業に直接従事した以外の者が行うことで、客観的で的確な点検とする。

（3）作業開始前の点検は職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名する。

35

4．その他の安全対策について

36

1．法面からの墜落･転落災害防止対策

- 昇降設備、構台等の設置

37

斜面･法面工事用仮設設備

国土交通省土木工事共通仕様書

第1編 共通編
第1章 総則
1－1－26 工事中の安全確保

1．受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」および「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、**JIS A 8972（斜面･法面工事用仮設設備）**を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。

平成25年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について

Ⅰ 発注者が実施する対策

3．法面からの墜落事故防止重点対策
・ 大規模または特殊法面工事においては、必要に応じて**JISA8972（斜面･法面工事用仮設設備）**による**昇降設備、構台等の設置を推進し、適切に必要な費用を計上する。**

Ⅱ 関係業団体が実施する対策

4．法面からの墜落事故防止重点対策
（1）昇降設備の設置の推進
・ 関係業団体は、会員各社に対して親綱の固定箇所･安全帯付け替え箇所への安全な移動のため、大規模及び特殊法面工事においては、必要に応じて**JISA8972(斜面･法面工事用仮設設備)**による**昇降設備、構台等を設置し**、施工することを推奨する。

（2）法面工事における適切な作業計画の作成と周知
・関係業団体は、会員各社に対して、法面工事の施工にあたり、十分な知識と経験を有する者により作業計画を作成するとともに、作業計画の内容の周知徹底するよう働きかける。

38

斜面･法面からの墜落･転落防止対策例
【ハード面】

- **昇降設備による安全通路の確保**

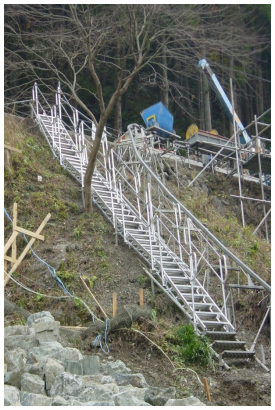

39

斜面･法面からの墜落･転落防止対策例
【ハード面】

- **機械構台設備（システム工法）**

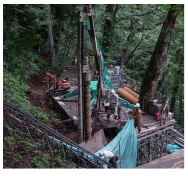

40

応用例：災害時仮復旧工事道路

41

2．改修工事等における安全対策

◎作業の省力化策および省技能化 （技能者の減少）

- システム式吊り足場

42

• 吊り足場（在来工法）

在来工法と完成した足場状態

43

• 吊り足場（在来工法）

手順①：チェーンに親パイプを取付ける

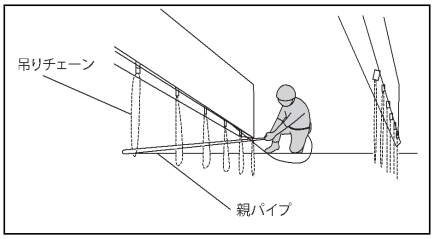

手順②：親パイプにコロバシパイプを取付ける

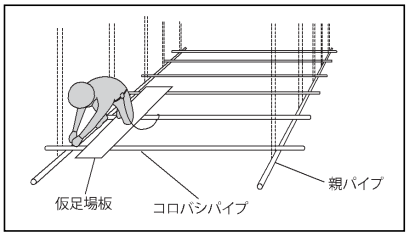

手順③：足場板を敷く

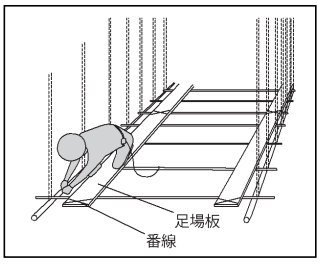

手順④：落下防止ネットを張り足場板を全面に敷く

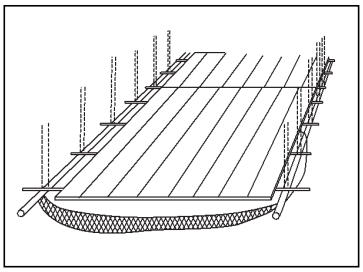

44

システム吊り足場

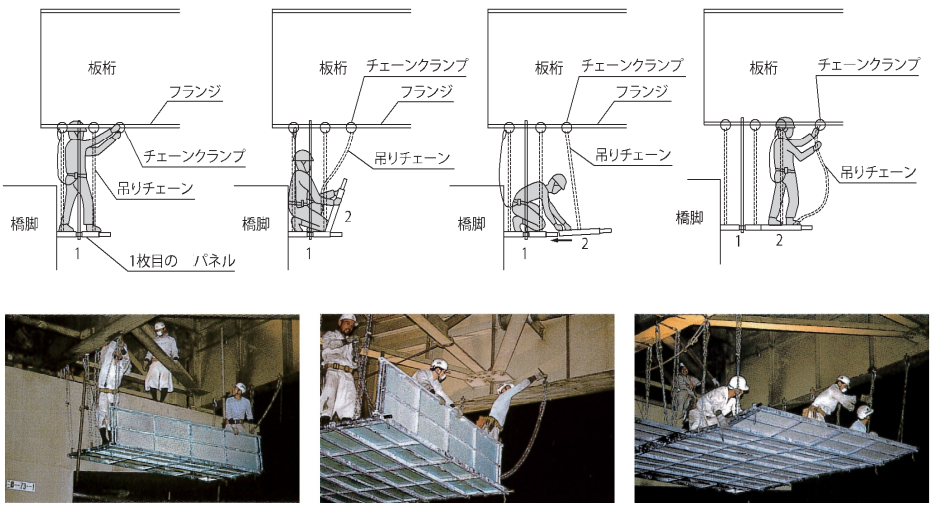

45

システム吊り足場

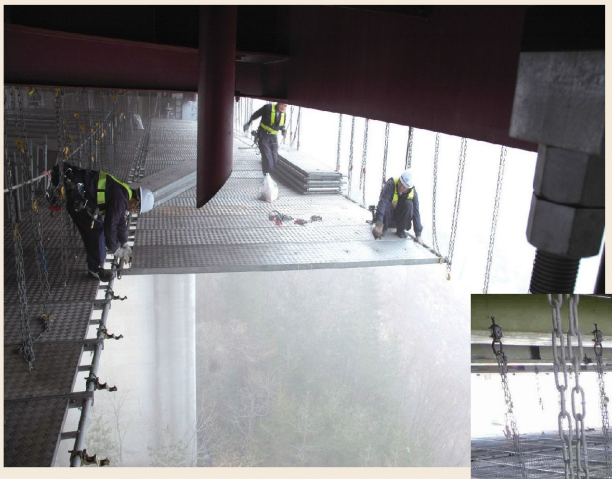

46

システム吊り足場

手順①：フレームを地組する

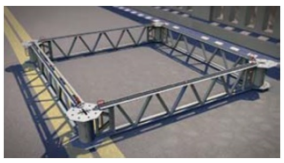

手順②：デッキパネルの取付

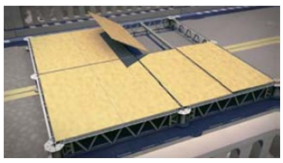

手順③：ユニットを吊り上げる

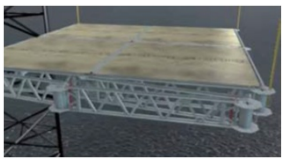

手順④：フレームを空中で水平展開する

手順⑤：デッキパネルの取付

手順⑥：デッキ固定プレート、専用手すり及び幅木を設置し、④以降を繰り返す

47

システム吊り足場

48

3．屋根からの墜落･転落災害防止対策

- 建方作業台、渡り歩廊、墜落防護柵等の設置

屋根工事用足場（官庁営繕関係）

国土交通省公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
平成３１年版

第２章仮設工事
２節　縄張り、遣方、足場等
2.2.4　足場等
（3）屋根工事及び小屋組の建方工事における墜落事故防止対策は、**JISA8971（屋根工事用足場及び施工方法）の施工標準に基づく足場及び装備機材の設置を設置する**。

「平成25年度における営繕工事
事故防止重点対策の実施について」

2 屋根工事等に係る安全対策
屋根面等からの墜落事故防止対策として、必要に応じ、**建方作業台、渡り歩廊、墜落防護さく等のJISA8971(屋根工事用足場及び施工方法)による足場及び装備機材の設置を推進し、適切に必要な費用を計上する。**

墜落防護用支柱の例

51

4．屋内における開口部からの墜落･転落災害防止対策

危険な事例と改善事例

52

【事故事例】

暗い工場内を歩行中、ピットに墜落

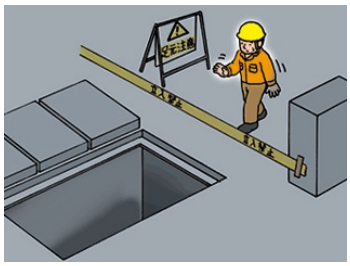

＜災害発生状況＞

被災者の所属する事業場は、この工事の2次下請けとして新タンクの設置を請負った。工事は当日1日限りの予定であった。

被災者は、忘れ物に気が付きライトバンに取りに行く際、工場内の工事場所のピット（古いタンクを撤去した跡）に墜落して死亡した。

工場内には照明がなく、歩行が困難な状態であった。ピットの周囲には注意表示や立入禁止のテープが設置されていたものの、**さく等は設置されていなかった**。

＜この災害の原因＞

1　ピットに**さく等の墜落防止措置が行われていなかった**こと。
2　元方事業者や発注者による墜落防止措置の確認がなかったこと。
3　被災者が、照明のない、当日が初めての工場内に単独で入ったこと。

参考：厚生労働省「職場の安全サイト」より抜粋

下水道工事等に係る事故防止重点対策の実施について

（国水下企第２０号　国水下事第１６号：令和元年７月１８日）

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道企画課長

（前略）

国土交通省にて、過去3か年（平成28～30年度）の下水道工事及び維持管理作業に係る事故原因等を分析した結果、死亡事故は墜落・転落によるものが最も多く、その全てで墜落制止用器具が未使用でした。また、**高所・開口部の仮設材について、中さんや幅木が設置されていなかったり、作業床を設置せずに単管を足場にして作業を実施するなど、労働安全衛生規則に基づく安全対策が実施されず負傷事故等に至る事例が散見**されました。これらを踏まえ、墜落転落事故防止を本年度の重点対策として取り組むこととします。

ついては、作業従事者の安全管理に対する意識向上を図り、安全帯など墜落制止用器具の着用・使用を徹底するとともに、**適切な仮設材の設置・使用など、安全対策に万全を期する**ようお願いいたします。

また、墜落・転落事故の未然防止に向けた注意喚起ポスターを作成しましたので（別紙）、高所作業を伴う工事現場や維持管理作業員詰所等に掲示していただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。　（以下略）

（別紙）
注意喚起ポスター

建屋内の開口部養生／危険な事例

労働安全衛生規則（519条）の囲い、手すり、覆い等の設置

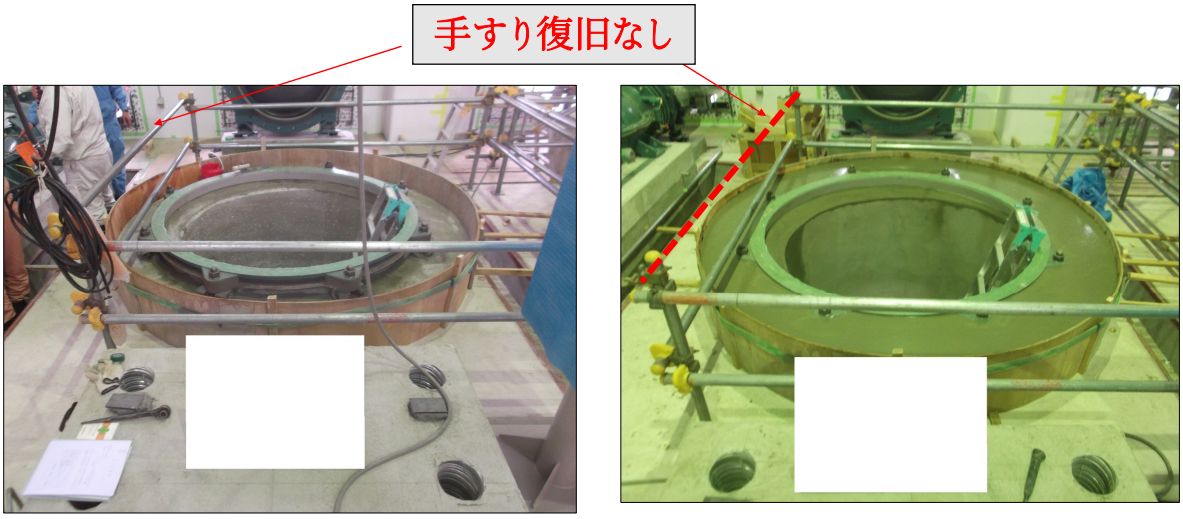

建屋内の開口部養生／改善事例（ﾄﾞｱ付手すり）

労働安全衛生規則（519条）の囲い、手すり、覆い等の設置

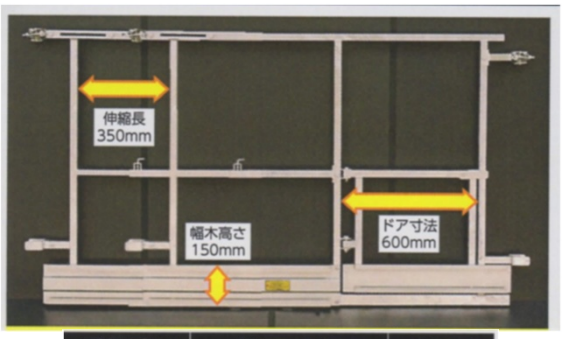

手摺高さ (mm)	許容寸法 (mm)	重量 (kg)
1000	1600～1950	15.0
1000	1600～1950	15.0
1000	1300～1650	13.8
1000	1300～1650	13.8

建屋内の足場／危険な事例（単管足場）

労働安全衛生規則（563条）の手すり、中桟、幅木等の設置

脚柱と作業床の隙間（12cm以下）

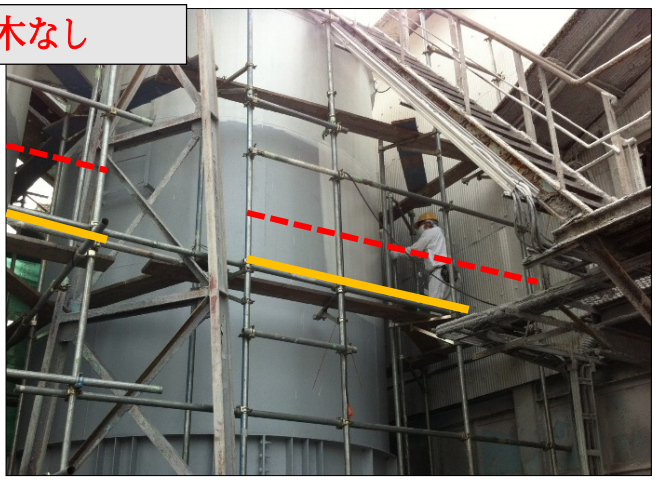

建屋内の足場／改善事例（単管足場）

手すり、中桟及び幅木を一体型にした手すり枠の使用

手摺高さ (mm)	許容寸法 (mm)	重量 (kg)
1000	1600 ～ 1950	12.0
1000	1300 ～ 1650	11.0
1000	1000 ～ 1350	9.5
1000	750 ～ 1050	8.5

単管足場：建地、固定型ベース金具

単管足場用鋼管……**単管足場用鋼管は、建地、布、腕木及び筋かい等の部材として使用され、外形48.6mm、肉厚2.5mmの鋼管を使用する。**

固定型ベースパネル……**単管足場の建地の脚部下端に取り付け。建地の沈下を防止し、固定型ベース金具を釘止めすることで、ズレを防止できる。**

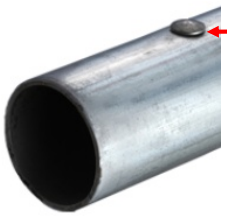

抜け止めピン

単管足場用鋼管

固定型ベース金具

単管足場:単管ジョイント

単管ジョイントは、単管足場用鋼管を繋ぐときに用いる金具で、単管足場用鋼管への挿入長が95mm以上で抜け止めの加工がされている継ぎ手金具である。

※　ボンジョイント(圧着方式の単管用継手金具)について、抜け止め機構が圧着方式であり、その他の抜け止め機能がないことから、引張強度が極めて低いため、単管足場用の継手金具として譲渡、貸与すること、又は、ボンジョイントを単管ジョイントとして使用することは、労働安全衛生法違反となる。

単管ジョイント

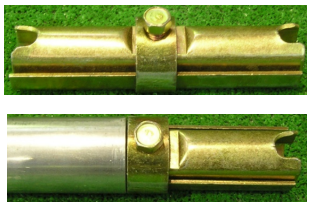

ボンジョイント

61

正常化の偏見(normalcy　bias)

自分にとって都合の悪い情報を無視したり過小評価してしまう人の特性

“事故には遭わないが宝くじには当たる”

↓↓

“事故は他人に起きるもの”

その場で『怖い』と思っても長続きしない

62